

神奈川県茅ヶ崎市

史跡 下寺尾官衙遺跡群

保存活用計画



平成 29 年 3 月

茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会

は じ め に

茅ヶ崎市は、昭和 22 年(1947)に神奈川県内で 7 番目に市制をしき、平成 29 年(2017)には市制施行 70 周年を迎えます。この間、人口の増加や都市基盤の整備などが進んで、人口約 24 万人を擁する湘南地方の中核都市として発展してきました。市域は神奈川県南部に位置し、南には相模湾が面し、西には相模川が南流する位置にあたり、35.76 ㎢の面積を有しています。北部の相模原台地と南部の砂丘や自然堤防などの低地によって形成されている、気候風土に恵まれた環境です。

こうした自然環境のもとで、茅ヶ崎市域では古くから人々の活動が営まれてきました。その営みを知る重要な手がかりに遺跡がありますが、現在、茅ヶ崎市内では 216 か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が確認されています。これらの遺跡は、旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近現代と連綿と続いて存在し、私たちの住む茅ヶ崎の地における人々の歩みを今に伝えています。その内容は、今後の茅ヶ崎の未来を考える上で欠くことができないものです。一方で時の流れと都市化の進展に伴い、多くの遺跡が消滅してきました。遺跡の多くが現状のまま保存されずに、やむなく発掘調査によって記録に留めるという形で失われているのも実情です。

そうしたなか、茅ヶ崎市下寺尾に所在する「下寺尾官衙遺跡群」は、茅ヶ崎のみならず日本の歴史を語るうえでも欠くことのできない重要な遺跡との評価を得て、平成 27 年 3 月 10 日に史跡として文部科学大臣の指定を受け、文化財保護法に基づいて現状保存されることとなりました。この遺跡群は、古代における地方社会の様相を知るうえで重要な内容を有して、茅ヶ崎で暮らす私たちが郷土の誇りとして語ることのできる遺跡です。さらに下寺尾の地には、官衙遺跡群と重なる形で縄文・弥生時代をはじめとした時代の異なる遺跡（下寺尾遺跡群）が多く確認されています。

茅ヶ崎市教育委員会は、下寺尾官衙遺跡群を適正に保存し、有効に活用していくための「保存活用計画」をここに策定いたします。学術的な調査・研究を進め、国の史跡として指定された官衙遺跡群はもとより、貴重な遺跡が重層する下寺尾遺跡群の価値を発信し、郷土の宝として後世に引き継いでいきます。下寺尾の地が、史跡の活用を通じて多くの人々が集い、郷土を学び、地域への愛情を育む場所となるよう整備を進めてまいります。

平成 29 年 3 月

茅ヶ崎市教育長 神 原 聡

《 本計画で扱うことばの定義 》

かんが ○官衙

- ・官庁や役所のことを言います。
- ・今から約 1300 年前の律令国家体制の下で政治が行われていた時代には、全国は、国-郡-里こく-ぐん-りという形で統治されており、約 66 の諸国に分けられていました。地方の国には都から役人（国司）が派遣され、地方を統治する役所である国府こくふが置かれていました。また国の下にはさらに郡が設けられ、郡家ぐんけ ぐんが（郡衙）と呼ばれる役所が置かれました。
- ・神奈川県は古代において相模国さがみのくにと武蔵国むさしのくにの一部にあたり、相模国には八郡が設けられました。
- ・茅ヶ崎市は相模国高座郡たかくらぐんに含まれることから、発見された下寺尾官衙遺跡群は、高座郡の郡役所となります。
- ・官衙遺跡群とは、遺跡群の中心となる郡家（政庁、正倉、館など）と周辺に展開する郡家に関連する諸施設（寺院、川津、祭祀場など）を包括するものです。

ぐんけ ぐんが ○郡家（郡衙）

- ・律令制国家における国の下に位置づけられた郡において、在地の地方官として「郡司」ぐんじが政務を行った役所のことで、郡の政治経済の中心地です。
- ・「郡家（ぐんけ・ぐんけ）」は、文献上で明らかになっているものですが、考古学上では「郡衙（ぐんが）」という呼称で広く用いられる場合があります。
- ・これまで本遺跡については「郡衙」の呼称を用いてきた経緯がありますが、史跡指定に際して示された説明文にならい、今後は原則「郡家」（各章の初出のみ郡家（郡衙）と併記）と記すこととします。

○寺院（廃寺）

- ・主に仏教の活動の拠点となる施設のことで。
- ・本書で取り扱うのは下寺尾に所在した寺院で「七堂伽藍跡」、「下寺尾七堂伽藍跡」、「下寺尾寺院跡」などで呼称されていますが、本書では「下寺尾廃寺」に統一して使用します。
- ・「下寺尾廃寺」を「郡寺」と呼称する際は、「郡家の周辺に建立された寺院」という意味合いで使用します。
- ・「下寺尾廃寺」は、神奈川県遺跡台帳における周知の埋蔵文化財包蔵地には遺跡名称として「七堂伽藍跡」とあることから、下寺尾廃寺を含めた一帯の遺跡名称については「七堂伽藍跡」も使用することにします。

○川津

- ・川に沿って設けられた港、船着き場のことを言います。
- ・川（小出川）を利用して、租税や物資などを運ぶ水運に必要な港（船着き場）の機能を有している施設です。

さいしば ○祭祀場

- ・神仏や霊あるいは祖先などを祀る祭祀や広く宗教的な儀礼を行う場所のことを言います。
- ・古代においては、仏教祭祀とともにいわゆる神祇祭祀が行われており、人形ひとがた、人面墨書じんめんぼくしょ、斎串いぐしなどの祭祀遺物が出土します。また、穢れを祓う行為である水辺の祭祀も行われています。

目 次

1 計画策定の沿革・目的	1
(1) 計画策定の沿革	1
(2) 計画の目的と策定の考え方	1
(3) 計画の構成	2
(4) 計画の対象範囲	3
ア 「下寺尾官衙遺跡群」と「下寺尾遺跡群」	3
イ 計画の対象範囲	4
(5) 委員会の設置・経緯	5
ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会 審議経過	5
イ 下寺尾遺跡群保存・活用学習会 実施経過	6
ウ パブリックコメント	7
(6) 計画の実施	7
2 茅ヶ崎市の概要	8
(1) 自然的環境	8
ア 位置	8
イ 地形	8
ウ 地質	11
エ 気候	11
オ 植生	11
(2) 社会的環境	13
ア 人口	13
イ 交通・アクセス	14
ウ 土地利用	15
エ 産業	16
オ 観光	16
(3) 歴史的環境	18
ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境	18
イ 旧石器時代	18
ウ 縄文時代	20
エ 弥生時代	22
オ 古墳時代	23
カ 奈良時代	25
キ 平安時代	29
ク 中世	30
ケ 近世	33
コ 近現代	37

サ 茅ヶ崎市の文化財.....	38
(4) 市の関連計画における位置付け.....	40
ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋）.....	40
イ 茅ヶ崎市教育基本計画 学びあい響きあう ちがさき教育プラン（抜粋）.....	40
ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋）.....	41
エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）.....	41
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画（抜粋）.....	41
3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の概要.....	42
(1) 史跡下寺尾官衙遺跡群の概要－官衙遺跡.....	42
(2) 指定に至るまでの経緯.....	43
(3) 指定の状況.....	46
ア 指定告示.....	46
イ 指定説明文.....	46
ウ 指定地の位置.....	48
エ 指定地の範囲.....	49
(4) 指定地の状況.....	50
ア 公有地化状況.....	50
イ 土地利用.....	50
(5) 発掘調査の成果.....	51
ア 高座郡家.....	51
イ 下寺尾廃寺.....	58
ウ 川津・祭祀場および古代集落.....	64
エ 下寺尾官衙遺跡群周辺に所在する古代の主な遺跡.....	68
(6) 指定後に行われた調査の成果.....	69
ア 平成 27 年度の調査.....	69
イ 平成 28 年度の調査.....	73
(7) 下寺尾遺跡群の概要.....	78
ア 西方貝塚（縄文時代）.....	78
イ 環濠集落（弥生時代）.....	79
(8) 下寺尾遺跡群の歴史的変遷.....	80
4 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値.....	82
(1) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値.....	82
(2) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく構成要素.....	84
(3) 新たに加わる価値.....	87
(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素.....	87
(5) その他の構成要素.....	87
(6) 下寺尾官衙遺跡群の保存活用整備に対する基本的な考え方.....	89
5 保存.....	90

(1) 保存の現状と課題.....	90
ア 史跡指定地内の保存の現状.....	90
イ 史跡指定地内の保存の課題.....	90
ウ 史跡指定地・周辺保存の現状と課題.....	90
(2) 保存の方向性	90
ア 本質的価値を構成する要素の保存と地形の保全.....	90
イ 現状変更許可に関する基準の作成.....	91
ウ 調査研究の推進と追加指定.....	91
エ 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成.....	91
オ 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存.....	91
カ 行政と市民が連携した保存管理.....	91
(3) 保存の方法	91
ア 基本方針	91
イ 地区区分	92
ウ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針.....	93
エ 地区区分ごとの現状変更の取扱い基準並びに開発等への対応基準（詳細）	95
オ 法令に基づく諸手続き.....	99
(4) 追加・新指定の方針.....	100
(5) 史跡指定地の公有地化の方針.....	100
6 活用.....	101
(1) 活用の現状と課題.....	101
(2) 活用の方向性	103
(3) 活用の方法	104
7 整備.....	107
(1) 整備の現状と課題.....	107
ア 保存のための整備.....	107
イ 活用のための整備.....	107
(2) 整備の方向性	108
(3) 整備の対象要素	109
(4) 整備の手法	110
ア 短期計画	110
イ 中期計画	111
ウ 長期計画	112
8 運営の方法と体制.....	113
(1) 運営の現状と課題.....	113
(2) 運営の方法	113
(3) 運営の体制	113
9 事業計画.....	114

10 事業の効果把握と検証	116
(1) 方向性	116
(2) 方法	116
附編	1
(1) 関連法令	1
ア 文化財保護法	1
イ 都市計画法	1
ウ 農地法	2
エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例	3
オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例	3
カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	4
(2) 茅ヶ崎市の関連計画	4
ア 茅ヶ崎市総合計画	4
イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン	6
ウ ちがさき都市マスタープラン	7
エ 茅ヶ崎市景観計画	8
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画	11
(3) 史跡整備に関わる法令	14
(4) 現状変更の許可申請に関する資料	26
ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表	26
イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図	27
ウ 現状変更等に関する手続き	27
エ 現状変更等の許可を必要としない行為	28
オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」	28
(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿	29
(6) パブリックコメントの実施結果	30
引用・参考文献一覧	32

表目次

表 1 年齢別人口統計調査.....	13
表 2 茅ヶ崎市の区域区分.....	15
表 3 民営の事業所数.....	16
表 4 農家数	16
表 5 観光入込客数.....	17
表 6 茅ヶ崎市の文化財一覧.....	39
表 7 指定地内の土地利用状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）	50
表 8 遺跡地名表と遺跡の年代観.....	77
表 9 本質的価値に基づく構成要素.....	84
表 10 その他の構成要素	88
表 11 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針	93
表 12 A 区の現状変更の取扱い基準	95
表 13 B 区の開発等への対応基準	97
表 14 C 区の開発等への対応基準	98
表 15 法令に基づく諸手続き	99
表 16 事業計画の流れ	115
表 17 北部丘陵のみどりにおける基本方針 .	12
表 18 現状変更行為等に伴う許可申請区分表	26
表 19 現状変更等の許可を必要としない行為	28
表 20 茅ヶ崎市文化財保護審議会「下寺尾遺跡 群等保存・活用部会」名簿.....	29
表 21 修正部分の対照表.....	31

図目次

図 1 茅ヶ崎市の位置.....	1
図 2 下寺尾遺跡群と下寺尾官衙遺跡群を表す 概念図	3
図 3 計画の対象範囲図.....	4
図 4 茅ヶ崎市の位置.....	8
図 5 地形と水系.....	8
図 6 縄文時代から鎌倉時代までの茅ヶ崎の地 形の変化.....	10
図 7 茅ヶ崎市の気温と降水量.....	11
図 8 下寺尾周辺の植生図.....	13
図 9 茅ヶ崎市近郊の交通網.....	14
図 10 土地利用現況図	15
図 11 下寺尾遺跡群を中心とした古代の地理 的・歴史的環境図.....	19
図 12 古代の日本と相模国の八郡	25

図 13 古代交通網.....	28
図 14 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図 ...	42
図 15 下寺尾官衙遺跡群の位置図	48
図 16 史跡指定範囲	49
図 17 指定地内の公有地の状況	50
図 18 高座郡家施設遺構配置図	52
図 19 下寺尾官衙遺跡群全体図	54
図 20 郡家造営期の変遷	57
図 21 郡庁Ⅰ期 690－740 年.....	57
図 22 郡庁Ⅱ期 740－800 年頃.....	58
図 23 下寺尾廃寺遺構配置図	60
図 24 下寺尾廃寺創建期の建造順	61
図 25 伽藍域の変化（案）（創建期～再建・改 修期）	62
図 26 七堂伽藍跡出土の人面墨書土器	65
図 27 小出川河川改修関連事業調査区全体図	66
図 28 調査区位置図.....	69
図 29 遺構配置概念図（古代以前）	70
図 30 調査区位置図	73
図 31 遺構配置概念図（古代以前）	74
図 32 周辺遺跡分布図	77
図 33 弥生時代中期遺構分布図.....	79
図 34 保存管理地区区分図	92
図 35 下寺尾遺跡群の活用の方向性	103
図 36 （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（新文 化資料館）整備予定地.....	105
図 37 整備対象要素の関連イメージ図	109
図 38 短期計画案.....	110
図 39 中期計画案.....	111
図 40 長期計画案.....	112
図 41 運営体制のイメージ図	113
図 42 史跡周辺の都市計画図 高校仮校舎付近	2
図 43 史跡周辺の都市計画図（道路） 下寺尾 北側	2
図 44 史跡周辺の都市計画図 みずき 2、3 丁 目付近	2
図 45 茅ヶ崎市総合計画の基本理念と政策目標	5
図 46 社会教育の施策	6
図 47 将来都市像	7
図 48 景観まちづくりの基本方針	9
図 49 景観構造図	10

図 50 景観ポイント図	10
図 51 みどりの将来像	11
図 52 みどりの将来像の概念図	11
図 53 北部丘陵のみどりにおける基本方針図	13
図 54 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分 の概念図.....	27
図 55 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手 続きの流れ」	28
図 56 「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画 (素案)」についてのパブリックコメント 実施結果.....	30

写真目次

写真 1 竹類が侵入した行谷の樹林.....	12
写真 2 ハマヒルガオ.....	12
写真 3 海岸の砂防林.....	12
写真 4 大岡越前祭「越前行列」の様子....	17
写真 5 サザンビーチちがさき.....	17
写真 6 堤貝塚出土の深鉢型土器.....	21
写真 7 石神古墳.....	23
写真 8 下寺尾官衙遺跡群航空写真	26
写真 9 本村居村遺跡出土木簡	29
写真 10 鶴嶺八幡宮の大イチョウ	30
写真 11 銅造阿弥陀三尊立像	31
写真 12 旧相模川橋脚 出現時の様子	32
写真 13 大岡家累代の菩提寺浄見寺と一族13代 の墓所	34
写真 14 東海道松並木	34
写真 15 歌川広重「南期(湖)の松原左不二」	34
写真 16 旧和田家住宅	36
写真 17 旧三橋家住宅	36
写真 18 浜降祭の「みそぎ」の様子	36
写真 19 輪光寺の庚申塔	36
写真 20 藤間家住宅	37
写真 21 保存整備後の旧相模川橋脚	38
写真 22 高座郡家・郡庁跡	51
写真 23 正倉跡	53
写真 24 館・厨（東から）	53
写真 25 布掘りの側柱建物（H9掘立）東から	56
写真 26 側柱建物（H6掘立）北東から ...	56
写真 27 金堂掘込地業	59

写真 28 大型掘立柱建物（講堂）	59
写真 29 墨書土器.....	63
写真 30 下寺尾廃寺出土の二彩陶器	63
写真 31 下寺尾廃寺出土の銅製品	63
写真 32 下寺尾廃寺出土の瓦	63
写真 33 塔相輪の可能性のある陶製品片 ...	63
写真 34 河道跡と川津.....	64
写真 35 北B遺跡 遺物集中区（西から） ..	64
写真 36 篠山横穴群E地点	68
写真 37 横穴内部の棺	68
写真 38 発掘現場	70
写真 39 発掘現場	70
写真 40 高座郡家と発掘現場	74
写真 41 発掘現場	74
写真 42 縄文時代前期の住居跡	78
写真 43 舌状台地の先端に位置する西方貝塚	78
写真 44 西方貝塚から出土した貝	78
写真 45 弥生時代環濠集落の環濠跡	79
写真 46 史跡見学会	101
写真 47 市民主催のフォーラム	102
写真 48 シンポジウム討論	102
写真 49 下寺尾遺跡群保存・活用学習会の様子	102
写真 50 七堂伽藍跡碑建碑時の記念写真	1

1 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

下寺尾官衙遺跡群^{しもてらおかんがいせきぐん}は、神奈川県茅ヶ崎市北西部の寒川町との市町境に位置し、相模国高座郡家^{さがみのくにたかくらぐけ ぐんが}（郡衙）が展開する西方遺跡^{にしきたいせき}と郡家周辺寺院と考えられる下寺尾廃寺（通称 七堂伽藍跡）を中心として周辺に展開する遺跡を含めた形で構成されている。

遺跡群の中心の一つである下寺尾廃寺^{しもてらおはいじ}には、昭和 32 年（1957）に建てられた「七堂伽藍跡」^{しちどうがらんあと}碑がある。発起人は地元有志 142 名で、揮毫^{きごう}を当時の神奈川県知事が行っている。建碑に関わった方々の想いは寺院跡の解明と保存を希望するものであり、国史跡の指定に向けた第一歩と位置づけられる。

建碑より 21 年が経過した昭和 53 年（1978）に市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、下寺尾廃寺は寺院跡として考古学的な確証を得て現状のまま保存されてきた。茅ヶ崎市教育委員会は、本遺跡の国史跡指定を目指して平成 12 年（2000）から 10 年間に渡って確認調査を重ね、伽藍^{がらん}の主要建物を明らかにしてきた。

一方、西方遺跡に所在する高座郡家は、平成 14 年（2002）に神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校（以下、「北陵高校」という。）の建替工事に伴う調査で発見された。開発を前提に行う調査であったが、発見された内容の重要性から保存を求める声が多方面から上がり、同年神奈川県教育委員会は建替計画を見直す決断を下し、遺跡は現状保存されることとなった。

その後、茅ヶ崎市教育委員会は、資料の蓄積や神奈川県教育委員会との協議を重ね、平成 26 年（2014）に文部科学大臣に対して史跡指定に向けた意見具申を行った。その結果、下寺尾官衙遺跡群は、「官衙遺跡の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であり、地方官衙の構造や立地を知る上で重要である」との評価により、平成 27 年（2015）3 月 10 日付けで国史跡に指定された。

そこで先人が遺してきた貴重な史跡を適切に次世代へ継承し、市内及び周辺地域のひとづくり、まちづくりに役立てていくため、茅ヶ崎市教育委員会は保存活用計画を策定する。



図 1 茅ヶ崎市の位置

(2) 計画の目的と策定の考え方

保存活用計画の目的は、史跡下寺尾官衙遺跡群の適正な保存と有効な整備活用について明らかにしていくことである。

具体的には、①史跡の本質的な価値について明らかにすること、②価値を構成する要素を整理すること、③史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示すこと、④今後の整備活用に関する方法や体制について考え方を示していくこと、などである。

計画の策定にあたっては、指定された内容、範囲を対象として検討を進めることが前提であるが、本計画策定では本遺跡群が有する特徴を踏まえ、現時点で指定された価値（評価）に加え、

遺跡群が持つ潜在的な価値（評価）についても言及し、必要な要素として計画策定に反映させることとした。

この遺跡群が持つ潜在的な価値の一つは、指定範囲の空間的な広がりである。史跡下寺尾官衙遺跡群として指定された範囲は、古代官衙における遺跡の中心部分であり、関連する遺構は周辺の埋蔵文化財包蔵地に広がっていると考えられることから、史跡指定された下寺尾官衙遺跡群の中心範囲だけでなく、今後追加指定される可能性のある指定地周辺に広がる官衙遺跡群を含めることが必要である。したがって、現段階での指定地に関するもののほか、今後保存を必要とすべき範囲を含む官衙遺跡群全体も対象とした。

もう一つの潜在的な価値は、この地域の歴史的展開である。史跡の指定地及び周辺からは、古代官衙のみでなく「縄文時代の貝塚」、「弥生時代の環濠集落」、「古墳時代の集落」などの時代の異なる遺跡が重層的に発見されている。こうした状況から、当該地域は古代だけではなく各時代の足跡を残す複合遺跡であることが明らかで、これら全てを包括したものを下寺尾遺跡群として認識していく必要があり、史跡の保存と活用には多様な視点からこの地域の価値を捉える必要がある。

とくに目的の一つである活用の計画を考える際においては、中心となるのは史跡指定された範囲や内容であることは当然のことだが、史跡範囲自体が拡大する可能性や史跡が位置する土地が持つ潜在的な価値に対する評価が付加される可能性についても必要最低限念頭に入れておくことが求められる。すなわち、保存され有効に活用していく際にその新たな価値の活用を妨げることにならないよう配慮すべきであろう。そのためにも、計画策定時点において最大限の可能性について検討をしておかねばならない。

本計画では、下寺尾官衙遺跡群（指定部分と将来の保存を必要とする部分双方を含む）に加え下寺尾遺跡群についても考慮し、史跡下寺尾官衙遺跡群の持つ多様な価値を明らかにし、総合的な保存活用計画を策定することとした。

(3) 計画の構成

本計画においては、史跡下寺尾官衙遺跡群の適切な保存管理と活用整備について明らかにしていくことが目的であるが、史跡や周辺遺跡の環境、ならびに茅ヶ崎市の現状を適正に把握することはその前提として不可欠であり、その部分にも多くの紙数を費やすこととなっている。

本計画の前段となる2章では、茅ヶ崎市の概要を「自然的環境」「社会的環境」「歴史的環境」「市の関連計画における位置づけ」に分けて調査した結果を明示する。3章では下寺尾官衙遺跡群の史跡指定状況や発掘調査成果、複合遺跡としての下寺尾遺跡群の概要を、4章では「史跡等の評価」として史跡の本質的価値を明確化する。

5章以降がこの計画の本論となるが、史跡等の適切な「保存管理」「活用」の基本方針・方法を示し、その適切な保存管理を行うための「整備」、また市民や地域に根差した活用のための「整備」の方策を検討し、計画に定めた方策を実現するための事業運営や体制整備についても言及して、史跡等の将来像を提示するものとする。

(4) 計画の対象範囲

計画策定に際しては、史跡指定地に加え下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾遺跡群についても考慮する必要があることから、計画の対象範囲は今後保存を要するべき範囲についても含めることとした。また、史跡地を考える上で欠くことのできない要素として重層する遺跡群についても言及することとした。

ア 「下寺尾官衙遺跡群」と「下寺尾遺跡群」

下寺尾地区にはその近隣を含めて、多くの遺跡が確認されている。具体的には、台地上に所在する西方遺跡や台地南側の砂丘上を中心として周辺の旧河道や低湿地部に展開する七堂伽藍跡、そして七堂伽藍跡に接して所在する寒川町大曲五反田遺跡や寒川町岡田南河内遺跡、さらに駒寄川を挟んで南に位置する香川北B遺跡などである。これら複数の遺跡を一定の範囲で括り「下寺尾遺跡群」と呼称する。この遺跡群は、学史的に著名な縄文時代前期の西方貝塚や弥生時代中期の環濠集落（周囲に濠^{ほり}を巡らせた集落）、そして7世紀後半から8世紀にかけて営まれた高座郡の役所（高座郡家）と、その役所と一体となった古代寺院（下寺尾廃寺）、さらに郡家に関連する遺構や中近世の足跡が確認されている非常に密度の高い複合遺跡である。

「下寺尾遺跡群」のうち、律令国家が成立する7世紀から奈良・平安時代にかけての古代官衙関連遺跡（水辺の祭祀場・川津を含む）が「下寺尾官衙遺跡群」であり、官衙遺跡群の中心となる役所（高座郡家）と古代寺院である下寺尾廃寺の一部について指定を受けたのが「史跡 下寺尾官衙遺跡群」である。

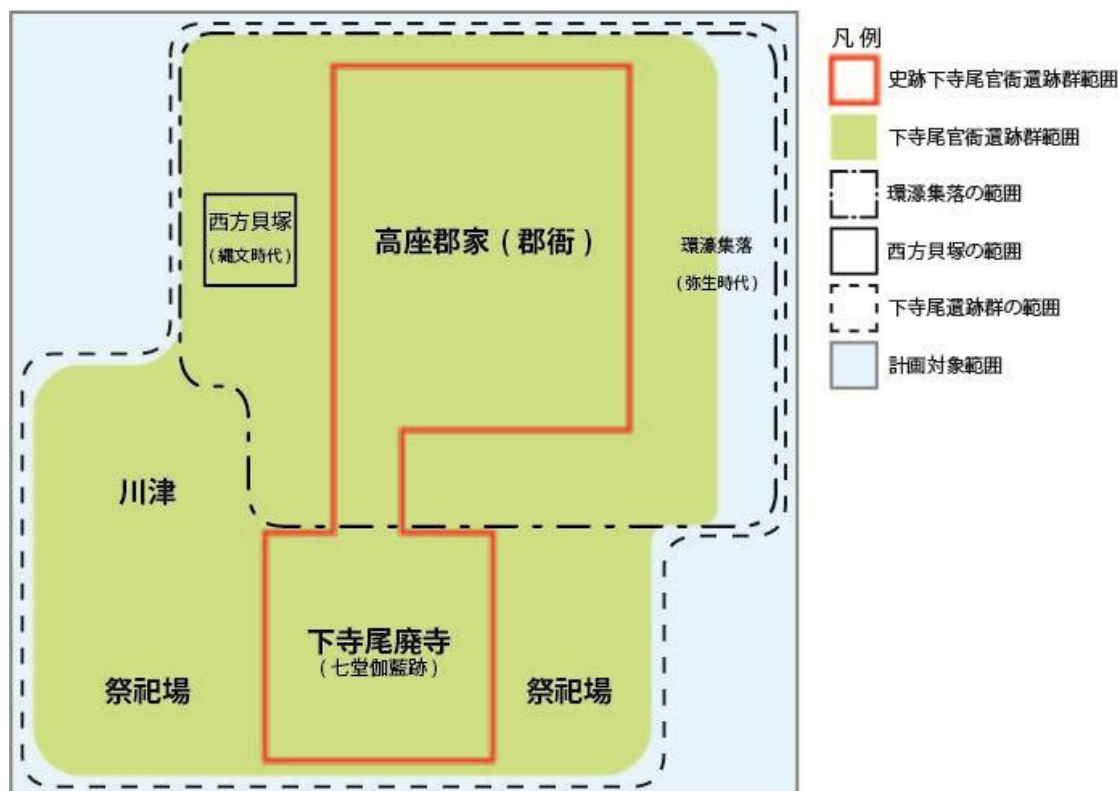


図 2 下寺尾遺跡群と下寺尾官衙遺跡群を表す概念図

イ 計画の対象範囲

計画対象範囲については、史跡を中心に据え、史跡に関係の強い古代官衙遺跡の空間的な広がりも対象とした。また、古代官衙遺跡と重層的に関連を持つ時間的な広がりにも言及することとした。

今回の国史跡の指定とはなっていないが、川津遺構や祭祀遺跡などは郡家と密接に関連して存在したと推定され、郡家の様相や機能を知る上で欠くことのできないものである。また遺跡群に所在する西方貝塚は、縄文時代における茅ヶ崎付近の自然環境や縄文時代のムラの営みを知る重要な資料であり、環濠集落跡は東西に400m、南北最大240mの規模で、南関東でも最大級の弥生時代集落跡である。したがって、下寺尾官衙遺跡群の歴史的意義は、郡家遺構や古代寺院遺構のみならず周辺の諸遺跡と総合して評価されるべきものであり、この土地の数千年に及ぶ人々の暮らしの痕跡として時間的かつ空間的な広がりをもって把握することが重要であると考えます。

こうしたことから、本計画は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地「西方遺跡」「七堂伽藍跡」全体を対象範囲とする。また、この範囲に隣接する茅ヶ崎市香川北B遺跡や寒川町大曲遺跡、五反田遺跡について、特に本遺跡群の活用計画において連携を図る対象として捉えていく。

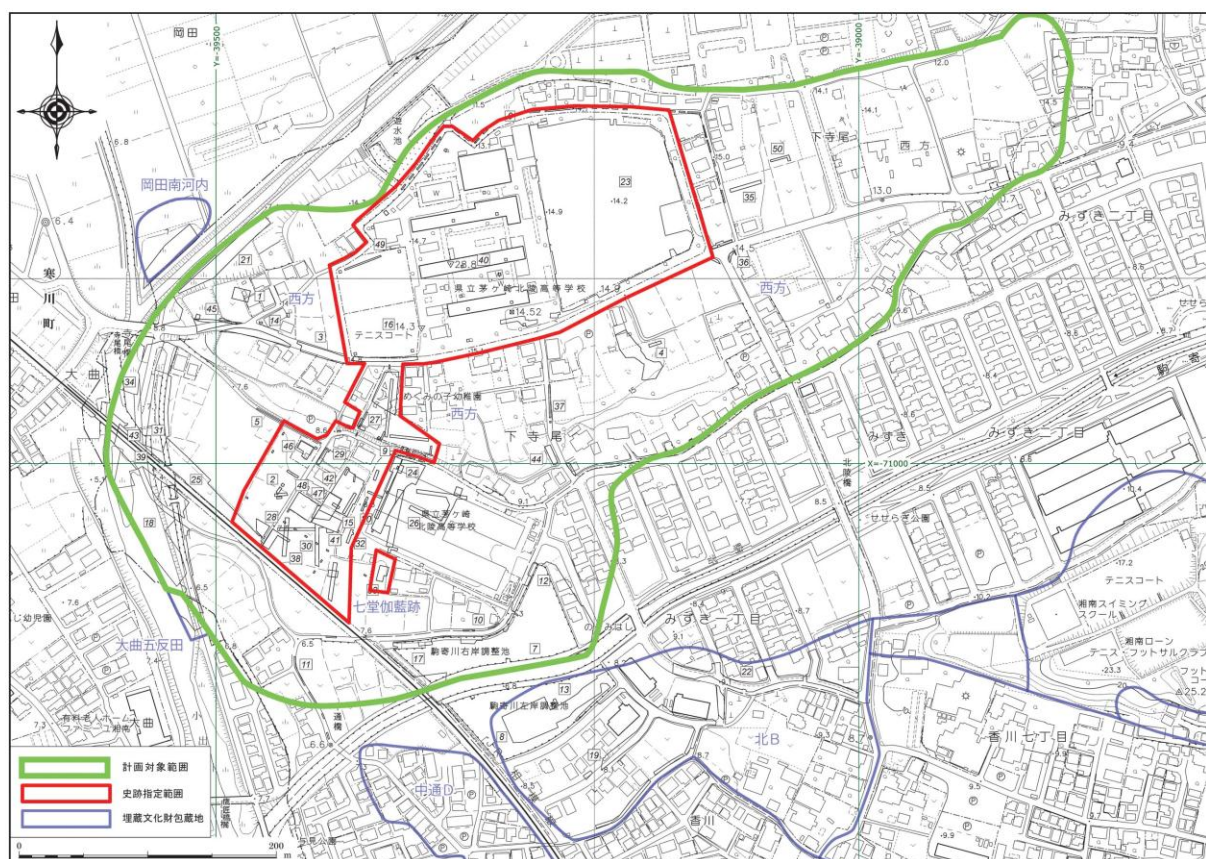


図 3 計画の対象範囲図

(5) 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第7条に則り、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」を設置した。当部会は、学識経験者、地元住民代表からなり、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課が事務局を担当した。また文化庁記念物課ならびに神奈川県文化遺産課の指導助言を得た（部会員名簿は附編(5)を参照）。

計画に市民の意見を反映するために「下寺尾遺跡群保存・活用学習会」及びパブリックコメントを実施した。

ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会 審議経過

（平成27年度）

第1回 平成27年11月8日（日）午後1時～

次第 議題 下寺尾遺跡群等の保存・活用について（審議）

（1）平成27年度上半期の事業報告

（2）保存・活用の検討方針とスケジュールについて

（3）下寺尾官衙遺跡群保存管理計画の策定方針について

その他

第2回 平成28年3月28日（月）午後2時～

次第 議題 下寺尾遺跡群等の保存・活用について（審議）

（1）保存・活用計画について

（2）確認調査について

（3）平成28年度の計画について

その他

（平成28年度）

第1回 平成28年5月31日（火）午前9時30分～

次第 議題1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について

議題2 平成28年度確認調査について

その他

第2回 平成28年7月19日（火）午後1時30分～

次第 議題1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について

その他

第3回 平成28年8月19日（金）午前9時30分～

次第 議題1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）について

その他

第4回 平成28年10月7日（金）午後1時30分～

次第 議題1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）について
その他

イ 下寺尾遺跡群保存・活用学習会 実施経過

第1回 平成28年1月30日（土）午後1時～

次第 1 （仮称）下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
2 下寺尾官衙遺跡群の内容と特徴
3 史跡整備の事例紹介
4 質疑・自由討議

第2回 平成28年4月24日（日）午後2時～

次第 1 下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
2 民話「七堂伽藍」
3 七堂伽藍跡について
4 史跡の保存と活用
5 質疑・自由討議

第3回 平成28年7月24日（日）午後1時30分～

次第 1 下寺尾遺跡群保存・活用学習会について
2 みずき地区の発掘調査について
3 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について
4 質疑・意見交換

第4回 平成28年11月12日（土）午前10時30分～ 午後1時～

※ 下寺尾官衙遺跡群発掘調査現地見学会と併せて開催

次第 1 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画について
2 計画策定の流れについて

第5回 平成29年1月29日（日）午後1時～

次第 1 西方遺跡（高座郡家）の調査について
2 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）について
3 「七堂伽藍跡」碑の建碑60周年記念事業について

ウ パブリックコメント

本計画の素案について、パブリックコメントを平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 23 日（木）までの期間で実施し、55 件の意見が寄せられた。パブリックコメントの集計結果を附編に掲載した。

(6) 計画の実施

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日より発効し、地域や関係機関の協力を得ながら実施していくことになるが、今後の発掘調査などの成果や追加指定、公有地化の進捗、さらには新指定など本史跡を取り巻く環境の変化が予想されることから、概ね 10 年毎に見直しを行い、必要な施策を行っていくものとする。

2 茅ヶ崎市の概要

(1) 自然的環境

ア 位置



図 4 茅ヶ崎市の位置

茅ヶ崎市は東京から西に 50km あまり、神奈川県ほぼ中央南部に位置し、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 20 分である。面積は 35.76 km²で、東西 6.94 km、南北 7.60 km である。

南は相模湾に面し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、北は寒川町と隣接している。市域南部の海岸線は、近隣市町のなかで最も長く約 6 km に及び、沖合には烏帽子岩を含める姥島が浮かぶ。

イ 地形

茅ヶ崎市の地形は、北部丘陵と相模川や小出川周辺の沖積低地、海岸から丘陵の端まで広がる砂丘地帯、及び河川の 4 つに大別される。

北部丘陵は、洪積台地である相模原台地の最南端にあたり、高座丘陵と呼ばれ、香川・甘沼・赤羽根以北の小出地区にあたる。比較的緩やかな丘陵面が広がるこの台地は、小出川や駒寄川により侵食され、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸をつくり出している。谷戸の中には、台地や丘陵からの浸透水や湧出水を利用した水田もみられる。都市開発に伴い、一部の台地は切り土がされ、谷戸は埋め立て等の人工的改変により、元の地形が判別しがたくなっている。



図 5 地形と水系

沖積低地は、自然堤防と後背湿地に大別される。自然堤防は、河川の洪水時に土砂が堆積して出来た微高地で、河川に沿って平行に形成されている。都市化が進行する以前は、自然堤防上には小さな集落が列状に立地していた。後背湿地は、自然堤防の外側に位置する 1 から 2 m 程度低い土地で、洪水時にあふれた水が川に戻れずに湿地化した部分である。水田・荒地・沼地であったが、現在では多くが埋め立てられて、住宅地や工業地として利用されている。

砂丘地帯は、北部丘陵から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、6列の砂丘列が確認されている。幹線道路（国道1号・大山街道・国道134号）は、この砂丘列の頂を結ぶように走っている。

河川は、藤沢市を水源とする小出川（1級）、市街地を流れる千ノ川（1級・準用）、北部丘陵を水源とする駒寄川（準用・普通）、及び市域を源流部とする小糸川の4河川がある。平塚市との市境を縫うように相模川（1級）が市の西側を流れている。

縄文時代から現在までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市の地形を特徴づけるのは、海水面の上昇と相模川による堆積物である。北陵高校の位置する舌状台地の先端では「西方貝塚」が発見されていて、これにより縄文時代前期（約6000年前）には、現在海岸線から約4km離れている台地の先端が小出川の河口で、相模湾がここまで入り江として入り込んでいたことがわかる。地球が温暖化し氷河が溶けて海水面が上昇した「縄文海進」に基づくものである。縄文時代中期から後期になると急速に海退が始まり、海岸線が南下し続ける。その結果、砂丘列が形成される。

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけて、小海退・小海進があつて、砂丘の発達が進められた。相模川河口部は砂礫の堆積が進み、大規模な三角州や自然堤防が形成されたが、小出川や目久尻川は合流しなかったため、排水不良で低湿地となっていたと考えられる。西久保・円蔵付近は弥生時代前期に段丘上の微高地となって離水し、中期には低地での水田耕作とともに段丘上での人間活動の痕跡が見つかっている。

古墳時代は小規模な海退期で、相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、砂質低地となり、相模川本流域は氾濫が頻発していた。水田は谷戸や目久尻川・小出川の本支流沿いの低地に広がっていたと考えられる。

奈良・平安時代から鎌倉時代には、飛砂の堆積や耕地化によって低湿地の乾燥化が進み、近世に入ると、治水や灌漑事業で地形の改変が行われ、また近代の高度成長期には大規模開発によって自然地形が大きく失われた。



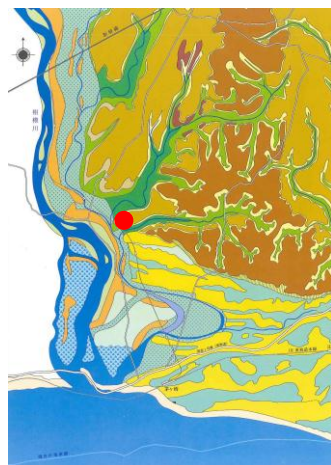
① 縄文時代前期

縄文海進と呼ばれる海面上昇により相模川河口は大きくえぐれていて下寺尾の高台は海に面していた。小出川流域では行谷まで海域であった。相模川本流沿いでは、現在の河口から 11 キロ遡った戸沢橋と東名高速道の間あたりまで海域であったと思われる。下寺尾の舌状台地の先端に西方貝塚が築かれる。香川駅付近は海進絶頂期の汀線にあたり砂州が形成され、離水して砂丘となった。



② 縄文時代中期～縄文時代後期

急速な海退が始まり、縄文時代中期頃には下寺尾一帯は離水した。次第に相模川の河口付近に砂が堆積しはじめ三角州ができる。この時代富士山の火山活動により、多くの溶岩や土砂が相模川によって河口に運ばれ堆積したこともその要因のひとつである。海岸線は南下する。南部に大きな砂丘ができる。小和田砂丘は大規模で連続性があったため後の時代に旧東海道が通ることとなる。



③ 縄文時代晩期～弥生時代前期

弥生時代になって砂州の発達が促進するが、砂丘間の低地は湿地である。富士山の活動も引き続き活発で、相模川河口は前進し、平塚方面から延びてきた砂州により河口部が閉塞し、砂礫の堆積が進む。西久保・円蔵付近に自然堤防が形成される。次第に自然堤防に囲まれた段丘上の微高地（弥生段丘）となっていく。下寺尾は内陸となる。



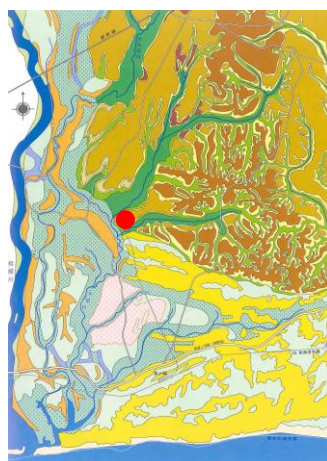
④ 弥生時代中後期～古墳時代前期

約 2000 年前は日本の沿岸各地で砂州が発達した時期である。茅ヶ崎の砂州は東方の江ノ島に向かって直線的に延び、海岸線がほぼ現在の位置に固定された。西久保・円蔵の自然堤防に囲まれた微高地は弥生時代前期に離水し、低段丘状の地形となり、弥生時代中期頃から集落が立地するようになる。



⑤ 古墳時代中後期

下寺尾官衙遺跡群の成立時期に当たる。相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、西久保・円蔵よりもやや遅れて、今宿・下町屋の微高地も乾燥した土地となる。浜須賀 1 砂丘は成長を続け、標高 10～15m の大規模砂丘となる。新しい砂丘は汐見台以東の海岸に形成される。



⑥ 奈良・平安時代～鎌倉時代

砂丘地帯の砂丘間低地は飛砂の堆積で乾燥し、相模川・小出川の湿地帯も旧河道を除き耕地化が進み乾燥した土地となる。しかし奈良・平安時代には現東海道上には湿地や沼地があり通行は困難であった。推定される古代東海道は乾燥した土地を通過している。北部の丘陵地帯と南部の砂丘地帯、相模川左岸の自然堤防（微高地）が茅ヶ崎市の地形の特色となる。

● 下寺尾官衙遺跡群の位置

図 6 縄文時代から鎌倉時代までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市文化資料館 1999 上本進二・浅野哲也『茅ヶ崎低地の地形発達と遺跡形成』
(文化資料館調査研究報告 7) より引用・一部加筆

ウ 地質

北部丘陵は、箱根や富士山の活動期に火山灰や軽石が降下堆積し、通称、赤土と呼ばれる関東ローム層が砂礫層の上部を覆っている。赤羽根から芹沢にかけ約 10m、北陵高校付近では 15m 程度の厚さが確認されている。ローム層の下部には、高座丘陵砂礫層や相模野礫層と呼ばれる砂礫層が堆積している。

沖積低地の上部では、自然堤防には腐植土、粘土、砂層が堆積し、後背湿地には粘土層が 5 ～ 10m 程度分布している。

砂丘地帯では、砂丘の高度が相模川西岸で 6 ～ 9 m、茅ヶ崎市で 12m、藤沢市で 25～32m と西側から東側に著しく高くなっている。砂層の厚さも 4.5～16m と西から東に厚くなっている。

エ 気候

茅ヶ崎市の気候は年間を通じて比較的穏やかで、夏は涼しく冬は暖かい。明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地として発展した。平成 21 年(2009)の平均気温は 16.8 度、年間降水量は 1,529 mm となっている。

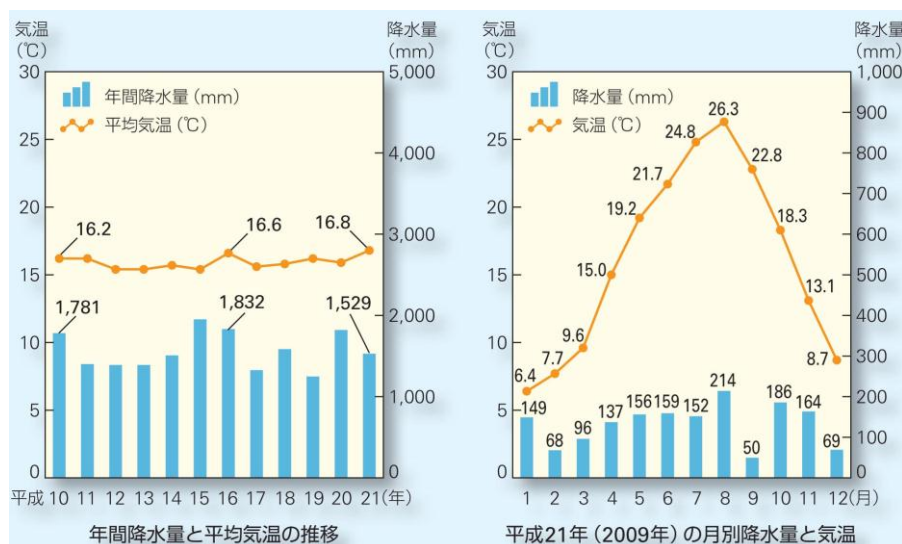


図 7 茅ヶ崎市の気温と降水量

オ 植生

北部丘陵を特徴づけるのは谷戸環境で、斜面には二次林のクヌギ・コナラ群集やスギ、ヒノキ、サワラの植林、谷戸低地には湿性草本群落・ハンノキ疎林、耕作地には草本群落などが見られる。かつて落葉樹の落ち葉は苗床やたい肥用に、クヌギ、オオシマザクラは薪や炭に利用されていたが、エネルギー革命以降は里山林の管理放棄が進行し、竹林が拡大している。史跡地周辺は小出川の中流域であるが、周囲には水田が広がっている。

市域を流れる河川の一つ、小出川の流域の西久保地域や萩園地域の氾濫原は、一部が田畑として耕作され、田畑の草本群落、水際にはヨシ、オギ、マコモなどの湿地性草本群落が見られる。相模川の河川敷には、草地と水害防備保安林が帯状に広がっている。

市の中心部市街地は、住宅地、工場地として利用されているので植生は乏しい。

南部の砂丘地帯は、造成、宅地化され、植栽されたクロマツは目立つが植生は乏しい。国道1号沿いに旧東海道の面影を残すクロマツの並木があり、鉄砲道沿いには街路樹が見られ、市街地の連続したみどりの景観を形成するうえで重要となっている。特に、中海岸や東海岸などの旧別荘地の住宅地にクロマツを主体としたみどり豊かなまちなみが見られる。本村や菱沼八王子神社には、自然植生の代表的な樹種であるタブノキの巨木があり、景観重要樹木に指定されている。これらが交差したり、平行したりしながらの「みどりのベルト」は北部丘陵と市街地、低地、海岸の砂丘へと緑地をつなげる重要な役割を果たしている。

国道134号沿いの海岸線は、防風林、砂防林としてクロマツ、トベラなどの樹木が植栽され帯状に広がっている。砂防林は潮風や飛砂の害を防ぎ、住宅地や道路を守っている。砂丘砂や砂浜には、海岸の環境に適応したハマヒルガオやハマエンドウなどの海浜植物が見られる。



写真 1 竹類が侵入した行谷の樹林



写真 2 ハマヒルガオ



写真 3 海岸の砂防林



写真 4 国道1号沿いのクロマツ



写真 5 菱沼八王子神社のタブノキ

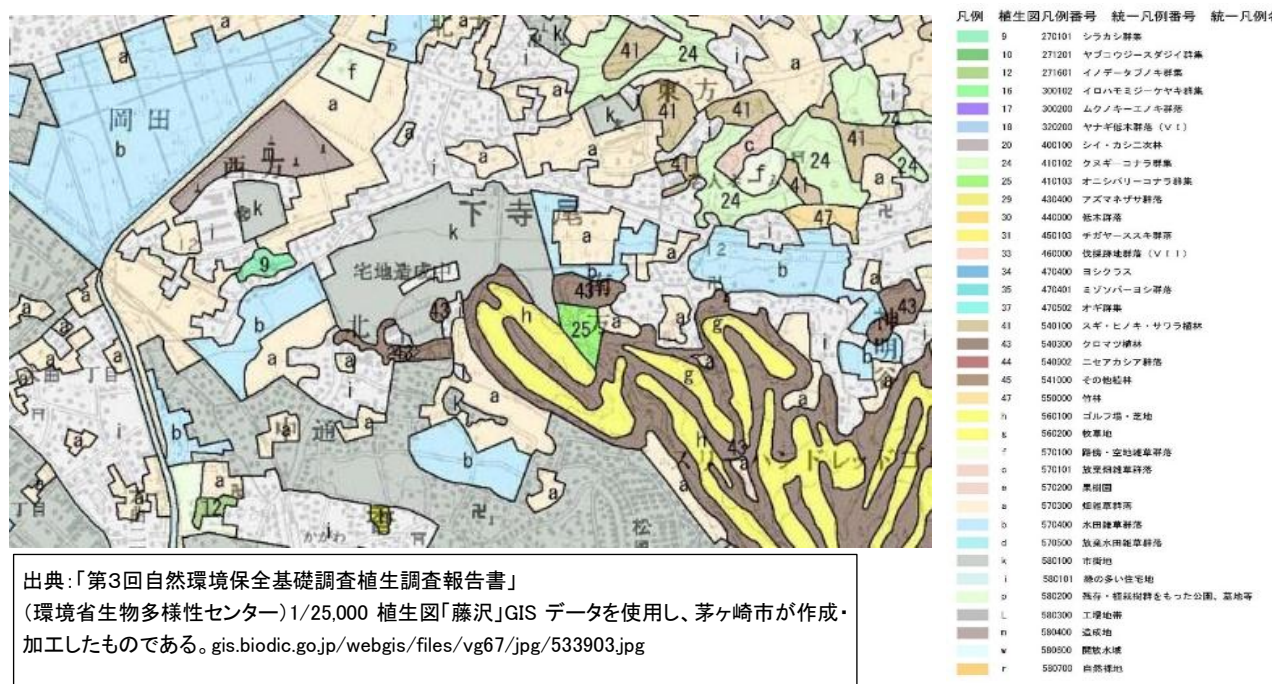


図 8 下寺尾周辺の植生図

(2) 社会的環境

ア 人口

平成 29 年 1 月 1 日現在の人口は 240,155 人、世帯数は 99,269 世帯となっている。また、人口推移では、一貫して増加傾向にあるが、増加率は徐々に鈍化し、平成 22 年には増加率 2.9%と微増の状況にあり成熟期を迎えている。

年齢別人口統計をみると、65 歳以上の人口構成比が 25.3%となっており、平成 17 年の国勢調査時の構成比が 18.3%であったことから、人口の高齢化、特に団塊の世代の高齢化が継続して進行している。

史跡が所在する下寺尾地区の人口は 1,352 人、近接するみずき地区には 3,204 人の住民が居住する。（住民基本台帳に基づく町別人口、平成 29 年 2 月現在）

表 1 年齡別人口統計調査

項目	総数	男	女	構成比
0 歳から 14 歳	32,486 人	16,495 人	15,991 人	13.6%
15 歳から 64 歳	146,244 人	73,363 人	72,881 人	61.3%
65 歳以上	59,977 人	26,512 人	33,465 人	25.1%
年齢不詳	770 人	512 人	258 人	—
合計	239,477 人	116,882 人	122,595 人	—
平均年齢	45.45 歳	44.25 歳	46.59 歳	—

平成 28 年 1 月 1 日現在

イ 交通・アクセス

鉄道は、J R 東日本が運営する 2 路線（東海道本線、相模線）があり、東海道本線・相模線の茅ヶ崎駅と、相模線の北茅ヶ崎駅、香川駅の合計 3 駅が市内に位置している。東京駅までの所要時間は 55 分、横浜駅まで 27 分、新宿駅まで 60 分（湘南新宿ライン）、小田原駅まで 30 分である。また、市東部には東海道本線の辻堂駅（所在は藤沢市）が本市に隣接している。

史跡下寺尾官衙遺跡群へは、J R 相模線香川駅より徒歩 10 分、寒川駅より徒歩 15 分である。

道路については、旧東海道に由来し東京都中央区を起点とし大阪府大阪市を終点とする国道 1 号が市中心部を東西に走り、海岸線には神奈川県横須賀市を起点とし同県中郡大磯町を終点とする国道 134 号が同じく東西に走っている。また国道 1 号のバイパスとして新湘南国道（バイパス）がある。県央部を南北に走る幹線道としては、首都圏中央連絡自動車道の一部を構成するさがみ縦貫道路が平成 26 年に全線開通し、新湘南国道（バイパス）と繋がった。

市内の道路全長は約 690 km あり、全道路延長のうち 90% が市道となっている。都市計画道路は、27 路線、総延長約 63 km が計画されており、平成 26 年度末で整備が完了している区間は約 35 km である。史跡地の北側を東西方向に走る県道 47 号が、現在計画されている都市計画道路 3・4・5 東海岸寒川線と史跡地北東部で交差することとなっており、寒川町側や海岸部からの本史跡地へのアクセスが向上するものと期待できる。

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、市のコミュニティバスえぼし号がある。路線数は、茅ヶ崎駅を発着する路線が最も多く、茅ヶ崎市立病院にも多くに路線が乗り入れ、ターミナル機能を有している。史跡地付近では、神奈川中央交通の路線バス「湘南みずき循環」とコミュニティバスえぼし号の「北部循環市立病院線」が運行されており、史跡への最寄りバス停は両者とも「北陵高校入口」となっている。



図 9 茅ヶ崎市近郊の交通網

ウ 土地利用

市域は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化調整区域に区分されている。その内訳は下記の通りである。下寺尾官衙遺跡群が所在する下寺尾地区は、市街化調整区域である。

表 2 茅ヶ崎市の区域区分

区域区分	面積	意義及び目的
市街化区域	2,221 ヘクタール (62.11%)	市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、「すでに市街地を形成している区域」とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」で構成される。
市街化調整区域	1,355 ヘクタール (37.89%)	市街化を抑制する区域。無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限している。

茅ヶ崎市HPより転載、平成 28 年 11 月 1 日現在)

土地利用では、住宅用地が 36.6%と最も多く、次いで農地が 15.5%、道路・鉄道用地が 10.8%となっており、都市的土地利用（市街地）の割合が高く、農地森林などの自然的土地利用の割合は低い。

地目では、宅地が最も多く 60.2%を占め、以下、農地（田・畑）19.0%、雑種地 13.8%、山林 6.9%、原野 0.2%となっている。

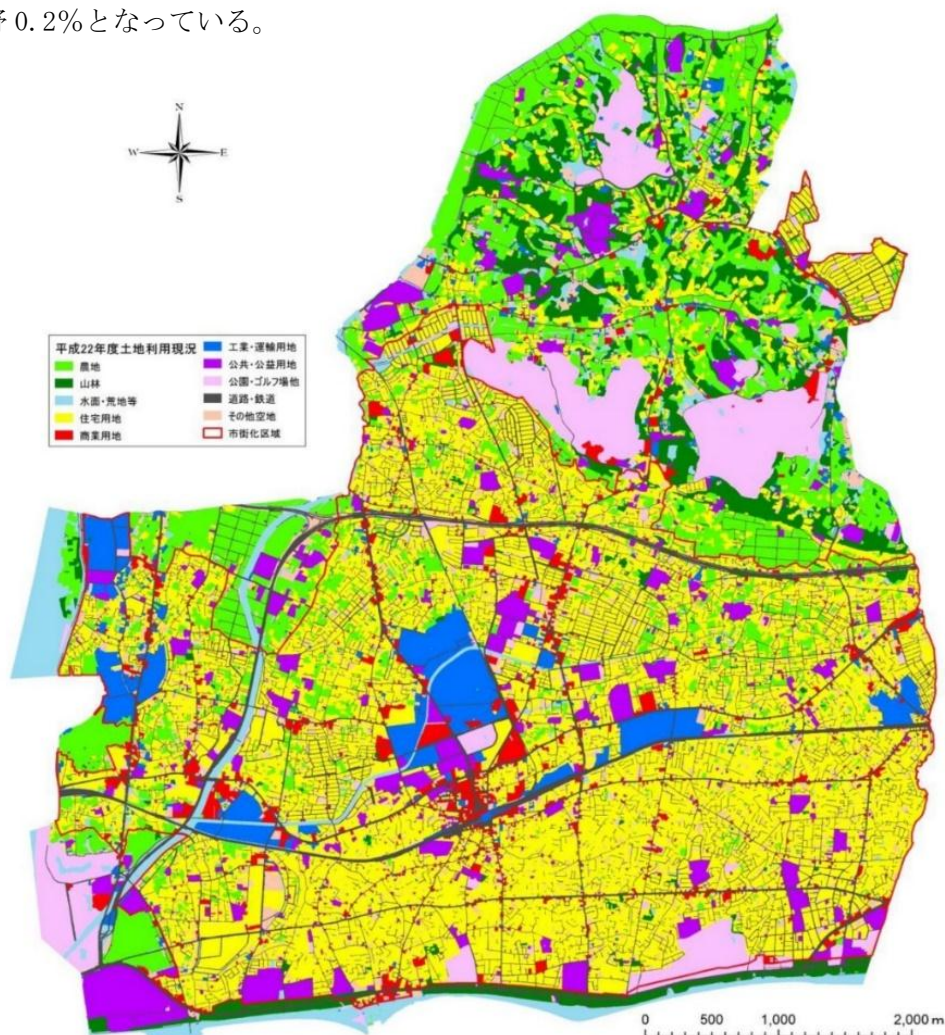


図 10 土地利用現況図 （平成 22 年茅ヶ崎市都市計画基礎調査より）

エ 産業

平成 22 年度の国政調査での産業別の就労人口の割合は、農・漁業等の一次産業従事者が 0.9%、建設業、製造業等の第二次産業従事者が 22.6%、卸売・小売業、サービス業等の第三次産業従事者が 71.8%、その他が 4.7%となっている。

農業については、都市近郊農業の特性である少量多品目の農産物が生産され、鮮度の高い農産物を、湘南・京浜地区という一大消費地へ供給している。野菜類は小松菜・ほうれん草・ねぎ・トマト・かぶ、花き類はスイートピー・シクラメン、果樹類は柿・梨・ぶどうである。

水産業については、地びき網、船びき網、刺網等による沿岸漁業が主で、水揚げされる主な魚種はシラス・アジ・サバ類である。漁業就労者は、全体としては高齢化が進んでいるが、こうした漁業情勢の変化を踏まえ、本市としては稚魚の放流事業や漁港背後地整備の促進により、漁業の振興と漁家経営の安定に努めている。

商工業については、地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、市内企業が安定した経営を行なえるように、関係団体・機関と連携し施策を実施している。

また、地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、効果的な情報発信と流通経路の確立を図っている。

表 3 民営の事業所数

産業分類	平成 26 年
全産業	6,767
農林漁業	13
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0
建設業	678
製造業	310
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	63
運輸業, 郵便業	84
卸売業, 小売業	1,527
金融業, 保険業	73
不動産業, 物品賃貸業	743
学術研究, 専門・技術サービス業	275
宿泊業, 飲食サービス業	916
生活関連サービス業, 娯楽業	687
教育, 学習支援業	323
医療, 福祉	747
複合サービス事業	26
サービス業(他に分類されないもの)	299

経済センサス - 基礎調査より転載

表 4 農家数

	総農家数	専業農家	兼業農家	自給的農家	農業就業人口	面 積
2015 年 (平成 27 年)	603 戸	142 戸	200 戸	261 戸	705 人	26,200 アール

農林業センサス（茅ヶ崎市 HP—統計でみるちがさき—より）

オ 観光

茅ヶ崎市の最大の観光資源は、昔から「白砂青松」とうたわれた海岸であり、年間を通じて、海や砂浜を舞台にしたイベントが開催されている。

サザンビーチちがさきは、東に江ノ島、西に富士山を仰ぎ、沖合には烏帽子岩を望む絶好のロケーションで、毎年の海水浴シーズンには大勢の観光客を迎える。

7月の海の日には西浜海岸で「浜降祭」、8月には「サザンビーチちがさき花火大会」が催され、夏の風物詩として好評を博している。また、季節を問わずサーフィンやウインドサーフィンを楽しむ人々の姿が見られ、また地びき網や遊漁船での釣りを楽しむ家族連れや釣り客の姿を見ることが出来る。

一方、北部丘陵地帯には、豊かな自然や史跡があり、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森での遊びや、観光農園での果樹のもぎ取りなどが楽しまれている。

「浜降祭」や「サザンビーチちがさき花火大会」と並ぶ茅ヶ崎市の四大イベントの1つが、江戸時代の名奉行大岡越前守忠相公の遺徳を偲び毎年4月中・下旬に行われる「大岡越前祭」である。大岡家の菩提寺の浄見寺で行われる墓前法要をはじめ、越前行列等、多種多様な催し物が繰り広げられ、茅ヶ崎市の春の祭典として市内外の人々から親しまれている。



写真 4 大岡越前祭「越前行列」の様子

表 5 観光入込客数

区分	大岡越前祭	湘南祭	浜降祭	花火大会	海水浴
平成 22 年度	73,000	89,500	75,000	80,000	141,700
平成 23 年度	—	—	70,000	—	123,000
平成 24 年度	63,000	97,000	80,000	60,000	159,000
平成 25 年度	46,000	131,000	80,000	70,000	199,820
平成 26 年度	65,000	141,400	72,000	80,000	143,200
平成 27 年度	78,000	132,400	76,000	80,000	157,200

※平成 23 年度は、東日本大震災等の影響により大岡越前祭、湘南祭、花火大会は中止になりました

(単位：人)

資料：産業振興課

(茅ヶ崎市 HP—統計でみるちがさき—より)



「サザンビーチちがさき」と茅ヶ崎のシンボル「えぼし岩」、茅ヶ崎市特別観光大使の「えぼし麻呂」

写真 5 サザンビーチちがさき

(3) 歴史的環境

ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境

茅ヶ崎市は相模湾に面し、相模川という大河が流れる。その海岸線や河川などが作り出した自然環境と、市域での人々の暮らしや営みを変遷していく過程とは、切り離せない関係がある。

本章冒頭の「(1) 自然的環境 イ 地形」で前述した通り、茅ヶ崎市の地形の形成は、海進・海退や相模川の流れと大きく関わっている。縄文海進の約 6000 年前には、下寺尾の台地のすぐ下までが海であったため、縄文時代の人びとの暮らしはこの台地から続く丘陵上に営まれた。縄文時代中期から後期には、海退によって海岸線が南下し、加えて富士山の活発な火山活動から、溶岩や多量の土砂が相模川によって運ばれ、砂州や砂丘の発達を促した。市域東南部の赤羽根から菱沼一帯の砂丘部は、この頃から人間活動の場となった。弥生時代には、海岸線がほぼ現在の位置となり、相模川が形成した自然堤防に囲まれた微高地上に集落が営まれるようになる。

遺跡の立地条件と遺跡の性格、その時代の人びとの暮らしは、密接に関連していることが分かる。以下、その点に注目して、歴史的環境の変化を追ってみる。

イ 旧石器時代

茅ヶ崎市北部の小出地域は、高座丘陵と呼ばれる丘陵上にあり、平均 1 m の厚さで表土（黒土）が覆い、その下には赤土層が最高で数 10m 堆積している。この一帯の赤土層には石が存在しないが、昭和 55 年(1980)に下寺尾と堤の境にある椎ノ木坂の崖面の赤土層からこぶし大の石が発見され、旧石器時代（18000 年前頃）に人為的に石が持ち込まれた遺跡として注目された。

平成 7 年度に実施された財団法人かながわ考古学財団による椎ノ木坂の送水管工事に伴う堤・仲ノ谷遺跡と諏訪谷 A 遺跡の調査では、槍先や小刀として使われたと思われるナイフ型石器をはじめとした小型石器類、川原石や焼けて割れた礫、黒曜石片が出土し、この時代特有の生活跡を初めて明らかにした。また石のかけらが多く出土したことから、当地で石器の製作がなされたことが明らかになった。長谷 B 遺跡は、縄文時代早期の遺跡であるが、黒土層の下部に厚く堆積する赤土層の上部から自然の礫（石）が 2 個発見され、旧石器時代後期（18000 年前）の遺跡でもあることが判明した。

また、この時代の終末に属すると思われる尖頭器（槍形石器）が、堤の杉山原遺跡や文教大学のある行谷遺跡、芹沢の台田遺跡などで発見されている。木の葉形のきれいな槍形石器は世界的にも共通して同様な形のものが見られるが、小出地域でもナウマン象やオオツノジカなどを狩猟して歩く旧石器時代人たちの面影を偲ぶことができる。

下寺尾官衙遺跡群が所在する西方遺跡からもソフトローム層から黒曜石製の使用痕がある剥片が出土している。

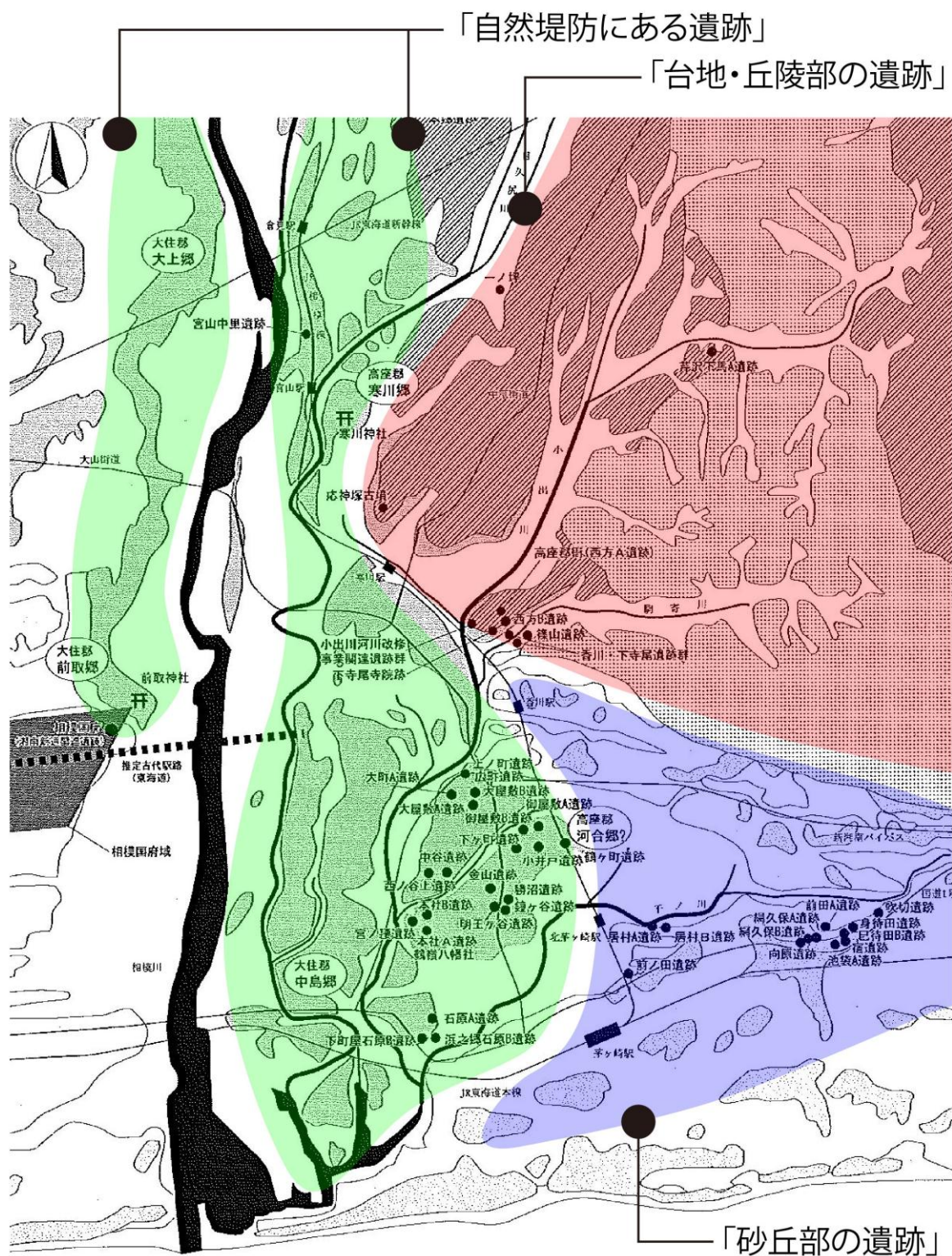


図 11 下寺尾遺跡群を中心とした古代の地理的・歴史的環境図

(平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡群を考える」発表要旨集)

依田亮一・高橋香「小出川河川改修事業関連遺跡群の調査成果」より引用・一部加筆)

ウ 縄文時代

約 12000 年前の縄文時代草創期には、世界最古の土器とされる縄文土器が日本の各地で作られ、使用されたことが分かっている。人類の誇るべき発明の一つといえる土器は、その後の人類の食生活や生活用具に多大な影響を与えた。約 10000 年前頃、極寒の氷河期は終わりを告げ、気候は急速に温暖化へと進んでいった。活発だった火山活動も減少し、落ち着いた自然環境が整い始め、荒涼とした台地の景色は徐々に緑を増し、林や草原の草木の繁茂に合わせ、動物たちの活発な行動が見られるようになった。

神奈川県内の相模野台地は、有数の縄文時代草創期の遺跡が密集する地域であるが、茅ヶ崎市域では同時期の遺跡は確認されていない。

縄文時代早期－移動から定住へ

縄文時代早期前半（8000～10000 年前）に使用された土器は、底の尖った小型のものが多く文様も簡素であった。定住のムラを営むことは行われず、移動生活が主体であったと思われる。本市では、芹沢の臼久保 A 遺跡や行谷の行谷遺跡、甘沼の^{ながやと}長谷 B 遺跡、下寺尾の西方遺跡などで早期の土器が発見されている。今のところ、この時期の竪穴住居跡は発見されていないが、長谷 B 遺跡では、屋外に長楕円形の穴を掘って火をたいた跡である「炉穴」が多数見つかり、縄文時代早期後半（7000～8000 年前）は定住生活ではなく、キャンプのような短期的な簡易の宿営地を転々としていた生活の痕跡と考えられる。また「炉穴」群の近くにある尾根筋や斜面には落とし穴が多数掘られていて、落とし穴による狩猟も盛んに行われていたことが知られる。

縄文時代前期－縄文海進と西方貝塚

縄文時代早期後半に一部出現した土器の平底化は、前期（7000～5000 年前）になってほぼ確立する。平底化とともに大きな土器も見られ、定住生活の一般化がうかがえる。土器の形も多様化し、煮炊き用以外の器種も使用され始めた。また様々な文様が土器の表面に施され、縄文人の精神生活が豊かになってきたことを感じさせる。また屋内に炉をもつ竪穴住居が一般化して、地域に根差したムラが社会構成の単位になった。この頃、地球は最も温暖化し、その影響で海水面が上昇した（縄文海進）。本市では、香川・甘沼・赤羽根辺りまでが海であったと考えられる。

昭和 38 年(1963)に下寺尾で調査された貝塚は、縄文時代前期（約 6000 年前）の「西方貝塚」として広く知られている。その調査で、1 軒の竪穴住居跡が発見された。今のところ本市で最も古い住居跡で、縄文時代前期の住居形態の研究に重要な役割を果たしてきた。小規模な貝塚であるが、縄文時代の社会や自然環境を示唆する多くの興味深い資料を得ることができた。縄文時代前期の人々は、定住してムラを営んでおり、飲料水が得られる谷戸に面した台地の平らな面が縄文人に好まれたようである。台地の縁辺に竪穴住居を構え、中央に共有の広場を持つ構造がみられるようになり、その後の縄文時代のムラの基本形となった。

海退の時代へ

縄文海進にみる地球温暖化は最高期を迎え、その後寒冷化が進むとともに海水面が下がり、砂底が露出し始めた。波と風は砂丘を形成し、新たな陸地を広げていった。下寺尾の低地に立地す

る七堂伽藍跡では縄文時代前期（6000 年前）の黒浜式、^{もろいそ}諸磯式という、砂丘地帯では最古の土器が発見されている。これは、前期後半には新たな砂丘地形が形成され、縄文人は台地から新たな土地に進出して活動し始めたことを意味する。時代が進むにつれて低地への広がりが認められ、下寺尾の台地から下寺尾の低地、香川へと砂丘地形が広がっていったことを知ることができる。

縄文時代中期—高まる縄文文化

市の東部では、赤羽根の新湘南バイパス付近の砂丘遺跡である二図B遺跡と六図D遺跡で、縄文時代中期から後期（4000 年～3500 年前）にかけての土器片が出土しており、赤羽根地域の砂丘地形の発達と土地利用の開始の時期を知ることができる。

芹沢の大久保C遺跡と大久保D遺跡の調査では、縄文時代中期（約 4500 年～4000 年前）のムラの一部が発見された。尾根から突き出た舌状台地に存在する両遺跡では、竪穴住居跡が共に 10 数軒発見され、それらに囲まれるように多数の小穴群や貯蔵穴あるいは墓と思われる^{どこう}土坑群が確認された。このように墓が設けられていることは、縄文人の一生がムラの中で完結していたことをうかがい知ることができる。また、このムラの竪穴住居の入り口部には、完形または半完形の甕^{かめ}が埋設されているものが多い。胎盤などを埋葬した甕を踏み歩くことで、子どもの成長などを願う^{うめがめ}「埋甕」の風習があったと考えられ、特に神奈川県一帯で活動していた縄文人たちの共通した行為であった。このような遺構から、縄文人たちの家族への深い想いや絆を感じることができ、これらが縄文社会の発展を支えた理由の一つかもしれない。

縄文時代後期の貝塚

後期（3500 年前）になると、堤貝塚をはじめ行谷貝塚、丸山貝塚、久保山貝塚の四貝塚が知られている。堤貝塚は、駒寄川上流の谷（堤坂下付近）に突き出した標高 30 数メートルの台地上にある縄文時代後期（約 3500 年前）の遺跡である。堤貝塚は、規模が大きく保存状態も良好な貝層が残っている神奈川県でも有数の貝塚として、平成 4 年(1992)に県指定史跡となった。出土品としては、朝顔形の深鉢型土器が、堤貝塚のシンボリックな土器として著名である。堤貝塚の他、竪穴住居跡群や土坑墓、敷石住居の跡と思われる扁平な石の並びが露出した遺構や土偶が発見された行谷貝塚、土器や骨角器などとともに、竪穴住居跡、人骨が残った墓坑などが発掘された丸山貝塚、ダンベイキサゴやヤマト



写真 6 堤貝塚出土の深鉢型土器

シジミなどの貝がらとともに注口土器や深鉢形土器をはじめとした土器が足の踏み場もないような散乱状態で出土した久保山貝塚、の四貝塚である。これらの貝塚を残した大規模なムラが、台地（丘陵）一帯に一定の距離を置いて存在している。貝塚は相模湾岸では非常に少ないため、その中に包含された自然遺物は非常に重要な資料であるとともに、遺構や遺物からは、当時の人々の生活や埋葬方法、風習のみならず、精神文化や美意識までも感じることができ、縄文時代のこの地域の歴史を紐解く資料としても貴重性を有している。

縄文時代晩期－弥生時代の萌芽

海水面の低下と海岸線の南下（海退）はさらに続き、縄文時代の終わり頃までに、少なくとも現在の J R 東海道線辺りまで砂丘地形が広がっていたことが分かってきた。本村の居村遺跡では、縄文時代晩期（2500 年～2100 年前）の終わり頃の土器が出土した。また、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所の南側に隣接する南谷原遺跡では、黒曜石製の石鏃^{せきぞく}や黒曜石の剥片が出土したことから、この遺跡で石器を作成していたと考えられている。縄文時代晩期の遺跡は、今のところ本村地域に限られているが、この時期に移り変わる弥生文化との接点を持つ人々が存在した可能性が高く、関東地方の弥生時代の始まりを解明する上でも非常に注目される。

エ 弥生時代

弥生時代初期の様相

これまで茅ヶ崎市周辺では、縄文時代晩期から弥生時代初頭の遺跡の発見例に乏しかったが、近年になり低地部の砂丘地帯に立地する本村の居村 B 遺跡で、砂丘間凹地の調査区より晩期終末の浮線文土器でも古手の資料が少量出土している。最近では、さらに海岸寄りの J R 茅ヶ崎駅に隣接した石神遺跡（第 3 次調査）より、この時代の特徴を示す土器がややまとまって出土した。このような相模湾沿岸部の砂丘地帯における縄文時代終末/弥生時代初頭期（約 2500 年前）の遺跡の分布は、数少ないながらも藤沢市や小田原市でも確認されており、沿岸部の砂丘間凹地に形成された低湿地を利用して、小規模な集団が初期的な農耕を行っていたことも想定される。

上記の遺跡は、いずれも継続性がない遺跡であり、続く弥生時代前期末から中期前半にかけては、沿岸部、内陸部ともに茅ヶ崎市内では遺跡は全く発見されていないが、これは相模川左岸域の他の地域の状況と共通する。近年、海老名市の相模川自然堤防上で、相模川左岸では初めて弥生時代中期中頃の遺跡が確認された。今後、茅ヶ崎市内でも同様の立地から遺跡が発見される可能性がある（なお、市史には菱沼の身待田遺跡で「須和田式土器」が出土したとされる記述がある）。

弥生文化の展開－西方遺跡の形成と発展

下寺尾遺跡群を構成する西方遺跡において、弥生時代中期後半（約 2000 年前）でも古い段階の資料が出土している。西方遺跡は見晴らしの良い台地上に立地し、環濠が巡り、拠点性が明確な点でもそれまでとは性格が基本的に異なる本格的な弥生集落である。弥生時代中期後半の古い集落は、低地を望む台地端に近い西寄りのエリアに形成されたものと想定されるが、現状では、湘南地域全体でも最古級の弥生時代環濠集落と評価されよう。

西方遺跡は、弥生時代中期後半でも新しい段階になると、集落の範囲を東側に著しく拡大する。これは、古い段階では環濠の東辺が現在の北陵高校敷地のほぼ中央で確認されていることに対して、新段階では東側の高校敷地外で確認されており、東へ一挙に約 150m も拡大したことになり、集落の急激な発展を窺わせる。この拡大した環濠集落の面積は 5 万 m² 以上と推定され、南関東地域でも最大級の規模となる。高校校庭部分の発掘調査では、この新しい時期の集落を構成する竪穴住居が数多く発見され、当時としては貴重な板状鉄斧や碧玉製大型勾玉の未製品も出土してい

る。卓越した集落規模に加え、出土品の点でも地域における中核をなす拠点集落であることは明らかである。

この弥生時代中期後半には、南部砂丘地帯の小和田の宿遺跡や居村A遺跡で集落が確認されており、後者では環濠も検出されている。また、北部丘陵の末端に立地する芹沢の臼久保遺跡でも小規模な集落（西方遺跡の分村か？）が確認されており、市内全域ではないが、水稻農耕に適した低地をひかえた地形に集落が形成されるようになる。

弥生時代後期における変化―西方以後の茅ヶ崎

西方遺跡を含めて弥生時代中期後半に繁栄した集落は、いずれも中期末に急激に衰退し、後期初頭には継続しない。これは、相模地方に共通して認められる不思議とも思える現象だが、その直後に東海地方西部（愛知県東部～静岡県西部）の特徴を持つ土器が出土する遺跡が相模川沿いの各所に出現する。あたかも弥生時代後期前半における彼の地からの集団の移住を想像させる事象と言える。代表的な遺跡は、茅ヶ崎市の北方に所在する国史跡の綾瀬市神崎遺跡であるが、茅ヶ崎市内では香川の篠山遺跡が挙げられる。この遺跡は、西方遺跡の南西 500m、駒寄川を挟んだ対岸の丘陵上に立地する。西方遺跡の立地する台地上では、弥生時代後期の集落は確認されていないが、台地下の低地では小出川河川改修に伴う発掘調査により発見された旧河道より後期前半の東海系土器が出土している。

その後、弥生時代後期後半には、臼久保遺跡で規模の大きな環濠集落が形成されるなど、土器の在地色が濃厚になるとともに、再び遺跡が増加してくる。特に円蔵の小井戸遺跡、小和田の宿遺跡、松林の四国遺跡、西久保の上ノ町遺跡、大屋敷B遺跡、大町B遺跡など、低地部の自然堤防上、砂丘上にも後期終末から古墳時代前期にかけて集落の進出が顕著になる。特に大町B遺跡では、木製品が出土し、杭列など水田に関係する遺構が確認された。なお、同遺跡や宿遺跡では、弥生時代終末～古墳前期面上部の土層堆積状況から、古墳時代後期までの間における大規模な河川の氾濫による洪水の発生が想定されている。

オ 古墳時代

弥生時代に続く3世紀中頃から7世紀にかけて、各地で古墳の造営が流行したことから、この時代を古墳時代と呼んでいる。土を盛り上げた高塚の古墳は、本市域では、堤の十二天古墳群と本村の石神古墳（茅ヶ崎駅構内）が知られている。

十二天古墳群は、県指定史跡の堤貝塚から小さな谷を隔てた東の尾根に造られた2基の古墳からなっている。長さ約30mの前方後方墳と直径約20mの円墳であると推定される。こういった古墳はヤマト王権が当地域にも政治的な影響をもっていたことを裏付けるものであり、古代社会を考える上で重要な遺跡ということができるが、現在は山林の中にひっそりと並んでいる。石神古墳は前方後円墳の可能性を持ち、大正15年(1926)の相模線工事の際に、約8mの長さの横穴

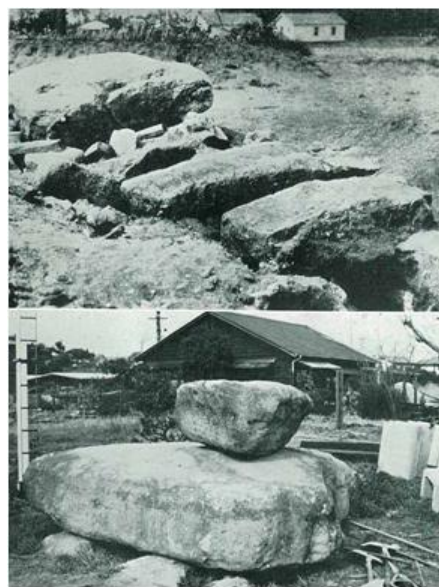


写真 7 石神古墳

式石室が確認されていることから、かなり大きな古墳であると考えられる。しかしながら墳丘は消滅し、現在は地下に埋もれている。JR茅ヶ崎駅構内の東海道線と相模線の線路に挟まれた辺りに、凝灰岩の巨石2個が横たわっていて、これがかつての石神古墳の石室の一部であると考えられる。堤の十二天古墳群も本村の石神古墳も古墳時代後期の造営とされている。

横穴墓

古墳時代後期には、造営に多大な労力を要する高塚の古墳とは異なり、自然の崖面に横穴を掘って墓室を築造した横穴墓（横穴古墳）も造られるようになり、茅ヶ崎の丘陵でも多数発見されている。特に香川から甘沼、赤羽根にかけて続く台地と低地の境をなす崖面には、非常に多くの横穴墓群が発見されている。これらは比較的狭い地域の有力者が葬られたものと考えられ、香川ではゴルフ場の南斜面にある篠谷横穴群、テニスクラブの崖面にある篠山横穴群が有名である。また、甘沼では八幡神社周辺の甘沼水道山横穴群、甘沼横穴群、玉林寺裏横穴群、そして赤羽根では宝積寺脇横穴群が知られている。また平成14年(2002)10月には、芹沢字大久保の調査で3基の横穴墓が新たに発見され、大久保横穴群と名付けられた。このような小さな谷に面した斜面に横穴墓が発見されたので、今後丘陵地の他の谷でも発見される可能性が高いと考えられる。これらの横穴墓の存在は、葬られた人が治めていた集落が近くにあることを示すものであり、当時の社会構成を考える上で、大きな役割を担っている。

横穴墓からも多くの貴重な副葬品と考えられる遺物が出土する。先述の篠谷横穴群のうち古いものからは、酒や水などを供える須恵器の壺・甕・瓶類、首飾りに使われた勾玉・水晶製の切子玉・ガラス製の丸玉や小玉、そして金銅環（耳飾り）などの装飾品が出土した。須恵器は、朝鮮半島からの渡来人によって伝えられた新しい技法、「窯焼き」と「ろくろ形成」の器で、従来の土器よりはるかに堅く、均一性の高い美しい器であった。この須恵器が現代の陶器の原型となるものであるが、須恵器は一般の集落ではあまり使われていなかったとみられ、古墳に副葬されることが多かった。また、直刀、鉄製の鍔といった武具や馬具なども出土したことから、この地域の有力な人々が、権威を示すものとして埋納していたことがわかる。

古墳時代の調査

古墳時代の集落跡についても調査が行われている。台地上では西方遺跡、臼久保B遺跡など、南部の低地では砂丘地帯の赤羽根二回遺跡、石神遺跡、南谷原遺跡、さらに自然堤防地帯では、宮ノ腰遺跡、上ノ町遺跡などで発見され、次第にその実態が明らかになっている。

ヤマトタケルの伝説がある腰掛神社から北側の尾根先端部に所在する下場A遺跡からは、古墳時代後期から奈良時代の竪穴住居跡が発見され、この住居跡の1軒から現代のベルトのバックルにあたる金属製の腰帶具が出土している。また、整然と並んだ高床式と考えられる掘立柱建物跡が発見された。掘立柱建物跡のうちの1軒は、^{ひさし}廂付き掘立柱建物と呼ばれる大型の建物跡で、建物の周囲に回廊のような構造があったと考えられている。廂付き建物をはじめ整然と並んだ建物群や帯金具の存在は非常に珍しいものであることから、この遺跡は約1300年前頃に営まれた何らかの公的な施設の可能性が考えられ、下寺尾の高座郡家（郡衙）に関連を持つ芹沢地域の役所の存在が想定される。当史跡の高座郡家も奈良時代の直前である飛鳥時代に造営が開始されている。

古墳から仏教寺院へ

古墳時代終末期は政治文化の面から飛鳥時代とも言われる。古墳が、横穴式石室や横穴墓の出現で、ただ一人のための墓から一族の墓へ、被葬者も有力豪族から有力農民にまで普及したことがわかり、古墳造営が権力を誇示するという本来の意味を失っていった。また大化改新（646年）のなかで民衆の負担を軽減するため薄葬令が規定されて、葬礼の簡素化などとともに古墳の造営が制限されたことから、次第に古墳は造られなくなり、7世紀頃には姿を消した。こういった背景をもとに、6世紀に朝鮮半島から伝来した仏教が、飛鳥時代（6世紀末から8世紀初頭）に朝廷による保護を受けて発展し、飛鳥（現、奈良県明日香村）を中心に仏教文化が起こった。天武天皇は律令を基盤とする中央集権体制を打ち出し、加えて仏教をその政治形態に組み入れた。天武14年(685)には、諸国に寺院を建立し仏像、経典を置き、礼拝供養せよとの詔を発した。これまで古墳が権力の象徴であったが、寺院や仏像がそれにとって代わった。都で流行した氏族による寺院造営はまたたく間に地方に伝わり、地方の有力豪族は、新しい信仰対象として寺院を建立した。下寺尾廃寺は、飛鳥時代にこの地域に勢力をもつ有力豪族（郡司）が建立した氏寺の性格もあったと考えられ、初期寺院に位置付けられる。

カ 奈良時代

律令制の展開

今から約1300年前の和銅3年(710)、奈良に平城京が置かれ、律令制に基づく中央集権国家体制が確立した。律令制は公地公民制を原則とし、全国を畿内・七道の行政区に分け、その下に地方行政組織として国・郡・里（後に「郷」）を設けて国司・郡司・里長を置いた。国司が国に赴任し政務を行う施設を国衙、国衙の所在する行政区域を国府、郡の役所を郡家といった。

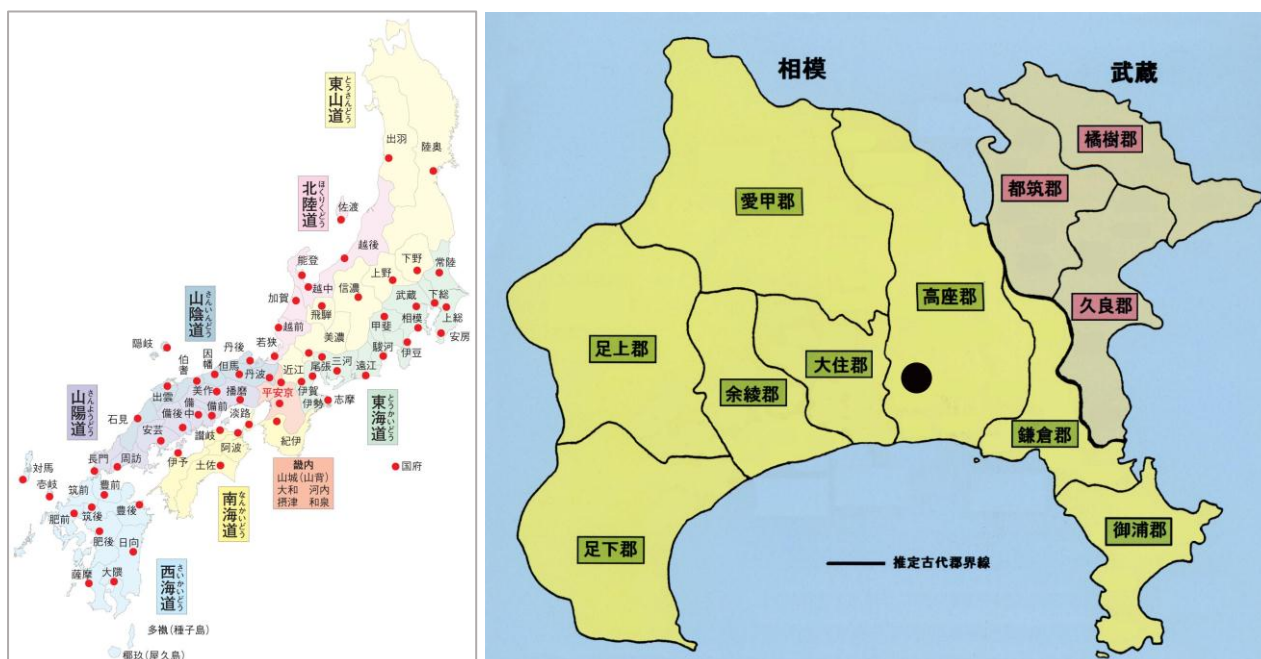


図12 古代の日本と相模国の八郡

（藤沢市2015『大地に刻まれた藤沢の歴史V～古代～』より転載・一部加筆）

国司は中央の貴族のなかから任命され、中央集権的な地方支配が行われたが、前代の国造の系譜を引く地方豪族が郡司となって勢力をもっていたため、国司は郡司の協力を得て政治を行った。人々は戸籍によって田を国から支給される一方、租・庸・調などの税や労役の負担を担った。

市域では奈良時代から平安時代の遺跡が 139 か所も確認されており、遺跡での調査例が増加することにより、次第に状況が明らかになってきている。なかでも南部の低地部分での遺跡数がこの時代に多くなっていて、低地の開発が進んできたことがうかがえる。

相模国と高座郡

神奈川県のうち、川崎市や横浜市の大部分が武蔵国南部にあたるのに対し、市域をはじめとするそのほかは相模国に属した。当時相模国には足^{あしのかみ}上郡、足^{あしのしも}下郡、余^{よろぎ}綾郡、大^{おおすみ}住郡、愛^{あいこう}甲郡、高^{たかくら}座郡、鎌^{かまくら}倉郡、御^{みうら}浦郡の 8 郡があった。

現在の茅ヶ崎市はそのうちの高座郡に位置しているが、およそ 9 世紀の状況を示している『和名類聚抄』では「高座」は「太加久良」と読まれており、当時は「たかくら」と呼ばれていた。郷は 50 戸から形成され、高座郡は美濃郷、伊参郷、有鹿郷、深見郷、高座郷、渭堤郷、寒川郷、塩田郷、駅家郷、二実郷、岡本郷、土甘郷、河会郷、大庭郷の諸郷からなっていた。その位置や大きさなどから相模国の中心的な郡のひとつであったことがわかる。

高座郡家と下寺尾廃寺

平成 14 年(2002)の夏、下寺尾の北陵高校グラウンドから発見された大規模な建物跡の柱穴等の古代遺構は、西暦 700 年前後に成立した高座郡家と推定された。グラウンドの南西部からは政務を執り行う郡^{ぐんちよう}庁が発見され、グラウンドの北西部では 4 棟の高床式の倉庫（正^{しょうそう}倉）群と東西方向に広がる長大な建物があつた。

このうち大規模な掘立柱建物群は、一般的な集落遺跡には見られない貴重なものである。特に



写真 8 下寺尾官衙遺跡群航空写真

郡庁や正倉とともに、隣接地には同時期の古代寺院である下寺尾廃寺が現在も良好な状態で保存され、その重要性をさらに高めていることから、全国的にも注目されている。下寺尾地区では、古くから寺院跡の存在が言われ注目されていたが、その後の調査で相模国において最古級の瓦の出土する古代寺院の様相が明らかになってきている。さらに、低地に関する集落についても多くの地点でその資料が蓄積されつつあり、古代集落の様相が明らかになってきた。

相模国府

相模国の国府所在地は、『和名類聚抄』には国府は「大住郡」とあり、12 世紀中頃成立の『伊呂波字類抄』には「余綾郡」とある。その国府の候補地として大住郡内（現、平塚市）、余綾郡内（現、大磯町）、国分寺のあつた海老名市域、小田原市にある千代廃寺跡近辺の 4 カ所があがっていて、これらの地のあいだを移転したとみる 3 遷説や 2 遷説も唱えられ、論争をよんでいた。

そうしたところ、平塚市内の真土・四之宮地区で昭和 50 年代以降の調査によって、文字を記した墨書土器や当時の高級品である緑釉陶器・灰釉陶器、金属製品など、一般集落とは様相の異な

る遺物が発見された。さらに平成 16 年(2004)、湘南新道の建設に伴う発掘調査において、東西に向かいあう奈良時代前半の大型の^{ひさしつきほったてばしらたてもの}廂付掘立柱建物 2 棟が発見された。それらは廂付き建物として現在のところ相模国最大であることや、大型の鍛冶工房が発見されその規模や構造から国衙の官営工房とみられることなどから、国府所在地を示す重要な証拠となった。

この廂付掘立柱建物の建設年代から、国府は当初から大住郡（平塚市）に存在していた可能性が高まっている。下寺尾官衙遺跡群が機能した時代の国府は、相模川下流域の右岸である大住郡内のこの平塚市域に存在したものと考えられる。

相模国分寺・国分尼寺

奈良時代の天平 13 年(741)、聖武天皇は、度重なる飢饉や疫病の流行、有力貴族が起こした内乱など不安定な政治状況から、国内を仏教の力で安定させ、人々の幸福を願うことを目的として「国分寺建立の詔」を発した。これにより全国に国分僧寺・国分尼寺が造られることになった。相模国でもこの詔を受けて、現在の海老名市域（高座郡内）に国分二寺が建立された。

通常、国分寺は国府に近接して建立されるが、相模国分寺の創建当時、国府は平塚市域にあったと考えられるので、当初から国府と離れた地に建てられたということになる。これは、相模国造の末裔で大住・高座両郡司層となる壬生氏の拠点が、交通の要衝でもある海老名市域であったためという見方が出されている。

相模国分寺跡（僧寺）は、海老名駅の東側約 500m の台地上にあり、大正 10 年(1921)に全国の国分寺跡としては初めて国の史跡に指定された。これまでの発掘調査の成果によって、^{がらんはいち}伽藍配置は、東側に^{こんどう}金堂、西側に塔、北側中心部に^{こうどう}講堂を配し、周囲を中門・回廊で囲む「法隆寺式」の配置をとっており、国分寺としては大変珍しい配置として知られている。金堂跡、講堂跡には高さ 1 m 程の^{きだん}基壇上に^{そせき}礎石が現存し、塔跡は現在整備され、当時の基壇の様子が復元されている。このほか中門・回廊跡、僧坊跡も復元がなされている。

国分尼寺跡は、国分寺の北側約 500m のところに所在し、平成 9 年(1997)に国の史跡に指定された。伽藍配置は国分寺とは異なり、中央に金堂を配し、講堂・中門・回廊で囲む一般的に「国分寺式」と呼ばれるものである。金堂跡では高さ 1m ほどの基壇上に礎石が 16 個残っていた。講堂跡については基壇や礎石はなく、詳細は不明である。

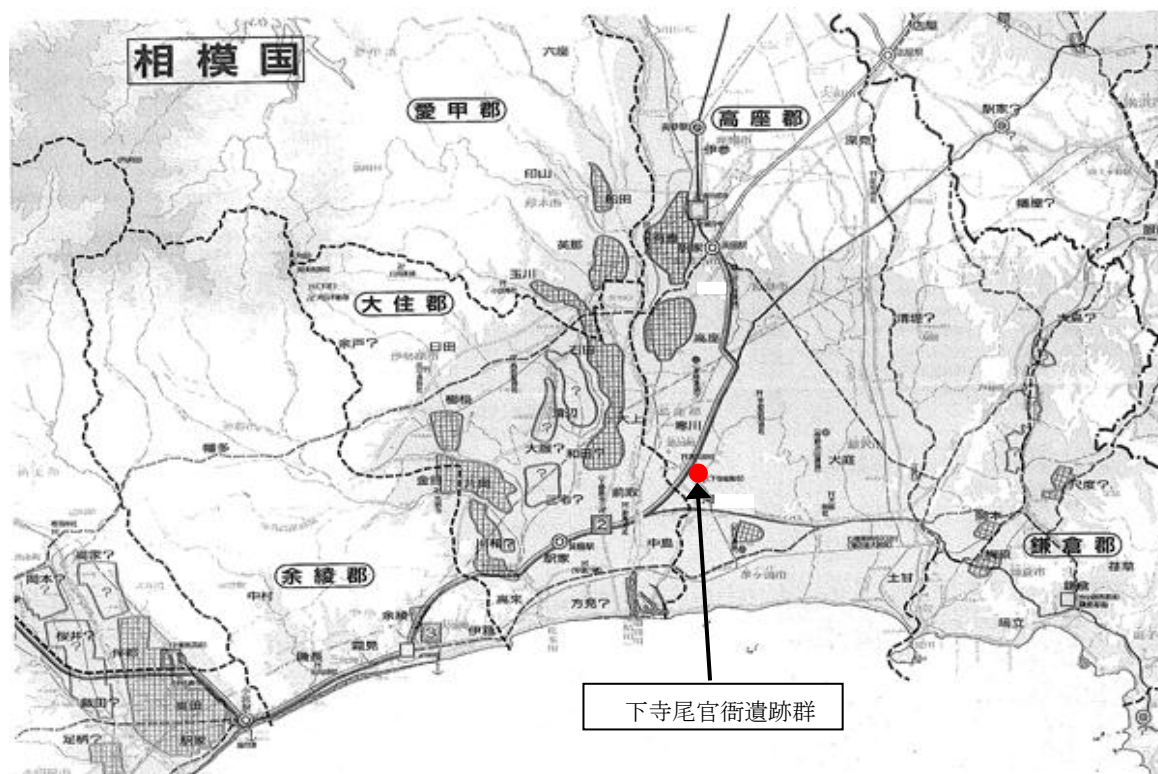
下寺尾官衙遺跡群と古代交通網

東海道、東山道、山陰道、山陽道などの七道は、諸国を結ぶ道（駅路）であるとともに、古代の地方行政区画でもあった。現在、平塚市の構之内遺跡や東中原 E 遺跡などで古代の道路跡が発見されており、古代の東海道ではないかといわれている。また『日本書紀』や『古事記』のヤマトタケルの東征記事などから、相模国内の古代東海道の様相を知ることができる。初期の東海道は横須賀市の走水から東京湾を渡り房総半島の上総国へ達していた。ヤマトタケルとオトタチバナヒメの伝説として知られる記事が記紀で語られている。

しかし、奈良時代の終わり頃の宝亀 2 年(771)に、それまで東山道に属していた武蔵国が東海道へと編入され、東海道の経路が相模―上総―下総から、相模―武蔵―下総と変更された。それによらない宝亀 2 年以降の東海道は、大住国府（平塚市）を経て、相模川を渡り、高座郡家のある下寺尾官衙遺跡群の西側を通り、相模国分寺に通じ、北は武蔵国府（東京都府中市）や奥州（東

北地方)にまで達していたと考えられる。このように下寺尾官衙遺跡群は古代の主要交通路に近接し、中央政府の動向や政治情勢、文化状況などと密接に関っていたのである。

下寺尾の台地上は見晴らしがよく、現在でも水はけに優れていて、川の氾濫などの災害から安全という住みやすい環境である。当時も高座郡を治める役所を建設するには格好の立地であったのであろう。加えて相模川支流の小出川を利用して人や物を運搬できたことも、この地が高座郡の中心地として選ばれた大きな理由のひとつと考えられる。



古代東海道が大住国府（平塚市四之宮）の南側を通過して相模川を渡り、すぐ北上して下寺尾の西を通過し、相模国分寺（海老名市浜田）に達した。その先は奥州古道で下野・上野国へ。

また現平塚市中原から大住国府を通り、武蔵国橘樹郡家へ続く古道もあり、現在は中原街道と呼ばれている。

相模湾沿いに鎌倉郡家を経て現横須賀市走水から海路をとって、上総国へのルートもあった。

図 13 古代交通網

藤沢市教育委員会 1997『神奈川の古代道』（博物館建設準備調査報告書第3集）より引用・一部加筆
（平成24年シンポジウム「下寺尾官衛遺跡群を考える」基調報告より転載）

キ 平安時代

新たな社会状況

延暦 13 年(794)に桓武天皇が平安京に遷都して始まる平安時代には、律令体制が行き詰まりをみせ、再建のための改革が行われた。そのひとつとして税収の確保をはかるため国司(受領)の権限が強化され、各郡にあった正倉の管理も国司が行うようになった。それまでは有力地方豪族が郡司を世襲し任にあたっていたが、国司が郡司を任命する権限をもつようになり、郡司の裁量が縮小され、それにともない郡家が縮小、消滅していった。

信仰の面では密教が盛んになった。中国から空海や最澄によって伝えられた密教は、加持祈祷によって現世利益を求め、平安時代中期に仏教の主流となってゆく。また私度僧と言われる正式に得度していない僧や大きな寺(官寺)に属さない^{ひじり}聖と呼ばれる僧が現れた。9 世紀後半には武蔵国や相模国は大地震にみまわれ、相模国分寺は地震とその後の火災により焼失したという記録があることから、下寺尾廃寺にも大きな影響があった可能性が考えられる。

土地の支配においても大きな転換期であった。奈良時代半ば頃に農地の増加を計るために策定された開墾計画によって、中央貴族や大寺院、地方の富豪(田堵^{たど})により開墾された私有地(初期荘園)が畿内を中心に出現し増加していった。

本村居村遺跡出土木簡

この時期の市域の重要な遺跡に本村の居村遺跡がある。住居などの建物施設が造られた小高い砂丘部分(A 遺跡)と、最近まで水田耕作が行われていた湿地部分(B 遺跡)に分かれている。昭和 63 年(1988)からの発掘調査で、本村の海前寺の西にある居村 B 遺跡から奈良・平安時代の多くの遺物とともに 6 点の木簡(文字が墨書きされた板)が出土した。

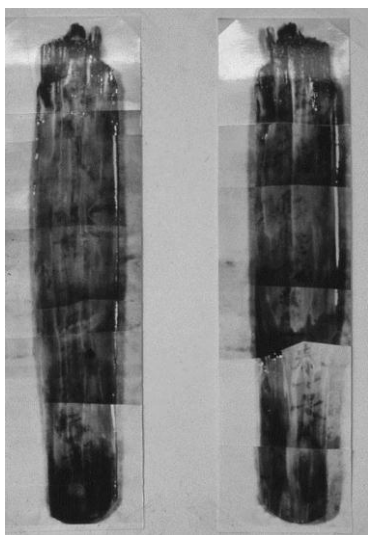


写真 9 本村居村遺跡出土木簡

昭和 63 年に発見された 2 点のうち、2 号木簡は「放生^{ほうじょう}」という仏教行事に関する行政指示文書であり、裏には「飛鳥部」「春(日)部」の人名が記されていた。平成 6 年(1994)には染色関係の用語などがメモ風に記された「茜槽^{あかねおけ}」木簡が発見された。平成 24 年(2012)発見の 4 号木簡は、公的行事での飲食物の配分を記した帳簿と見られ、「貞観^{じょうがん}」という 9 世紀後半の元号をはじめ「市田殿」「吉成殿」などの人名や「勾村」「秋村」などの村名が記されていた。

木簡の出土は大変珍しく、本遺跡ではどの地点を調査しても遺構・遺物の密度が高い。しかも発見された 6 点の木簡の内容からは、居村遺跡が何らかの古代の公的行事に関わっていることが伺える。これらの木簡は、平成 27 年 6 月 1 日に市指定重要文化財に指定された。

ク 中世

荘園の形成と武士

地方の有力農民（田堵）は、盛んに土地を開発し領主に成長するなか、国司の圧力からのがれるため自らの私領を名目的に有力貴族や寺社に寄進するようになり、摂関家や大寺院などの荘園領主が大きな勢力を築いた。そこで延久元年(1069)に後三条天皇は国政改革を掲げて荘園整理を強力に行ったのだが、そこで認められた荘園は安定するようになり、平安時代後期の院政期には、荘園はますます拡大していった。

いっぽう 9 世紀半ばから東北地方・関東地方では武士が勢力を築くようになっていた。長元 3 年(1030)、源氏の頼義は上総で反乱をおこした平忠常の鎮圧に向かったが、その際に市域の^{ふところじま} 懐島郷矢畑に京都の石清水八幡宮を勧請して、懐島八幡宮を創建したと伝えられている。市内の円蔵、西久保、矢畑、浜之郷一帯を懐島郷と呼ぶ。

頼義は前九年の合戦（1055 年～）の際にも戦勝祈願をし、相模の武士を引き連れて反乱を鎮圧すると、鎌倉の由比郷に懐島八幡宮を勧請し、由比若宮（のちの鶴岡八幡宮）を創建したことから、懐島八幡宮は鎌倉由比若宮の旧社であって、本社宮と改称したとも伝えるが、確証はない。

頼義の子源義家は、後三年の合戦（1083 年～）に際して懐島八幡宮に祈願し勝利したことから、寛治 3 年(1089)に所領を寄進して懐島郷に隣接する浜之郷に現在の鶴嶺八幡宮を創建したといわれ、境内の大イチョウは義家が戦勝祈願のために手植えをしたものとも伝えられ、県の天然記念物の指定を受けている。

懐島八幡宮は、現在、本社宮と呼ばれ、鶴嶺八幡宮の境外摂社となつてはいるが、『吾妻鏡』は頼義により石清水八幡宮が鎌倉に勧請され鶴岡八幡宮となったと記しており、後に鶴岡八幡宮が勧請されて鶴嶺八幡宮が形成されたのであろう。



写真 10 鶴嶺八幡宮の大イチョウ

大庭御厨の成立

後三年の合戦に従軍した鎌倉権五郎景正（景政）は、相模の「聞こえ高き兵」であって、合戦の場で右目を射られても突進して奮戦すると、三浦為次がその矢を抜こうとして景政の顔に足をかけようとしたところから、怒った景政に刀で下から突き刺されかけたという逸話が残る。この景政が合戦後の長治元年(1104)に相模川から現在の茅ヶ崎市・寒川町・藤沢市にまたがる一帯を国衙に申請して開発を行い、永久 5 年(1117)に伊勢神宮に寄進し^{おおばのみくりや} 大庭御厨とした。伊勢神宮に供える神饌を調達する神領として、伊勢神宮の保護を受けることとしたのである。

景政の孫・景忠はここを支配して大庭氏を名乗るが、その大庭御厨に天養元年(1144)に二回にわたり武士が乱入し、95 町の田の稲を刈り取り、荘官の私財雑物を奪い取るという事件が起きた。事件の背後には上総の豪族の上総氏の庇護を得て育った、義家の孫為義の嫡子義朝がいた。義朝は東国に下って房総半島で成長し、相模の三浦氏に迎えられ、鎌倉の亀谷に館を築くと、三浦氏などを大庭御厨に乱入させたのである。

この事件を契機に大庭景義・景親兄弟は源義朝に従うようになり、保元の乱では都で源為朝と戦っている。そのうちの景義（景能）は御厨内の懐島に館を構えていた。懐島は相模川下流に位置し、小出川や千ノ川などの低湿地帯に囲まれた自然の要塞であり、相模川の渡渉地として交通の要衝でもあった。

鎌倉幕府と大庭景義

源頼朝は、治承4年(1180)に東国武士団を糾合して、鎌倉に幕府を開き武家政権の基礎をつくった。頼朝に従った大庭景義は大庭御厨の本領を安堵され、鎌倉幕府成立後は幕府古老の御家人として重用され、奥州の藤原氏との合戦に朝廷から宣旨が出ないで悩む頼朝に出陣を促したこともあった。

現在の円蔵神明大神宮（神明神社）は、景義が懐島館の鬼門除けとして伊勢神宮を勧進して建立したものといわれ、神社の辺り一帯が景義の館であったと伝えられる。神社のそばの畑には空堀の跡とされる窪地が最近まで見られた。現在、社殿裏には懐島館址碑と景義の像が建てられている。

国の重要文化財に指定されている銅造阿弥陀三尊立像（西久保所在の宝生寺蔵）は、善光寺式の阿弥陀如来立像（高さ 58.3 cm）で、観音、勢至の両脇侍をそなえる優品だが、懐島郷を領していた大庭景義の持仏という伝承がある。「鶴嶺八幡宮別当勝福寺縁起」は、景義が鶴嶺八幡宮を再興して大仏殿、三重塔を建立したという。なお景義は鎌倉の鶴岡八幡宮の造営奉行を行っている。

景義の弟大庭景親は頼朝挙兵の際に平家方となり、源氏が勝利したことによって捕らえられ処刑されてしまうが、その本拠は藤沢市に所在する大庭城の近くと伝えられている。



写真 11 銅造阿弥陀三尊立像
（宝生寺蔵）

旧相模川橋脚

懐島郷から近い下町屋で大正12年(1923)の関東大震災時に「旧相模川橋脚」が出現した。中世初期の面影を伝える貴重な遺構であり、建久9年(1198)12月27日、源頼朝の重臣稲毛重成が亡き妻（北条政子の妹）の供養のために架けた橋と考証されて、大正15年に国の史跡に指定され保存された。『吾妻鏡』は、頼朝が相模川にかけた橋の竣工式の帰りに落馬し、その怪我がもとで翌年に亡くなったとしている。

出現した橋脚はヒノキの丸材で、最大のものは周囲2m・直径60cmほど、その間隔から橋幅は約7mと推定され、全国的にも珍しい大橋である。平成13年(2001)から実施された保存整備に伴う調査では、橋脚の詳細が確認された他、新たに橋脚の北側から関連する大きな土留め遺構が発見され、同19年2月6日に国史跡の追加指定を受けた。

また、地震によって生じた液状化現象の痕跡も確認され、橋脚の出現状況が関東大震災の地震の在り方を残す遺産としても高く評価され、同24年度には国の天然記念物の指定も受けた。液状化現象としては全国初の国指定である。



写真 12 旧相模川橋脚 出現時の様子

このように懷島郷や旧相模川橋脚の存在からは、当時の相模川が現在よりもだいぶ東側を流れていたことが判明した。相模川は、中世には相模河・鮎河・馬入川などと称されていたことが記録に残る。文治3年(1188)に頼朝が300騎の随兵を率いて二所詣（箱根大権現・伊豆山大権現）をした際には、三浦義澄の担当で相模川に浮橋を構えている。浮橋とは、流れが速く橋を架けにくい川の水面にいかだや多くの舟を浮かべ、その上に板を渡した仮橋であり、相模川には本格的な架橋はされてい

なかったのだが、建久9年に稲毛重成により架橋されたと考えられる。

橋は実朝の時代になって痛んだことから修復が考えられたが、橋供養の直後に頼朝が亡くなったことから不吉とされた。しかし実朝は庶民の便を考え修復するように命じており、おそらく見つかった橋脚はこの時のものであろう。実朝は相模川に遊んで「夕月夜さすや川瀬のみなれ棹 なれてもうとき波の音かな」の歌を詠み、小川法印忠快に六字河臨法という祈祷を行わせるなど、相模川をこよなく愛していた。

街道の整備と支配

東国武士の動きが広がるなか、市域では様々な道が発達した。幕府が成立してから、鎌倉と各地を結ぶ鎌倉道が整備された。鎌倉幕府は京と鎌倉を結ぶ往還において、各所の地頭に宿を整備させており、東海道は当市域を通過しているので大庭氏が整備にあたったのであろう。建久元年(1190)、頼朝は上洛に際し懷島に宿泊したが、おそらく景義の館に泊ったものと考えられる。

その東海道の整備にあたった景義の死後、嫡男景兼が懷島を支配したが、建保元年(1213)の和田合戦で失脚してからは、幕府の奉行人である二階堂氏、北条一門の大仏氏^{おさらぎ}など幕府の要人の所領となり、建武の新政期、室町幕府の時代には足利氏が懷島を領するなど、この地は重要な地として認識されていた。

鎌倉幕府の滅亡期には北条高時の嫡子邦時が懷島で殺されており、足利尊氏が北条時行の率いる鎌倉北条氏の残党と戦った中先代の乱では相模川で合戦があつて、三浦持明が懷島の浦で自害しているなど、相模川周辺は京・鎌倉往還の難所であるとともに、交通の要衝であったことがわかる。大庭御厨全体は大庭氏が没落した後、領主は変わりながら存続してゆき、鎌倉時代末期には13の郷が存在しており、相模国最大の御厨であった。

鶴嶺八幡宮は室町時代になっても関東支配の拠点である鎌倉府の祈願所となり、その別当寺である懷島勝福寺光明院は、鎌倉公方の足利氏満が父基氏の菩提所となしている。ただかつて12の別当（坊）があつたといわれる鶴嶺八幡宮も、現在ではその存在を明らかにするものがほとんど残されていない。

中世の当市域で特徴的な歴史資料に板碑がある。板碑は関東の鎌倉文化圏で特に多く見られる供養塔で、鎌倉武士や在地の人々によって造られた。永仁3年(1295)から応永14年(1407)の約百年間に集中しており、そのほとんどが東海道や大山街道、鎌倉古道に接する地に分布する。阿弥陀信仰に関係した、鎌倉を中心とした在地の人々による新しい社会の到来を物語っている。

戦国時代の茅ヶ崎

京での応仁の乱(1467)に先立って、関東では戦乱がおきていた。16世紀後半の大庭御厨では結城氏、上杉氏、香川氏、板倉氏などの武士の間で所領の争奪があったが、応仁の乱を経ると関東は内乱状態となり、各地ではげしい戦いが展開した。

そうしたなかで明応4年(1495)、北条早雲(伊勢宗瑞)が小田原城を奪取し、永正9年(1512)に鎌倉入りして玉縄城(鎌倉市)を築城したが、永正16年(1519)に早雲が子菊寿丸に譲った所領に「ひしぬま」「ちかさき」の名が見える。後北条氏の家臣の知行所を書き上げた『小田原衆所領役帳』によれば、当市域では後北条氏の家臣16名が知行地を有しており、その知行地は下町屋、萩曾弥、茅ヶ崎、菱沼、菱沼新田、菱沼内鶴田、室田、赤羽弥、甘沼、香川、堤、行谷、芹沢で、玉縄城の支配下に置かれていた。

しかし永禄3年(1560)、越後の長尾景虎(上杉謙信)が関東平野に進出し、翌年3月には相模川を渡って後北条氏の小田原城に迫っており、また永禄12年(1569)には甲斐の武田信玄が藤沢・茅ヶ崎を経て相模川を渡り、小田原城下に攻め入っている。これらによって市域も戦火にまきこまれ多くの損害を負ったものと考えられる。

現在の龍前院参道と鶴嶺八幡宮の横大門とが接する辺りで実施された本社A遺跡の発掘調査によれば、戦国時代(16世紀)の土木工事の遺構から、多数の墓石である宝篋印塔^{ほうきょういんとう}や五輪塔の石が二次利用されていることが確認されている。このことはそれまでの住人の墓地の破壊を意味しており、戦国時代後半に大きな政治的変動があったことを物語っている。

西久保の上ノ町遺跡では、武家屋敷と推定される遺構群が発見され、御屋敷遺跡、金山遺跡などでは居館跡を窺わせる堀や建物址が確認されるなど、市全域においてこの時期の遺跡が多数見つかっており、現在につながる地域の基盤ができていたことがうかがえる。この後、江戸時代(近世)にかけてほぼ現在の茅ヶ崎が形づくられたものと考えられる。

ケ 近世

茅ヶ崎市域に23の村が成立

天正18年(1590)、後北条氏は豊臣秀吉の小田原攻めにより滅亡し、秀吉から関東への領地替えを命じられた徳川家康は、後北条氏の故地である関八州を与えられ、同年8月に江戸入りした。これにより当市域も徳川家臣の支配下に入った。

家康は家臣に俸禄として土地を支給する知行割を行うとともに、新たな領国の土地と人を把握し経済的な基礎を確立するために検地を行ったが、その検地をもとに集落と耕地の関係が整理され、村の境界が定められ、村落の範囲が定められた。これによって市域には23の村が生まれた。これらの村は新田開発や新たな経済活動を通じて成長し、17世紀の間に検地が行われ、そこで確定された村高は、幕末までほぼ一定することになったが、それとともに村の境界争いや水利・漁業権をめぐる争いも生まれた。

村の領主

村々の領主(地頭)は、幕府直轄領の場合は代官、そのほかは徳川将軍家直属の家臣(旗本)であった。天正19年(1591)に下寺尾村の領主の旗本の松平忠政には「東郡下寺尾のうち三百石」

が与えられ、ほかに下寺尾御村には永井、笥の二氏の知行地もあったが、これは相給といって村を何人かの地頭に与えられたことによるものである。松平忠政の孫重継はのちに昇進して大坂町奉行となり、村内の曹洞宗寺院である白峰寺を菩提寺とした。



写真 13 大岡家累代の菩提寺浄見寺と一族 13 代の墓所

堤村を本領としたのは大岡家で、三河国にいた頃からの家康の家臣であった大岡忠政は、堤村を天正 19 年(1591) 5 月 3 日に与えられた。忠政は関東に移って堤村に住まいを構えていたことが、『相模国風土記稿』に「大岡氏陣屋跡、浄見寺の東南にあり、忠政、当村を賜わりし後ここに土着し、後江戸に移住す」とあってわかる。慶長 16 年(1611)に菩提寺として窓月山浄見寺を村内に建立している。

その大岡家の 5 代目が江戸町奉行となった越前守忠相である。浄見寺山門左の一段高いところに並ぶ一族 13 代の墓所は市指定の史跡となり、寺林と墓所の脇に立つオハツキイチョウは県天然記念物に指定され、さらに室町時代作とみられる弁才天坐像は県重要文化財の指定を受けている。

東海道と茅ヶ崎

家康は関ヶ原合戦の後の慶長 6 年(1601)、東海道の整備に入り、江戸の日本橋から京都の三条大橋間に宿場を設定したことで東海道五十三次が成立する。慶長 9 年(1604)には並木の植樹と一里塚の構築を命じており、市域には今もその跡が残る。文化 3 年(1806)に江戸幕府が作成した『東海道分間延絵図』を見ると、沿道に菱沼村、小和田村、茅ヶ崎村、浜之郷村、下町谷（屋）村、今宿村、中島村があり、牡丹餅立場、一里塚、南湖立場、姥ヶ嶋（姥島）などが描かれている。



写真 14 東海道松並木

江戸時代の茅ヶ崎は藤沢宿と平塚宿の間にあって、間の宿といわれ、また宿場以外で旅人が休む所は立場や立場茶屋といわれた。国道 1 号線沿いの茶屋町の地名は（現在の南湖一丁目周辺）「茅ヶ崎地内字南湖立場」に基づいている。藤沢から次の宿場・平塚へ向かう旅人は、相模川が増水して渡れない時などには、ここで休んだという。

江戸時代後期の文人、太田南畝は享和元年(1801) 2 月、脇本陣である江戸屋に泊まり、シコイワシのなますと、ショウロ（きのこ）の吸い物を食べ、大変うまいものであったと書いている。

東海道を江戸から京へ下る場合、富士山が進行方向の左手に見えるのがまれなことから、「左富士」は景勝地になっていた。茶屋町から下町屋方面に向かう鳥井戸橋付近からは千ノ川の下流の先に富士山が見えており、



写真 15 歌川広重「南期（湖）の松原左不二」

この辺りが「南湖の左富士」と呼ばれた名所である。浮世絵師の歌川広重は『東海道五十三次名所図会』に「南期（湖）の松原左り不二」を描いている。平成6年にこの鳥井戸橋脇に記念碑が建立された。

相模川水運と藤間家

相模川の河口にある柳島村は、相模川水運と海上交通の接点であり、相模平野の年貢米は当初、須賀湊（平塚市、現在の平塚漁港）から江戸へ独占的に水運で輸送されていたが、江戸の発展や経済的な成長による流通量の増大によって、元禄4年(1691)に柳島村の柳島湊にも廻船業の許可が下りた。

対岸の須賀湊とともに年貢米や相模川を下ってきた物資の集散輸送の役割を担い、舟運の基地として相模湾水運の一翼を担うこととなった。これにともない須賀村が負担していた馬入（相模川）の渡船役を柳島村も負担した。この柳島湊を母港として大々的に商いを行っていたのが藤間家で、代々名主を務め、家業として廻船問屋を営んだ。

13代目の藤間柳庵^{とうまりゆうあん}は享和元年(1801)に生まれ、9歳のころから書を習い、11歳から学問を始め、江戸に出て学んだという。名主を務め、家業の廻船業では観音丸・不動丸などを所有し、江戸はおろか北は仙台、石巻、西は遠州灘、熊野灘から遠く瀬戸内海にまで活躍し、「文人名主」と呼ばれた。

柳庵は激動の明治維新前後にあって、内憂外患の破乱の世相を庶民の目で記録した『太平年表録』を著している。この記録は嘉永6年(1853)2月2日の小田原大地震で初編がはじまり、明治5年(1872)までの7編からなる。嘉永6年と翌年のペリー来航時は浦賀に出かけて観察し、安政2年(1855)10月の安政大地震時には自ら見聞した江戸市中の克明な被害状況を記すなど、史料として貴重である。

藤間家は近世の社会情勢を語る重要な文書資料や、廻船商ならではの民俗資料を多数所蔵し、広大な藤間家屋敷地の地中には江戸時代以前の遺物類が包含されている。

鉄砲場の設置

享保13年(1728)、享保の改革の一環として、鉄砲方役人の銃術鍛練の場として、柳島村（相模川河口）から片瀬村までの海岸に、相州砲術調練場（鉄砲場）が設置された。伊豆韮山の代官である江川氏がこの地域の直轄領の代官として経営にあたったが、演習時の役人への宿泊接待、力役労働、警備、伝馬などの夫役を村民が担うこととなり、大きな負担となった。

またその地をめぐるのは松林の伐採や新田開発などで度々紛争が起き、なかでも鉄砲方役人の佐々木卯之助の下で行われていた新田開発をめぐる、天保3年(1832)に検地が行われた結果、卯之助は遠島処分を受け青ヶ島に流罪となる事件が起きた。卯之助が村人を助けて動いたことから処分の憂き目にあったのであろう。

現在、柳島海岸から中海岸、東海岸、平和学園に至る道筋の海寄りに鉄砲道と呼ばれる道筋があって、この道のいわれの一つに鉄砲場の中を縫っていた道という意味があるが、柳島記念館の絵図にはもっと海岸寄りに鉄砲場が描かれている。なお佐々木卯之助の追悼の碑が明治31年(1898)に建てられ、今は鉄砲道に存在する。

近世の文化財

天正 18 年(1590)の小田原北条氏の滅亡後、荒れていた八幡社を朝恵上人が再興し、慶安 3 年(1650)に参道の四百二十間に松を植えたという。これが今に残る鶴嶺八幡宮の参道及び参道松並木で、参道は市指定文化財、松並木は市天然記念物となっている。鶴嶺八幡宮に関わる調査では、現参道下から古参道や木製鳥居が発見されており、さらに社殿に近い部分では旧池跡などが確認されている。

民家建築として旧三橋家住宅・旧和田家住宅が幕末の農家建築の様式をよく残している。このうち旧三橋家住宅は文政 10 年(1827)に香川村の三橋伊右衛門が自宅として建築したもので、この時の事情は記録に残されている。昭和 48 年(1973)に移築されて市の指定文化財に指定され、民俗資料館として一般公開されている。

寒川神社の浜降祭は昭和 36 年(1961)に県の無形民俗文化財に指定されている。浜降祭の起源は、天保 9 年(1838)に寒川神社の神輿が大磯の国府祭に参加しての帰りに相模川に落ちてしまい、茅ヶ崎海岸の村々で捜索した結果、発見されたことがあり、それ以来、神輿が浜に渡御するようになったという。ただ、諸国の一宮では夜明けに禊のために海に渡御する祭礼が多くあるので、もっと早くから行われていたであろう。

18 世紀後半からは大磯の^{しぎたつあん}嶋立庵や藤沢の^{ゆぎょうじ}遊行寺を中心とする俳諧の活動が盛んになった。この時期、この地が湘南文化圏を形成してゆくことになるが、その背景には町人や百姓が自らの職業に自覚を持つようになり、経済的余裕も生まれたからである。その文芸を支えたのが教育であって、手習所（寺子屋）が多く生まれている。それを主催したひとりが旧和田家住宅の和田篤太郎で、自宅の一室を教場として周囲の子らに読み書きそろばんを教えた。

石造物と信仰

茅ヶ崎市内には、江戸時代から現代にかけて作られた石仏約 1200 体が確認されている。特に小出地区に多く、承応 4 年(1655)に造られたものから昭和に至るまでに 250 基の石仏と石像物がある。

庚申塔は市域に 90 基を超え、そのうちの 6 基が市指定重要文化財になっている。円蔵の輪光寺塔は市内でもっとも古く、約 1m の高さの塔に三猿が浮き彫りになっており、全国的に見ても三猿が庚申塔に最初に彫られた例として貴重であって、昭和 44 年(1969)に市指定文化財となった。甘沼八幡大



写真 16 旧和田家住宅



写真 17 旧三橋家住宅



写真 18 浜降祭の「みそぎ」の様子



写真 19 輪光寺の庚申塔

神境内の承応3年(1654)塔、行谷金山神社の承応4年(1655)塔、十間坂神明宮の明暦4年(1658)塔の三基は、石塔や民間信仰史の研究にとって価値が非常に高く、平成18年(2006)、県の有形民俗文化財に指定された。

また、江戸時代になって庶民に流行した大山信仰により建てられた碑や灯籠等が市内に4基残り、霊山として知られる大山への信仰を知る重要な資料となっている。

コ 近現代

町から市へ

茅ヶ崎の村々は、明治元年(1868)に神奈川県の所管となり、同22年(1889)の市制・町村制の施行によって江戸時代の23ヵ村が茅ヶ崎村、鶴嶺村、松林村、小出村に生まれ変わり、次いで同41年(1908)に小出村を除く3ヵ村が合併して茅ヶ崎町となった。

当時の茅ヶ崎は湘南の一農村地帯で、全国的にも無名の存在であったが、明治31年(1898)の茅ヶ崎駅開業を機に、温暖な気候に基づく別荘地・保養地としての発展がはじまった。高田畊安たかたこうあんにより同32年(1899)に設立された結核療養所「南湖院」は全国から多くの患者を集め、同41年(1908)には国木田独歩が入院し、最期の容体が新聞に連日報道され、茅ヶ崎の名が広く世に知られる契機となった。

昭和に入り、町は発展してゆき、終戦直後の昭和22年(1947)10月1日、神奈川県下では8番目の市として単独市制を施行し、市勢発展の第一歩を踏み出した。同30年(1955)4月5日には、小出村との分村合併によって現在の市域が定まり、都市基盤も徐々に整備された。

その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景として急激な都市化が進み、平成元年(1989)12月には県下で7番目の20万都市になり、平成15年(2003)には特例市に移行した。

近代の遺産

茅ヶ崎の海岸に面した砂丘上にたたずむ茅ヶ崎館は、創業が明治22年(1889)の老舗旅館である。明治時代の終わりから大正、昭和にかけて、茅ヶ崎のこの一帯が別荘地や保養地として発展する中で海水浴場としても知られるようになり、多くの海水浴客が訪れたが、茅ヶ崎館はこれらの海水浴客向け旅館として創業された。

現在の建物のうち、数寄屋風の意匠が特徴とされる「浴室棟」をはじめ「広間棟」「中二階棟」「長屋棟」の4棟については、大正15年(1926)頃の建築がそのまま残されていることから、平成21年(2009)1月に国の有形文化財に登録された。

昭和初期の建造物である藤間家住宅主屋（非公開）も国の有形文化財に登録されているが、これは昭和7年(1932)の建築で、和洋の意匠を対比的に採用した西村伊作設計の近代住宅である。



写真 20 藤間家住宅

サ 茅ヶ崎市の文化財

文化財は、人間の文化的活動や生活から生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。

茅ヶ崎市には、現在、「史跡下寺尾官衙遺跡群」を含めて国指定文化財 4 件、県指定文化財 9 件、市指定文化財 30 件、国登録有形文化財 5 件が認定されている。建造物や美術工芸品などの有形文化財のほか、「茅ヶ崎海岸浜降祭」といった無形民俗文化財も県指定を受け、保護されている。詳細は次ページの表のとおりである。



写真 21 保存整備後の旧相模川橋脚

表 6 茅ヶ崎市の文化財一覧

国指定文化財					4件(うち2件重複)
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	史跡	旧相模川橋脚	大正15年10月20日	下町屋1-551-2	
2	天然記念物	〃	平成25年 3月27日	〃	
3	重要文化財	宝生寺の銅造阿弥陀三尊立像	昭和34年 6月27日	西久保546	
4	史跡	下寺尾官衙遺跡群	平成27年3月10日	下寺尾字西方	
県指定文化財					9件
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	天然記念物	浄見寺のオハツキイチョウ	昭和36年 3月14日	堤4330	
2	〃	鶴嶺八幡のイチョウ	昭和37年10月 2日	浜之郷462	
3	重要文化財	浄見寺の銅造弁才天坐像	昭和41年10月25日	堤4317	
4	天然記念物	浄見寺の寺林	昭和42年 7月21日	堤4318 外	
5	無形民俗文化財	茅ヶ崎海岸浜降祭	昭和53年 6月23日	南湖・西浜海岸	
6	史跡	堤貝塚	平成 4年 2月14日	堤2719-2	
7	有形民俗文化財	八幡大神の庚申塔(承応3年)	平成18年 2月14日	甘沼292	
8	〃	金山神社の庚申塔(承応4年)	〃	行谷766-2	
9	〃	神明宮の庚申塔(明暦4年)	〃	十間坂3-9-47	
市指定文化財					30件(うち2件重複)
番号	種別	名称	指定年月日	所在地	
1	史跡	浄見寺の大岡家一族墓所	昭和36年 2月14日	堤4330	
2	〃	茅ヶ崎一里塚	昭和36年 8月15日	元町5890	
3・4	史跡・天然記念物	鶴嶺八幡宮参道及び松並木	昭和44年 8月15日	浜之郷732 外	
5	重要文化財	輪光寺の庚申塔(寛永17年)	〃	円蔵2238	
6	〃	民俗資料館(旧三橋家住宅)	昭和46年 3月26日	堤4318	
7	〃	上正寺の木造聖徳太子立像	昭和49年 1月23日	小和田2-12-73	
8	〃	上正寺の旧寛永寺石燈籠	〃	〃	
9	〃	小和田公民館の旧寛永寺石燈籠	〃	美住町6-20	
10	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	茅ヶ崎1-1-1	
11	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃	
12	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃	
13	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃	
14	〃	圓蔵祭囃子	昭和50年 3月24日	円蔵	
15	〃	柳島エンコロ節	昭和51年 1月22日	柳島	
16	〃	南湖麦打唄	昭和54年 3月31日	南湖	
17	〃	芹沢米搗唄	〃	芹沢	
18	〃	民俗資料館(旧和田家住宅)	昭和57年 7月20日	堤3882 外	
19	天然記念物	腰掛神社の樹叢	昭和61年 2月21日	芹沢2170 外	
20	重要文化財	龍前院の五輪塔十基	昭和62年 4月17日	浜之郷356	
21	〃	龍前院の庚申塔(明暦3年)	〃	〃	
22	〃	龍前院の梵鐘	〃	〃	
23	〃	上国寺の木造日蓮坐像(永正11年)	平成 8年11月 1日	今宿488	
24	〃	常顕寺の木造日蓮坐像(大永7年)	〃	萩園1441	
25	〃	信隆寺の木造日蓮坐像(永禄7年)	〃	今宿841	
26	〃	本社宮の庚申塔(明暦2年)	〃	矢畑142	
27	史跡	藤間家(近世商家)屋敷跡	平成25年 3月15日	柳島2-6-30	
28	重要文化財	堤貝塚出土の深鉢形土器	〃	中海岸2-2-18	
29	史跡	堤貝塚	平成27年6月1日	堤字十二天	
30	重要文化財	本村居村遺跡出土木簡(6点)	〃	梅田文化財収蔵庫	
国登録有形文化財					5件
番号	名称	指定年月日	所在地		
1	茅ヶ崎館浴室棟	平成21年 1月22日	中海岸3-8-5		
2	茅ヶ崎館長屋棟	〃	〃		
3	茅ヶ崎館中二階棟	〃	〃		
4	茅ヶ崎館広間棟	〃	〃		
5	藤間家住宅主屋	平成27年3月26日	柳島2-6-30		

(4) 市の関連計画における位置付け

遺跡の保存整備に関する主な茅ヶ崎市の計画は下記のとおりである。

- ・茅ヶ崎市総合計画
- ・茅ヶ崎市教育基本計画
- ・ちがさき都市マスタープラン
- ・茅ヶ崎市景観計画
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画

ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋）

（平成 22 年 3 月策定）

茅ヶ崎市では、平成 23 年度から 32 年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」を策定した。この総合計画は、中・長期的な展望にたって、本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものである。

以下に、総合計画において史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画に関係する条項を抜粋した。

◇基本理念1 ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめくひとづくり

【政策目標 2】次世代をはぐくむ教育力に富んだまち〔学校教育・社会教育〕

施策目標 5 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する。

【政策目標 4】多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち〔生涯学習・文化〕

施策目標 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ。

施策目標 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる。

◇基本理念4 まちづくり 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適なまちづくり

【政策目標 10】魅力にあふれ住み続けたいまち〔都市づくり〕

施策目標 36 地域特性を生かした都市空間をつくる。

施策目標 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する。

施策目標 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを推進する。

イ 茅ヶ崎市教育基本計画 学びあい響きあう ちがさき教育プラン（抜粋）

（平成 22 年 3 月策定）

茅ヶ崎市教育基本計画は、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間の茅ヶ崎市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画である。平成 26 年度に計画策定後からの新たに発生顕在化した課題や国の動向、子どもを取り巻く教育環境の変化などを考慮し、教育基本計画中間見直しを実施した。教育基本計画の三つの政策のうち、第二の「社会教育の充実」における施策の方向性において、郷土の歴史や自然を学ぶこと、文化財の調査・収集、文化財保護意識の啓発とともに、史跡の保存活用整備と活用に向けての推進が図られている。

◇基本理念 学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

【政策2】「学び響きあう社会教育の充実」

施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋）

（平成9年8月策定、平成20年6月改定、平成26年3月一部見直し）

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、茅ヶ崎市の都市づくりの総合的な整備方針を示すものである。

史跡指定地は北部丘陵地域に該当する。都市づくりの方針として、「自然環境やみどりの保全と活用」の一つに「歴史と文化資源の保全と活用」が掲げられている。また、平成26年3月一部見直しにおいて、都市景観形成分野の重点的に取り組む施策の一つとして、「歴史・文化資源と周辺地域の保全及び活用」が掲げられている。

エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）

（平成20年10月運用開始）

茅ヶ崎市景観計画は、景観法に基づき、茅ヶ崎らしさを守るための基準と協議の手続きを定め、市民、事業者と行政が、共通の認識を持ち、共に連携して茅ヶ崎の景観まちづくりを考え、進めていく指針としての役割を担っている。

史跡指定地が所在する下寺尾字西方は、北部丘陵地域景観ゾーンに該当し、景観ポイントの一つに設定されている。「歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成」という評価の視点に配慮した景観形成が求められている。

オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画（抜粋）

（平成21年7月策定）

茅ヶ崎市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて定めた「茅ヶ崎市の緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画である。

緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を示している。

史跡指定地の立地は、地区別計画における「北部丘陵のみどり」に該当し、北部丘陵のみどりにおける基本方針への配慮が求められている。

また、関連法令とそれに関する茅ヶ崎市条例は下記の通りである。

- ・文化財保護法／茅ヶ崎市文化財保護条例
- ・都市計画法
- ・農地法
- ・景観法／茅ヶ崎市景観条例
- ・屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例
- ・バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・都市公園法／茅ヶ崎市都市公園条例

（※茅ヶ崎市の関連計画と関連法令の抜粋は附編に掲載する）

3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の概要

(1) 史跡下寺尾官衙遺跡群の概要－官衙遺跡

下寺尾官衙遺跡群は、今から約 1300 年前のもので、官衙とは役所のことである。当時は律令国家体制の下で政治が行われていた時代で、国家を国一郡一里という形で統治していた。全国は約 66 ケ国に分かれており、現在の神奈川県は、相模国と武蔵国の一部にあたる。地方の国には都から役人（国司）が派遣されるとともに、地方を統治する役所（国衙）が所在する国府が置かれ、その下の郡には郡家（郡衙）と呼ばれる役所が設けられていた（大宝律令以前に「郡」は「評」といった）。相模国には 8 郡が存在しており、現在の茅ヶ崎市は高座郡に該当していることから、下寺尾で発見された官衙遺跡は、相模国高座郡の郡役所の跡であることが明らかとなった。

郡家は、郡庁・正倉・館・厨などの施設で構成され、国府より古い 7 世紀末頃には成立していたと考えられている。都から派遣された国司の下で郡の政治を司る地方官が郡司である。郡司には、主に地元の有力な豪族が世襲的に任じられ、6 年（後に 4 年）の任期で赴任する国司と違い、任期のない終身官であった。郡司は、国司の下で租税の取り立てや保管、運用などを行うほか、郡内の民政や裁判もつかさどり、地方行政の実務を執り行っていたため絶大な権限を保持していた。また地方の有力豪族としての伝統的な権威とともに豊富な財力も有していた。彼らは国分寺の造営以前から当時舶来の仏教文化を積極的に取り入れ、その豊富な財力で郡家周辺に寺院を建立したものと考えられる。

下寺尾官衙遺跡群は、官衙の全体像や成立から廃絶までの変遷を把握することができ、古代における地方官衙の構造や立地を知る上で重要であり、下寺尾廃寺は、仏教関係遺物の出土も多く、寺院の伽藍配置などの具体的な構造や寺院のあり方を明らかにする上で貴重であることが評価され、その主要部分が国の史跡に指定された。

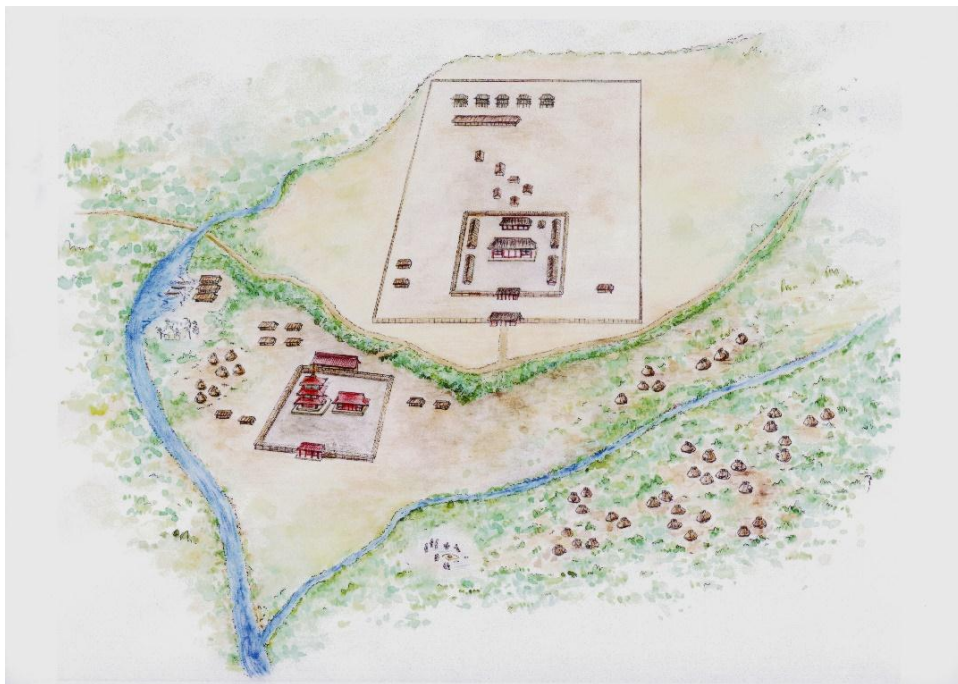


図 14 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図 構成：田尾誠敏 画：霜出彩野
(平成 20 年(2008)作成)

(2) 指定に至るまでの経緯

下寺尾官衙遺跡群における調査・保存については、下寺尾廃寺を中心として始まり、その歩みは以下のとおりである。

ア 史跡巡りと遺跡への関心

昭和 16 年(1941)の 3 月 16 日と 6 月 8 日に「神奈川県史蹟巡り同好会」の会員を中心に茅ヶ崎市内の史跡巡りが開催された。2 回にわたるこの史跡巡りでは、茅ヶ崎市内の主たる史跡や文化財を訪問しており、このうち 2 回目に下寺尾廃寺を訪れている。この折の参加者は約 100 名と当時の新聞『明朗の茅ヶ崎』に記されている。会の中心となったのは、当時神奈川県めいろうの史跡巡りを積極的に行っていた石野 瑛いしのあきらや地元茅ヶ崎出身の鶴田栄太郎つるたえいたろうなどであった。

この段階で、一面畑であった当時の下寺尾廃寺に関心が寄せられたのは、昭和 14 年(1939)に寒川町きじまりんの木島鄰が『新編相模国風土記稿』の記述などから、小和田こわだに所在する上正寺じょうしょうじがもととは下寺尾にあったことを指摘したことによるものであろう。3 月の史跡巡りと同時におこなわれた講演会でも木島はこの内容を述べたとされる。その後、この 2 回の史跡巡りの成果は、『相武研究』の第 10 巻第 8 号に特集「相模茅ヶ崎史観」として刊行された。この編集に携わったのは鶴田栄太郎で、彼はその後、下寺尾廃寺について積極的に発言していくとともに、礎石の確認や瓦の採集などを行っている。

イ 「七堂伽藍跡碑」の建立

鶴田をはじめとする地元有志が中心となって行ったのが、「七堂伽藍跡碑」の建立である。昭和 32 年(1957)12 月 15 日に建立式典が執り行われた。碑には発起人 142 名の名前が刻まれているほか碑文が記されている。碑文には碑建立の趣意が以下のように刻まれている。「今回我等が建碑の趣意は是等の貴重な資料の保存と今後研究家の訪れるのを待つ為に他ならない」。この碑の存在が、地元の遺跡に対する意識を維持させており、この碑の建立意義は大きい。また、「七堂伽藍跡」の文字は当時の神奈川県知事内山岩太郎うちやまの揮毫によるものである。

しかしながら、碑の建立後に調査保存の具体的な動きはなく、建碑に携わった郷土史家塩川健寿しおかわは建碑の 19 年後に「爾来十九年碑は荒れ果て只空しく千数百年の古をなげいているのである。～中略～このすばらしい遺跡を放って置いてよいものだろうか、心ある人はいないものか、せめて調査ぐらいして置こうかくらいの篤志家はいないか」と調査の進捗を促している。

ウ 市史編纂に伴う第 1 次確認調査

碑の建立後、20 年近く動きが止まってしまったが、こうした状況を打開したのが岡本 勇おかもと いさむらによる確認調査である。茅ヶ崎市制 30 周年を記念して刊行された「茅ヶ崎市史」の編纂に合わせ、昭和 53 年(1978)7 月 18 日～23 日に下寺尾廃寺で初めての考古学的な調査が実施された。調査は 3 本の試掘溝と 14 カ所のテストピットを設定して行われた。岡本はその結果を市史研究に「七堂伽藍跡を掘る」と題して報告している。具体的には、①礎石と瓦の出土ならびに多量の灯明皿とうみょうさらの発見からこの遺跡は寺院址であること、②その年代は出土遺物から平安時代中頃以降であること、③発見された溝に不用の瓦が敷かれていたことなどから寺院の存続期

間に若干の年代幅があること、④寺域の造成には湿地を埋め立てた可能性があること、⑤テストピットにおける瓦の出土状況から、寺域はかなり広い範囲が考えられること、⑥寺院造営以前には、この地では縄文時代、弥生時代、古墳時代の生活が営まれていたこと、など考古学的な観点から本遺跡について述べている。

この調査をもって初めてこの地が寺院跡であることが明らかになったのである。また、岡本は報告の最後に「古代寺院址の全貌があきらかにされるために、いつの日にか本格的な調査のおこなわれることを切に期待してやまない。その意味でも、蚕食的な破壊から遺跡を保護していく必要がある。」と詳細調査と遺跡保護の必要性について述べている。

その調査が行われた9年後の昭和62年(1987)に、記念碑に程近い市道部分で下水敷設工事に伴う緊急調査が行われた。わずか1mの幅の調査であったものの、掘立柱建物跡などが発見され、遺構の密度が濃いことが明らかにされた。岡本勇の調査に続く2回目の考古学調査であったが、残念ながら調査継続には結びつかなかった。

エ 資料の検討と『下寺尾寺院跡の研究』の刊行

1990年代に入り文化資料館に保管されていた資料の再検討が進み、下寺尾廃寺跡の時期について新たな視点が指摘されていった。平成3年(1991)には河野一也^{かわの かずや}などによって出土瓦の検討が行われ、下寺尾廃寺で出土している瓦には相模国で最も古い瓦があると指摘され、川嶋慎一・小竹実佳子^{かわしま しんいち こたけ みかこ}による資料整理が進められた。さらに、平成7年(1995)より岡本孝之^{おかもと たいゆき}をはじめとする下寺尾寺院跡研究会によって、保管資料の再整理と検討が行われ、相模国において最も古い寺院である可能性が示された。また、研究史や周辺の調査成果をまとめると同時に、これらの成果を基に伽藍配置の復元案を提示するなど、下寺尾廃寺の研究は大きく前進した。その成果が、平成9年(1997)刊行の『下寺尾寺院跡の研究』であり、また、同年には茅ヶ崎市の文化財展において、本遺跡をテーマにした展示会が開催された。一方、下水道関連調査によって原位置ではないものの4個の礎石が発見され、区画整理事業に伴う調査では、下寺尾廃寺跡の南東200mの位置にあたる河道遺跡(北B遺跡)から大量の土器や木製品に混じって県内初例^{うるしがみもんじょ もっかん}の漆紙文書や木簡が発見され、関連が注目されることとなる。

オ 茅ヶ崎市教育委員会の確認調査

茅ヶ崎市は教育委員会を中心に平成12年(2000)より現地における詳細確認調査に着手した。また、平成13年(2001)から開始された市総合計画に位置付け、現在まで16次の調査を実施し保存整備に向けた資料を蓄積した。調査は地権者の協力を得ながら行い、15回にわたって行った調査の面積は3,811.5m²であった。なお、調査では、主目的とした古代以外の縄文時代、古墳時代前期、古墳時代後期、中世、近世に関する資料も得ることができた。

再確認調査でローム地業面、道路拡幅や保育園建設に先立つ調査で区画遺構が確認された。西方遺跡内における調査は、昭和39年(1964)に縄文時代の貝塚調査が行われたのが先駆けであったが、古代の遺構を確認する調査は、道路拡幅に伴う昭和60年(1985)の調査となる。調査では、溝状遺構から瓦が出土するなどの成果があった。その後、天地返しに伴う部分的な調査で掘立柱建物跡が確認されたが、官衙関係とは特定されていなかった。

カ 高座郡家発見および保存

平成 14 年(2002)に実施された北陵高校の建替工事に先立つ広範囲の調査において、政庁、正倉などを構成する掘立柱建物が発見され、神奈川県教育委員会によって相模国高座郡家に比定された。その後、官衙に関連する遺構は、東側における詳細確認調査でローム地業面、道路拡幅や保育園建設に先立つ調査で区画遺構が確認された。

下寺尾官衙遺跡群周辺における調査は、平成 7 年(1995)から実施された香川・下寺尾地区区画整理事業に伴う調査で、下寺尾廃寺の南東 200m の位置にあたる河道遺跡（北 B 遺跡）から大量の土器や木製品が出土したほか、これらに混じって県内初例の漆紙文書や木簡が発見され、関連が注目されることとなる。また、平成 12 年度から開始された小出川河川改修関連調査においても木製品や多量の土器が出土した。とくに人面墨書土器、絵馬などが出土しており水辺における官衙関連の祭祀が行われていたことが判明した。さらに旧河道に接して川津と想定できる状況が発見されたほか、近接して「屋」と考えられる建物も発見された。区画整理事業地点、河川改修関連地点の両地点とも、通常の開発では調査例が少ない低湿地などにおける成果で、官衙関係の複数の要素を考古学的に明らかにしたものである。

キ 公開・普及

指定等の対象となる下寺尾廃寺跡の確認調査結果については現地見学会のほか毎年開催される遺跡発表展示会にて公開してきた。また、西方遺跡における現地研見学会は、2 回にわたって行われ、多くの参加者を得た。確認調査開始後の平成 13 年(2001)には茅ヶ崎市文化資料館において講座「古代寺院下寺尾寺院跡を考える」が開催されたほか、神奈川県考古学会主催の「かながわの古代寺院」でも取り上げられた。また、平成 15 年(2003)には、かながわ考古学財団が主催する公開セミナー「高座郡衙（郡家）の世界」でも発表が行われた。平成 18 年(2006)には神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会の共催で市民講座「茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について」が開催されている。確認調査終了後、こうした遺跡群内における調査成果を対象としたシンポジウム「下寺尾官衙遺跡を考える」が平成 24 年(2012)に開催された。このほか、平成 23 年(2011) 6 月から平成 24 年(2012) 2 月の期間で開催された文化庁主催の「発掘された日本列島 2011」に出展している。

ク 指定への取り組み

昭和 32 年(1957)に建てられた「七堂伽藍跡碑」の存在は、その後、この地が古代寺院であることを伝えるのに役立っており、地元では七堂伽藍跡の名前で親しまれている。建碑に関わった方々の想いは保存を希望するもので、今回の指定に向けた第一歩と位置づけられる。建碑より 21 年たった昭和 53 年(1978)時点で市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、寺院として考古学的な確証を得て現状のまま保存されてきた。その後、茅ヶ崎市では本遺跡の保存方法として指定を目指し平成 12 年から 10 年間確認調査を重ねてきた。一方、高座郡家は平成 14 年(2001)に北陵高校建替工事に伴う調査で発見された遺跡であったが、その内容の重要性から保存の声が上がり、茅ヶ崎市や日本考古学協会をはじめとする複数の団体から保存要望書が神奈川県に提出された。こうした状況を受け、神奈川県教育委員会は事業計画の見直しを図り、

遺跡は現状保存されることとなった。その後、茅ヶ崎市教育委員会は指定に向けての資料の蓄積や神奈川県教育委員会との間で高校の取り扱いなどについて協議を重ねてきた。郡家発見から10年が経過した平成24年(2011)に早期の史跡指定への要望が複数の団体から提出されるなどの動きを経て、本具申書を提出するに至った。

(国史跡の「指定に関わる意見具申書」から引用・一部加筆)

(3) 指定の状況

ア 指定告示

種 別 史跡

指定告示 平成27年3月10日付 文部科学省告示第38号

所 在 地 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 137 番 1, 139 番 1, 140 番 1, 144 番 3, 145 番 1, 146 番 1, 147 番, 148 番, 149 番 1, 149 番 2, 149 番 4, 149 番 5, 149 番 6, 150 番 1, 150 番 3, 151 番 1, 151 番 3, 151 番 4, 151 番 5, 151 番 7, 151 番 8, 153 番 1, 165 番 1, 165 番 2, 166 番, 167 番 1, 167 番 2, 169 番 2, 171 番 2, 171 番 3, 171 番 4, 171 番 6, 171 番 7, 171 番 8, 171 番 9, 171 番 10, 173 番, 388 番 1, 388 番 2, 389 番 2, 390 番 2, 390 番 3, 406 番 1, 447 番 1, 447 番 2, 447 番 3, 515 番 1, 515 番 4, 515 番 5, 515 番 6, 515 番 7, 515 番 8, 515 番 9, 549 番 2, 549 番 3, 556 番, 592 番 1, 592 番 2, 592 番 3, 594 番 1, 594 番 2, 596 番 3, 596 番 5

右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 149 番 4 と同 390 番 3 に挟まれた同 173 番に北接するまでの道路敷、同 151 番 1 と同 153 番 1 に挟まれ同 169 番 1 と同 390 番 3 に挟まれるまでの道路敷、同 165 番 2 と同 169 番 1 に挟まれる同 167 番 2 と同 169 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 389 番 2 に西接する道路敷、同 403 番と同 515 番 4 に挟まれ同 447 番 2 に南接するまでの道路敷、同 515 番 1 と同 594 番 2 に挟まれ同 515 番 4 に北接するまでの道路敷、同 515 番 6 に東接し同 549 番 3 に南接する道路敷、同 549 番 3 に北接する道路敷、同 591 番と同 592 番 2 に挟まれる道路敷を含む。

指定面積 53,941.51 m²

イ 指定説明文

下寺尾官衙遺跡群は、相模湾の北方約5km、小出川を望む標高約13mの相模原台地頂部に立地する相模国高座郡家と考えられる西方遺跡と台地の南裾に位置する郡寺と考えられる下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）からなる。遺跡の西側を流れる小出川の改修工事では、河川改修に伴う発掘調査で8世紀後半～9世紀前半にかけて機能した船着き場と祭祀場が検出され、下寺尾廃寺跡の南東でも祭祀場が検出されているなど、高座郡家に関連する施設が、相模原台地を中心とする比較的狭い範囲に集中していることが確認されている。

西方遺跡は、平成14年に財団法人かながわ考古学財団が行った神奈川県立茅ヶ崎北陵高校グラウンドの発掘調査で郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物跡と竪穴建物跡が検出された

ことにより存在が明らかになった。当初は開発目的の事前調査として開始されたが、遺構の重要性に鑑み、現状保存されることになった。

検出された古代の遺構は竪穴建物 36 棟、掘立柱建物 19 棟、柵 4 列などで、7 世紀後半に調査地北側に 8 棟の竪穴建物が造られている。これらは、官衙造営集落である可能性が指摘される。郡庁は調査地南部で検出されており、2 期の変遷が確認された。当初の郡庁は、桁行 5 間以上、梁行 1 間以上の^{しめんひさしつき}四面廂付と考えられる正殿と、桁行 6 間以上、梁行 2 間の東脇殿と、桁行 8 間以上、梁行 2 間の後殿などからなる。いずれも掘立柱建物であり、時期は 7 世紀末から 8 世紀前半と考えられる。

8 世紀中頃には東脇殿と後殿が撤去され、掘立柱塀により郡庁域を方形に区画するようになる。正殿もその頃に建て替えられるとともに、正殿北東に性格不明の 2 間四方の掘立柱建物が建てられる。これらの建物は 9 世紀前半頃に廃絶したと推定されている。

正倉は郡庁後殿から約 100m の空閑地を挟み、相模原台地の北縁に沿って 4 棟検出されている。全体が確認された 3 棟の建物は、いずれも 3 間四方の掘立柱の総柱建物であり、これらの建物は主軸がそろい、その南側には桁行 12 間以上、梁行 2 間の掘立柱建物が検出されている。郡庁の成立からさほど時間を置かずに建てられたと考えられるが、建て替えは認められず、8 世紀中頃の竪穴建物により一部は破壊されていることから、この頃には正倉がほかの場所に移されたと考えられる。郡庁と正倉の間の空閑地には、8 世紀中頃に^{くりや}厨あるいは^{たち}館の可能性が指摘されている掘立柱建物が 5 棟造られる。これらの建物群は口の字形に配置されており、少なくとも 1 回の建て替えが認められる。

また、茅ヶ崎市教育委員会が実施した範囲を確認する発掘調査では、官衙域の東と西を画する溝が検出されている。これによると、官衙域は東西約 270m に復元できる。

下寺尾廃寺跡は、郡庁の南西約 170m の砂丘上に位置する。この寺の存在は昭和 16 年頃にはすでに知られていたようで、昭和 32 年には地元の有志により「七堂伽藍跡」という石碑が建てられた。保存に向けての発掘調査は平成 12 年度から茅ヶ崎市教育委員会により開始され、掘立柱塀による方形の区画の東側北寄りに金堂、西側の中央付近に講堂と考えられる建物を置く伽藍であることが判明した。掘立柱塀による区画は、8 世紀中頃以降に溝に変更されている。創建時期は 7 世紀後半に遡る可能性が示されており、8 世紀前半には伽藍が完成したとみられている。金堂は大規模な堀込地業を伴う基壇建物であり、8 世紀中頃に再建され、9 世紀後半に廃絶したと考えられる。講堂と考えられる建物は桁行 7 間、梁行 3 間の^{もや}身舎に四面廂が付く大型掘立柱建物で、8 世紀前半に創建され、中頃に礎石建ち建物に改変された可能性が指摘されている。金堂と同様、9 世紀後半に廃絶したと考えられるが、10 世紀中頃にこの場所に礎石建ちの仏堂が建てられている。

出土した軒瓦には相模国分寺や国府域から出土するものと同範のものがあり、国衙工房により造営にあたって援助が行われた可能性がある。また、^{どうきじ}銅匙や銅製懸^{かけぼけ}仏、経軸端金具、^{にさい}二彩陶器香炉などの仏教関係遺物の出土も豊富である。

下寺尾官衙遺跡群は郡庁、正倉、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることに特徴がある。また官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その

成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡群である。さらに、小出川を利用した水運との関係が指摘されるなど地方官衙の立地を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』(第一法規刊)平成27年2月号より引用)

ウ 指定地の位置

下寺尾官衙遺跡群は、茅ヶ崎市の北西部に位置する。相模湾より北に5km、相模川から東に2.5kmの地点で、遺跡群の南西部分にはJR相模線が走っている。小出川がちょうど「く」の字に屈曲する地点で、台地南側には駒寄川が西流しており、遺跡群の南で小出川と合流している。

下寺尾官衙遺跡群の高座郡家は、台地上の西方遺跡内にあり、下寺尾廃寺は、一段低い砂丘上にある。また官衙遺跡群と密接に関係する遺跡は、小出川と駒寄川流域に位置する。



図 15 下寺尾官衙遺跡群の位置図

エ 指定地の範囲

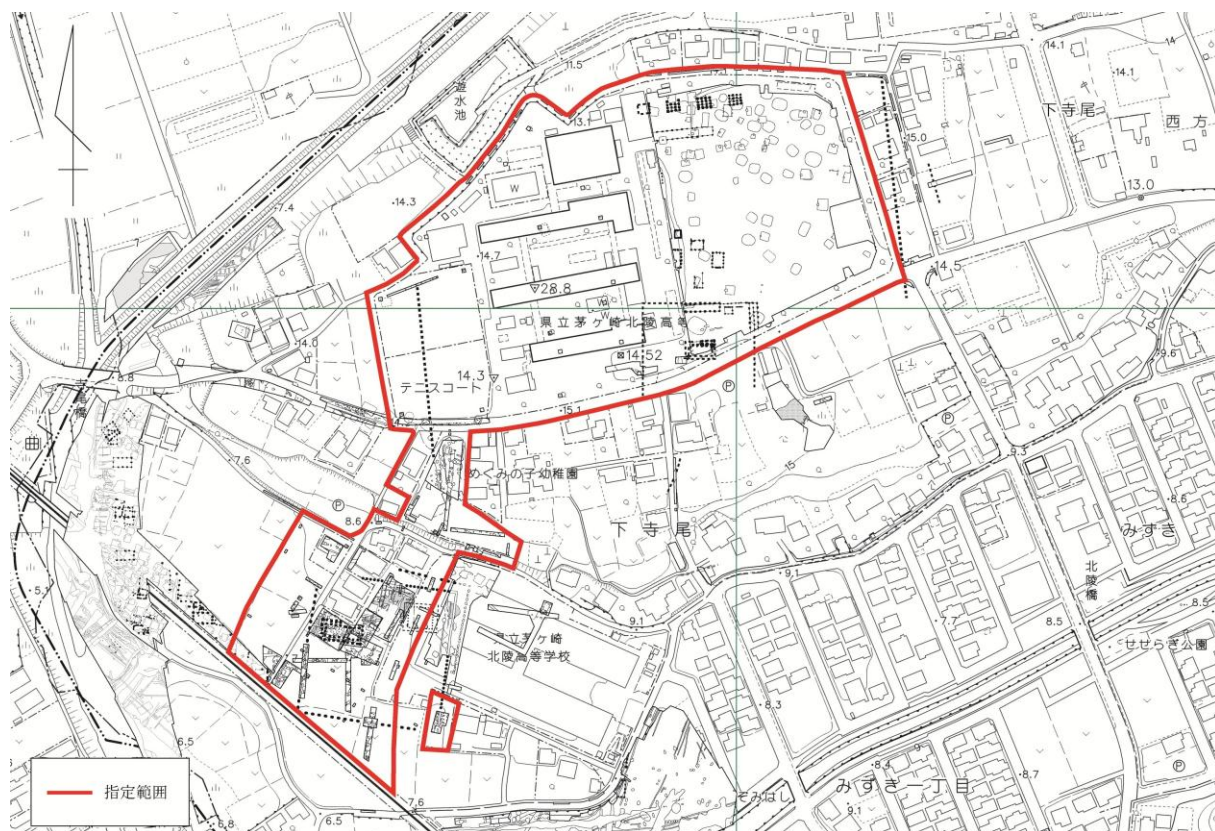


図 16 史跡指定範囲

(4) 指定地の状況

ア 公有地化状況

平成 27 年度から史跡指定地の公有地化を実施しており、平成 29 年 1 月 1 日現在の史跡指定地の所有割合は、67.1%が神奈川県、14.3%が茅ヶ崎市、13.6%が個人、5 %が法人所有となっている。

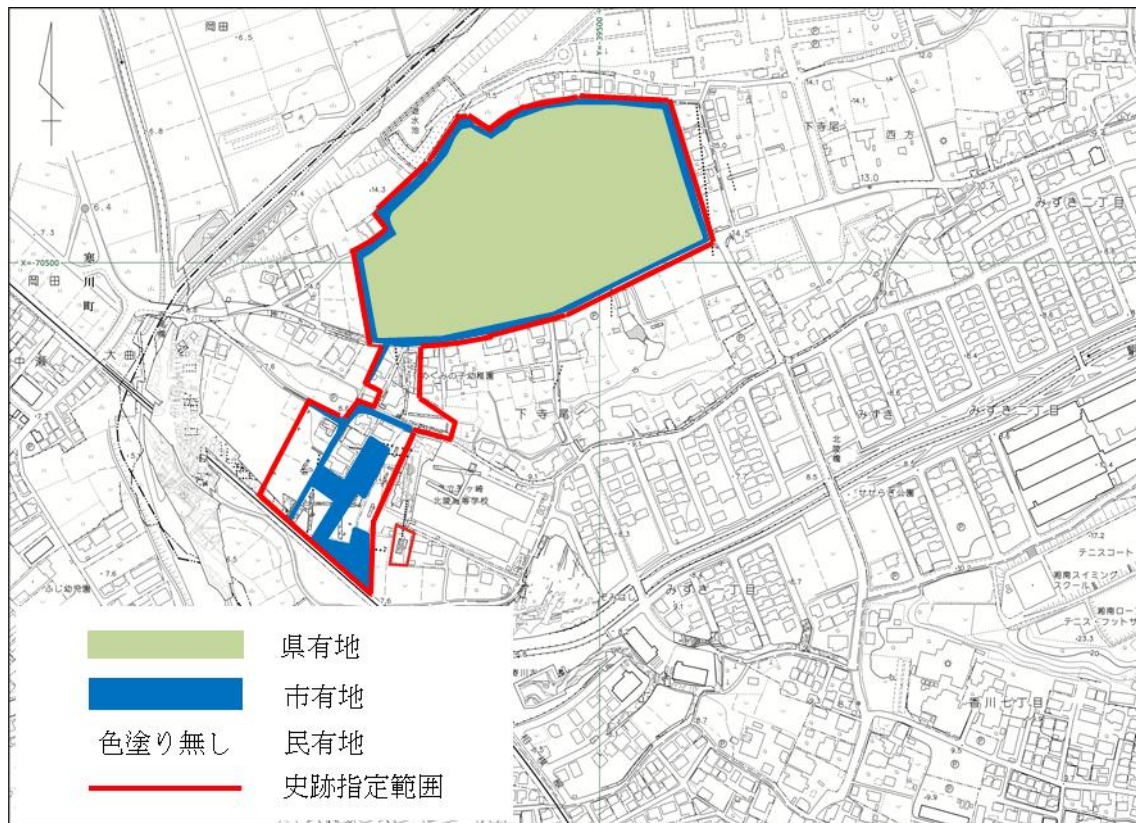


図 17 指定地内の公有地の状況

イ 土地利用

表 7 指定地内の土地利用状況(平成 29 年 1 月 1 日現在)

	土地利用	面積・戸数等
公有地 (市)	道路敷 雑種地	7,729.15 m ²
	学校用地	36,197.00 m ²
民有地	宅地	2,036.36 m ²
	畑地	5,711.00 m ²
	学校用地	2,268.00 m ²
	合計	53,941.51 m ²

(5) 発掘調査の成果

ア 高座郡家

平成 14 年(2002)に北陵高校グラウンド部分の調査で発見された官衙遺跡は、調査を担当したかながわ考古学財団によって相模国高座郡の郡家であると判断されるとともに、郡庁院、正倉院、館など郡家を構成する建物の存在も明らかにされた。

郡家の範囲については、周辺で行われた開発に伴う調査や範囲確認調査によって、区画を示すと考えられる溝状遺構が発見されており、東西の範囲は郡庁を中心により約 270mの規模を有していた時期があったと思われる。また、南北の範囲は遺跡が立地する地形から推測して、約 300mを有していた可能性がある。

郡家の年代については、中心となる郡庁の遺構状況から複数の時期があると推測され、Ⅰ期が 7 世紀末から 8 世紀中頃、Ⅱ期が 8 世紀中頃から 9 世紀前半と考えられている。

郡家は台地の平坦部分に展開しており、中心となる郡庁院の正殿は舌状に張り出した台地のほぼ中央に位置している。台地上に配置された郡家の建物群は、遠くからもその存在を知ることができたと思われる。

今後の調査の課題は、郡庁院の南側と西側の様相を明らかにすることであり、史跡指定された平成 27 年(2015)は、郡庁西側で確認調査を実施している。

(ア) 郡庁院－郡の政庁

郡庁院は、郡司が儀式や政務を行うところで、掘立柱塼などに囲まれた範囲をいう。通常、正殿、後殿、脇殿棟で構成され掘立柱塼で囲繞される。建物の前庭はただの空間ではなく、郡司が郡内を治める上での重要な儀式や饗宴の場としての役割を果たした。

◇郡庁院の規模

これまでの調査によって確認された範囲では、東西に概ね 70mの規模で全国的に見ても大きい。南北方向はまだ不明である。



写真 22 高座郡家・郡庁跡

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方 A 遺跡』より転載)

◇建物配置

中央に正殿が位置し北側に並行するように後殿、東側に脇殿の存在が確認されている。脇殿は南北に 2 棟の可能性がある。遺構の状況から脇殿と後殿を配している時期と柵列による区画を行っている時期が指摘されている。

◇建物の規模と構造

- ・ H 1 掘立 (正殿) : 桁行 5 間×梁行 2 間の身舎に四面の廂がつく東西棟の側柱建物
- ・ H 2 掘立 (後殿) : 桁行 7 間以上 (推定 9 間) ×梁行 2 間の東西棟の側柱建物
- ・ H 3 掘立 (東脇殿) : 桁行 6 間以上 (推定 9 間) ×梁行 2 間の南北棟の側柱建物

- ・ H 4 掘立（後殿の東脇の小建物）：桁行 2 間×梁行 2 間の側柱建物

◇建て替え 正殿は柱穴の調査によって 1 回の建て替えが確認された。

◇その他の遺構

- ・ H 4 柵列（塀）：東脇殿に対応する未確認の西脇殿に取り付くものと推定
- ・ H 1 柵列、H 2 柵列：正殿を取り囲む木塀の可能性が高いと推定
- ・ H 3 柵列、H 2 溝、H 3 溝、H 2 土坑、H 3 土坑：性格不明だが、官衙関連の可能性が高い

◇郡家の年代観

郡家造営期を 7 世紀後半に、郡庁 I 期を 7 世紀末から 8 世紀中葉、郡庁 II 期を 8 世紀中葉から 9 世紀前半、9 世紀代に廃絶と考えられる。

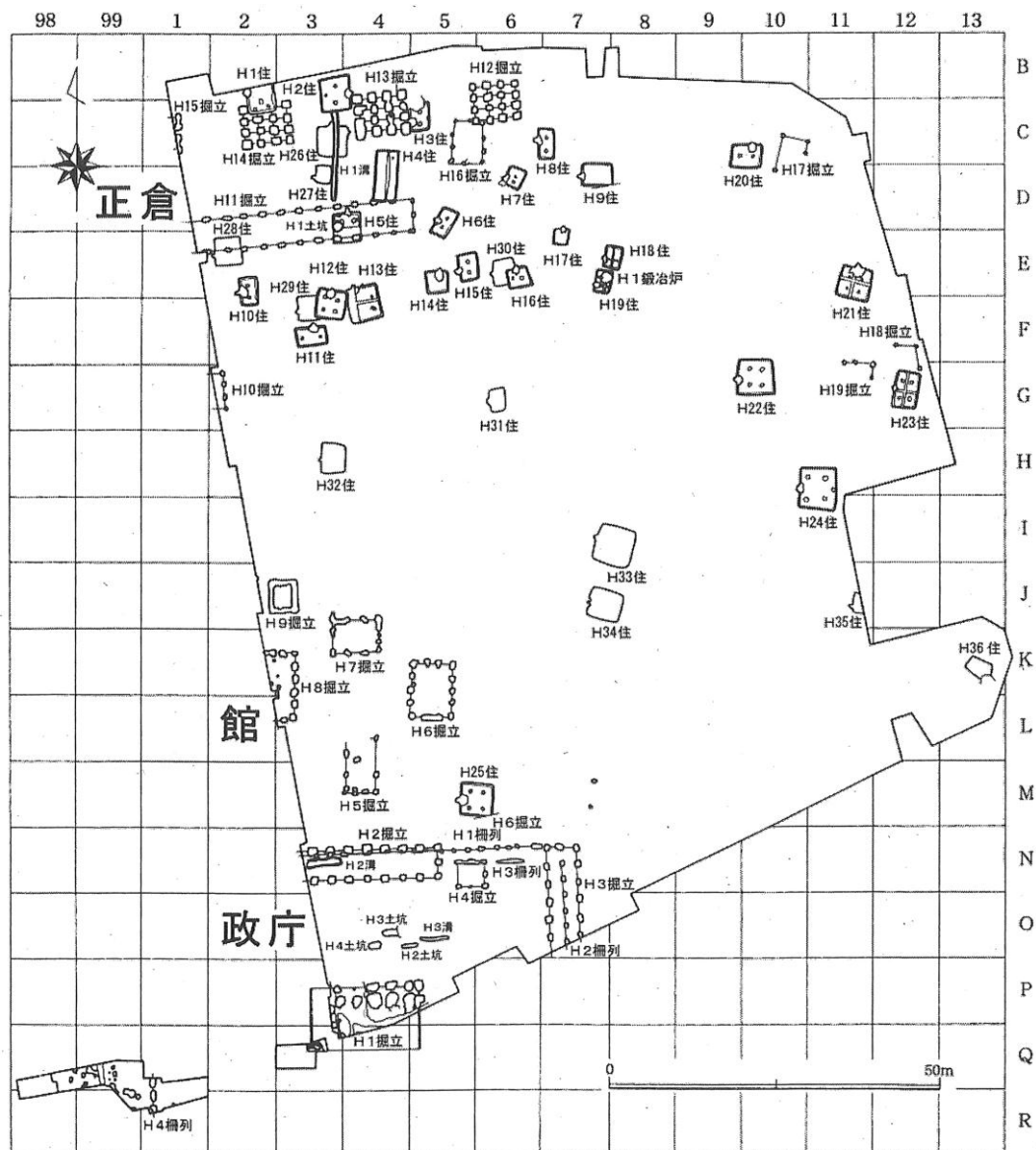


図 18 高座郡家施設遺構配置図

平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡を考える」発表要旨集

大上周三「高座郡衙（西方 A 遺跡）の調査とその後の研究」より転載

（かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方 A 遺跡』より転載・一部加筆）

(イ) 正倉院—税としての稲や作物が納められた倉

正倉は、田租^{でんそ}や出挙^{すいこう}稲を保管管理する建物で、重量に耐えられるように総柱の構造をもち高床式の建物と側柱建物の屋からなる。正倉は単に貯蔵する機能だけではなく、国家の威厳を誇示する役割も担っていた。

◇建物配置

郡庁後殿より約 100mの空間地を挟んで北側に位置する。総柱建物 4 棟が約 10.6mの間隔で東西方向に直線的に並び、その南側に側柱建物がほぼ平行に存在する。総柱建物 4 棟は正倉で、北側桁行が揃えられていることから北を意識した配置と考えられる。

◇建物の規模と構造

- ・ H10 掘立：桁行 3 間（南北棟）の側柱建物
- ・ H11 掘立：

桁行 12 間×梁行 2 間（東西棟）の側柱建物—穎稻を収納する屋、または武器庫や工房

- ・ H12 掘立（正倉）：桁行 3 間×梁行 3 間の総柱建物
- ・ H13 掘立（正倉）：桁行 3 間×梁行 3 間の総柱建物
- ・ H14 掘立（正倉）：桁行 3 間×梁行 3 間の総柱建物
- ・ H15 掘立（正倉）：桁行 3 間×梁行 3 間の総柱建物

正倉 4 棟は順次建設された後に
同時併存

◇正倉の年代観

高座郡家正倉は、690—720 年の間に順次建設され、遅くとも 8 世紀中葉頃（740 年頃）には廃絶した。他の郡家遺跡における事例より、高座郡家正倉も周辺に建て替えられた可能性がある。2005 年に実施された確認調査で、グラウンド東方の一角では、古代の遺構（硬化面）と遺物が発見された。硬化面より上層から出土した土器が 8 世紀中葉以降の土器で、グラウンド地点での正倉の廃絶期と符合することから、この古代の硬化面が礎石建ち正倉建物の版築基壇^{はんちく}の痕跡の可能性が指摘されている。

(ウ) 館—公的な居宅・宿泊施設

館は、郡司の官舎であるとの説と、公的な使者や国内を巡検する国司の宿泊施設との二つの説がある。厨は、館の利用者や郡司・郡役人、巡検時の給食を賄う台所施設である。

◇建物配置

5 棟の側柱建物は軸線を同じくし、相互に建物の側面を一致させ、東西南北に一定の間隔でロの字型に配置するなど、計画的な配置がなされている。西側に主体的な向きが想定される。



写真 23 正倉跡

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載)



写真 24 館・厨（東から）

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載)

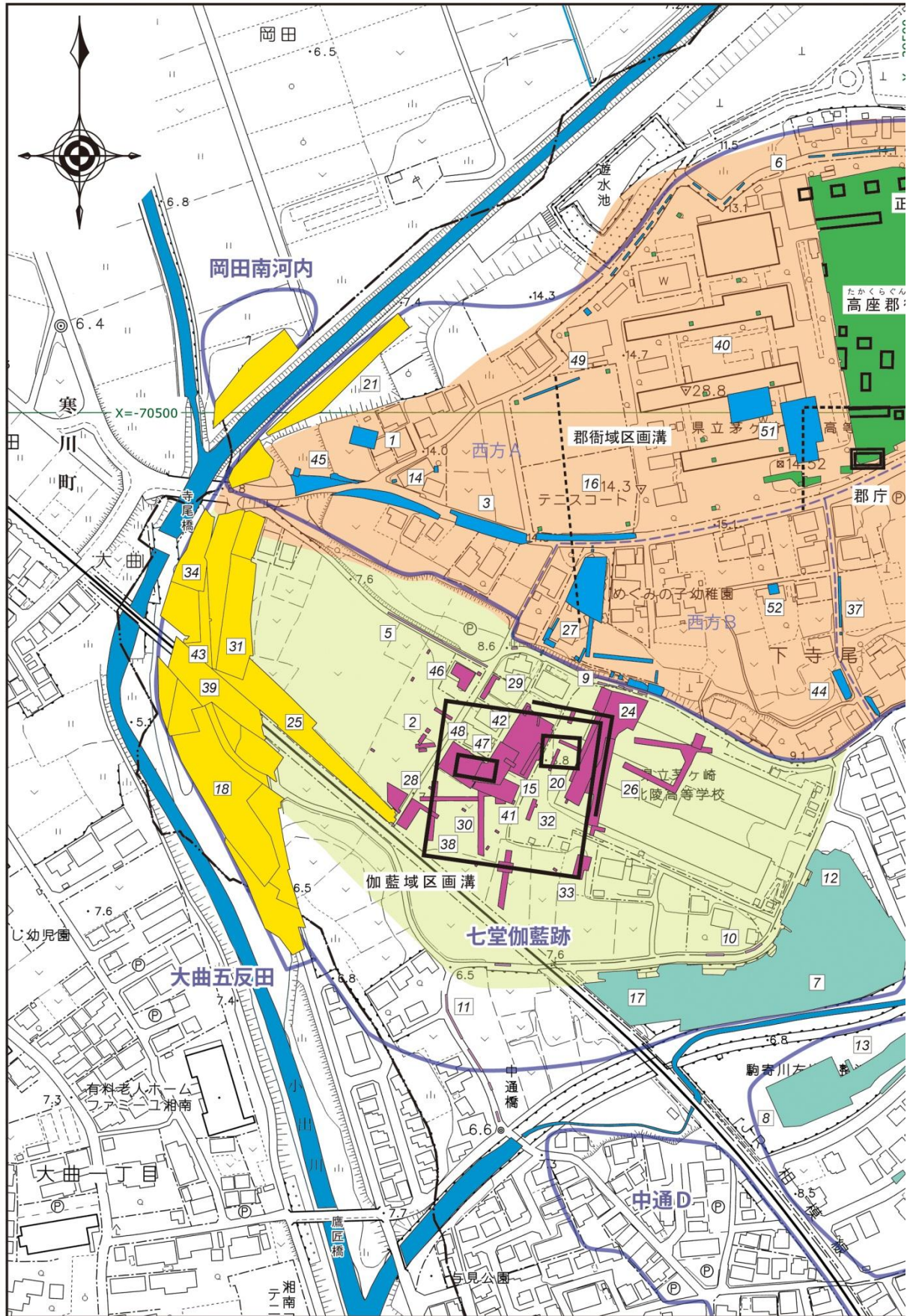
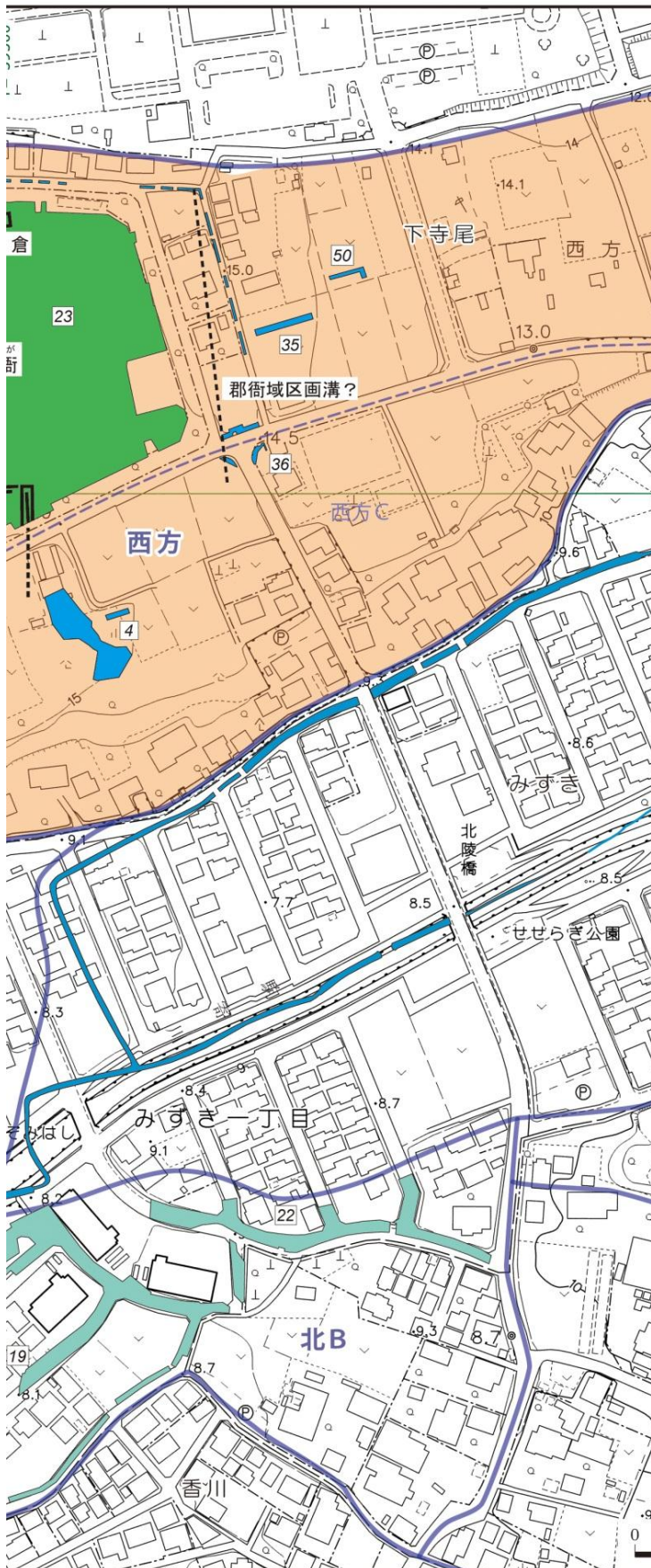


図 19 下寺尾官衙遺跡群全体図

3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の概要



下寺尾遺跡群調査地点一覧

No.	年	調査名
1	1964	西方貝塚の調査
2	1978	七堂伽藍跡第1次確認調査
3	1986	西方A遺跡第1次調査
4	1986	西方C遺跡第1次調査
5	1987	下水道敷設にともなう調査1
6	1991	西方A遺跡第2次調査
7	1995	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査1
8	1996	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査1
9	1997	下水道敷設にともなう調査2
10	1997	下水道敷設にともなう調査3
11	1998	下水道敷設にともなう調査4
12	1998	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査2
13	1999	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査2
14	1999	西方A遺跡第3次調査
15	2000	七堂伽藍跡第2次確認調査
16	2000	西方A遺跡（北陵高校敷地内）確認調査
17	2000	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査3
18	2001	小出川河川改修事業関連遺跡群調査
19	2001	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査3
20	2001	七堂伽藍跡第3次確認調査
21	2002	小出川河川改修事業関連（西方A遺跡）調査
22	2002	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査4
23	2002	西方A遺跡第5次調査
24	2002	七堂伽藍跡第4次確認調査
25	2003	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
26	2003	七堂伽藍跡第5次確認調査
27	2003	西方B遺跡第1次調査
28	2003	七堂伽藍跡第6次確認調査
29	2003	七堂伽藍跡第7次確認調査
30	2004	七堂伽藍跡第8次確認調査
31	2004	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
32	2005	七堂伽藍跡第9次確認調査
33	2005	七堂伽藍跡第10次確認調査
34	2005	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
35	2005	西方A遺跡確認調査
36	2006	西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査
37	2006	西方C遺跡市道拡幅確認調査
38	2006	七堂伽藍跡第11次確認調査
39	2006	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
40	2007	西方A遺跡（北陵高校校舎内）確認調査
41	2007	七堂伽藍跡第12次確認調査
42	2008	七堂伽藍跡第13次確認調査
43	2008	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
44	2008	西方B遺跡第2次調査
45	2008	西方A遺跡第7次調査
46	2008	七堂伽藍跡第14次確認調査
47	2009	七堂伽藍跡第15次確認調査
48	2010	七堂伽藍跡第16次確認調査
49	2010	西方A遺跡（北陵高校テニスコート）確認調査
50	2012	西方A遺跡（ヤマト運輸駐車場）確認調査
51	2015	西方遺跡第1次確認調査
52	2015	西方遺跡第2次確認調査

注 2013年3月、西方A・B・C
遺跡は西方遺跡に統合された



平成27年10月現在

0 200 m

◇建物の規模と構造

- ・ H 5 掘立：桁行 3 間×梁行 3 間（南北棟）
- ・ H 6 掘立：桁行 4 間×梁行 3 間（床束が巡る床貼の南北棟で中心的な建物）
- ・ H 7 掘立：桁行 3 間×梁行 3 間（東西棟）
- ・ H 8 掘立：桁行 5 間×梁行 3 間（南北棟）
- ・ H 9 掘立：桁行 3 間×梁行 2 間（額縁状の布掘りを有する）
- ・ H25 住：竈を持った竪穴建物（厨の可能性あり）

◇館の年代観

8 世紀前半に建造され、一回の建て替えののち 9 世紀前半まで存在したと考えられる。館と郡庁及び正倉は同時併存した可能性は低い。



写真 26 側柱建物（H 6 掘立）北東から
（写真は柱穴を半分だけ掘ったもの）



写真 25 布掘りの側柱建物（H 9 掘立）東から
（写真は布掘りの溝の一部を掘ったもの）

（かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方 A 遺跡』より転載）

(エ) 竪穴建物群

竪穴建物群が、郡庁院や館などの南側を避けて分布していることから、官衙造営に前後し官衙遺構に関わって造られた建物であると考えられる。郡家造営・解体や竈屋等の雑舎や工房、仮設宿舍といった性格を持つ建物である可能性がある。

- ・ 7 世紀前半以前の竪穴建物－高座郡家造営以前の建物
- ・ 7 世紀後半の竪穴建物－郡家造営集団の居住遺構（郡家造営集落）
- ・ 7 世紀末～8 世紀初頭の竪穴建物－正倉建設に従事した集団の居住遺構集落
- ・ 740 年以降の竪穴建物－正倉の廃絶後に正倉域に建設された建物

前葉・中葉・後葉：時代や文化を 3 時期に区分した場合のいい方、前期・中期・後期

四半期：ある期間を四等分したそのひとつの期間

総柱建物（そうばしらたてもの）：一間ごとにくまなく外側も内側も格子状に柱を建てた建物

側柱建物（がわばしらたてもの）：外側に柱がある掘立柱建物

竪穴建物（たてあなたてもの）：地面を掘り込んで、その底に床を作り、柱を立てて屋根を葺いた建物で、住むためのものを竪穴（式）住居という

布掘り（ぬのぼり）：建物の柱穴を作る工法の一つで、柱穴と柱穴が溝で連結されている

(オ) 高座郡家の変遷

◇郡家造営期：7世紀後半（650—690年頃）

- ・それまで台地上に営まれていた集落が整理され、北群の正倉院に先行して郡家造営のための堅穴建物が営まれる。
- ・7世紀第4四半期から居住遺構が増加する。

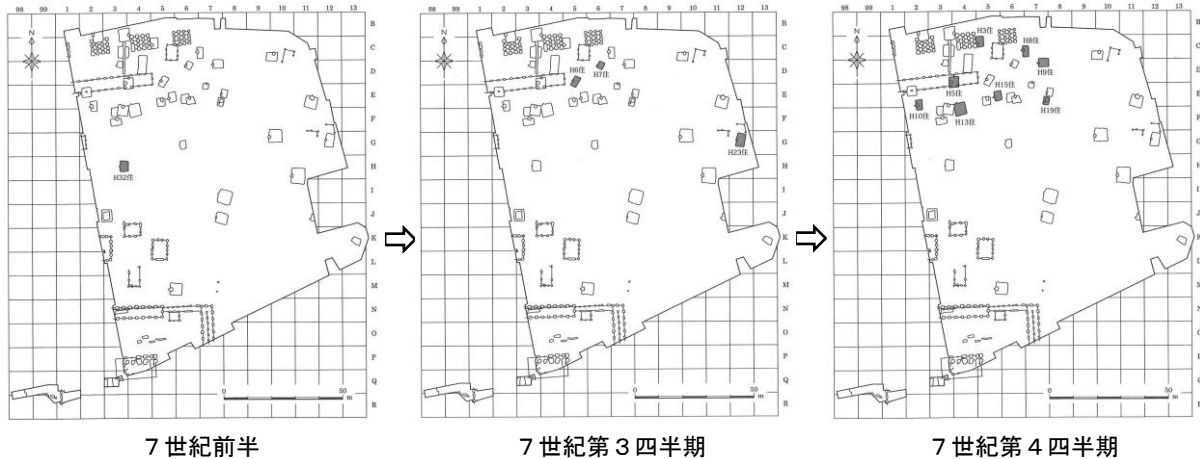


図 20 郡家造営期の変遷

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載・加筆)

◇郡庁Ⅰ期：690—740年

- ・7世紀第4四半期（～700）のうちには長舎連結型の郡庁院が整備され、やや遅れて正倉院が建設される。
- ・正倉は7世紀末から8世紀初頭頃（690—720）に設置される。最も西の15号掘立柱建物から順次東に建てられていったが、短期間のうちに造営は終わったと考えられる。
- ・郡庁院と正倉院が揃って機能している状態が8世紀中葉頃（740）まで継続する。

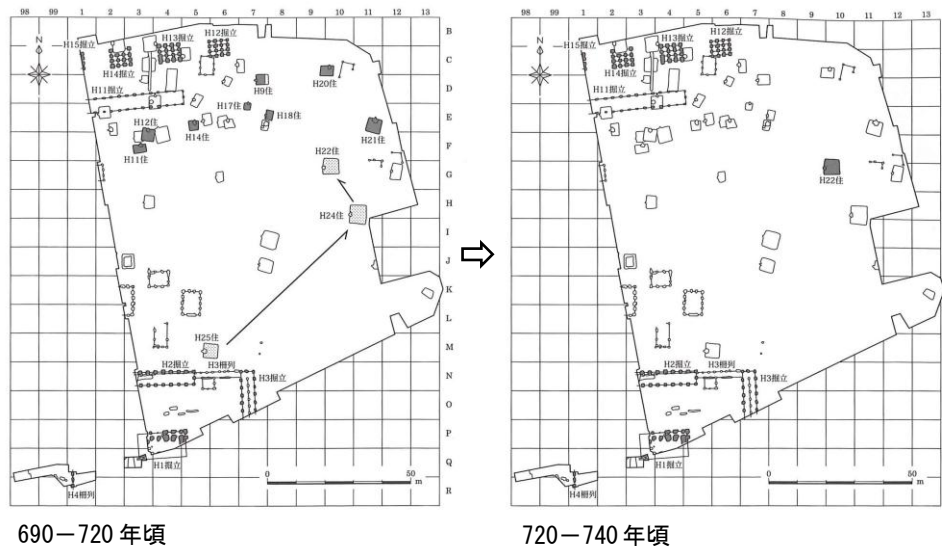


図 21 郡庁Ⅰ期 690—740年

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載・加筆)

◇郡庁Ⅱ期：740—800 年頃

- ・ 8 世紀中葉頃(740)に郡庁正殿が建て替えられ、塀によって郡庁院が方形に区画される。
- ・ 正倉は 8 世紀中葉前後に何らかの雑舎である竪穴建物に壊され、調査区東方に版築基壇を有する礎石建物として建て替えられる可能性を考える。
- ・ 館、厨とされる建物群は 8 世紀中葉以降に建設され、1 回程度の建て替えが行われて 9 世紀前半頃まで継続したと推定する。

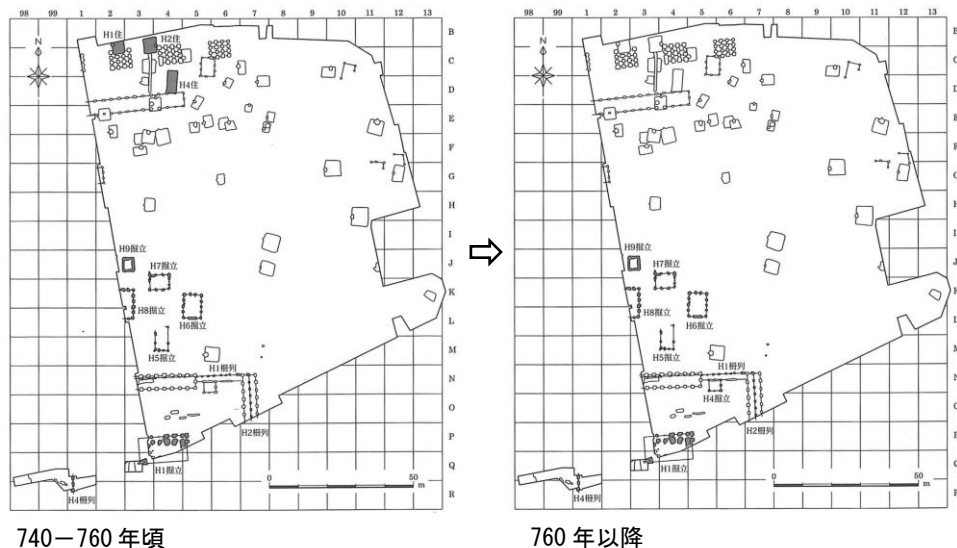


図 22 郡庁Ⅱ期 740—800 年頃

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方 A 遺跡』より転載・加筆)

◇遺構の廃絶と集落の再興：800 年以降

- ・ 調査区の中で最も存続期間が長い郡庁院も、9 世紀には機能を停止する。その後、遺構の空白期がある。
- ・ 再興した遺構は断片的にしか確認されないが、11 世紀前半頃の遺物集中である。

(力) 出土遺物

- ・ 館（掘立柱建物）出土の須恵器片、須恵器の円面硯、畿内産土師器等

イ 下寺尾廃寺

古くから地元では古代寺院であることが言われていたが、昭和 53 年(1978)の調査によってここが寺院跡であることが考古学的に確認された。

6 世紀に日本に伝来した仏教は、朝廷により保護を受け発展し、飛鳥を中心に仏教文化が盛んになった。天武天皇は詔勅を発して氏族や地方豪族に寺院建立を命じ、これによって有力豪族らによって各地に寺院が建立された。これまで古墳が権力の象徴であったが、寺院や仏像がこれに代わっていった。下寺尾廃寺もこの時代の寺院であり、高座郡の郡司となった有力豪族が創建した古代寺院と考えられる。

下寺尾廃寺の位置は、高座郡家から南西に 250m で、小出川より東に 150m の台地南側の一段低い砂丘地である。伽藍域は、おおむね東西が 80～85m、南北が 83～89m のものと、一辺 78m のものが確認されている。

(ア)伽藍内主要建物と施設

◇金堂(基壇建物)

- ・伽藍域の北東部で基壇建物が確認された。
- ・東西に約 18.2m、南北に 14.9mの規模である。
- ・大きさや構造から、その建物が金堂であったと推定される。
- ・版築を伴う掘込地業と呼ばれる古代の地盤改良工事が行われていた。
- ・この建物は寺院創建時から続く唯一の瓦葺建物で、伽藍で最初に建てられた建物であった。
- ・8世紀後半から9世紀前半に大幅な改修や再建が行なわれた可能性があり、金堂はやや規模を縮小し建物の向きを変更して建て替えられた。



写真 27 金堂掘込地業

◇講堂(大型掘立柱建物から礎石建物へ改修か)

- ・伽藍域西半分中央で東西に長い大型掘立柱建物が発見された。
- ・講堂の可能性が想定されている。
- ・身舎が桁行7間×梁行3間で、この四周に廂を巡らす構造であるが、東西面の廂の梁行を4間として身舎と柱間をそろえていない。
- ・身舎の総長は東西 18.4m、南北 6.4mで、柱間寸法は等間隔で桁行が 2.6m、梁行が 2.1mとなる。
- ・廂の出は 1.8mであり、建物全体は9間×4間、総長は東西 22.0m、南北 10.1mである。
- ・創建時の建物と思われるが、同一場所で8世紀半ばに掘立柱建物から土壁造りの礎石建物に建て替えられ、9世紀半ば頃、火災などで廃絶したと推定される。



写真 28 大型掘立柱建物（講堂）

◇10～11世紀の仏堂(区画溝を有する礎石建物)

- ・土壁造りの講堂の焼失後、この一角に堀の跡と考えられる東西に伸びる柱穴列が設置された。
- ・この堀がなくなった後、講堂と同じ場所に2条の溝（SD1 と 2.3）と、礎石建物の跡が検出された。内側区画溝（SD 2.3）は、礎石建物に先行する何らかの建物を区画し、のちに三方にのびる外側区画溝（SD1）に大きく掘り直されて礎石建物を区画していたと考えられる。この礎石建物は、10世紀頃の村落の仏堂的な施設と推定され、11世紀代まで存続していた。

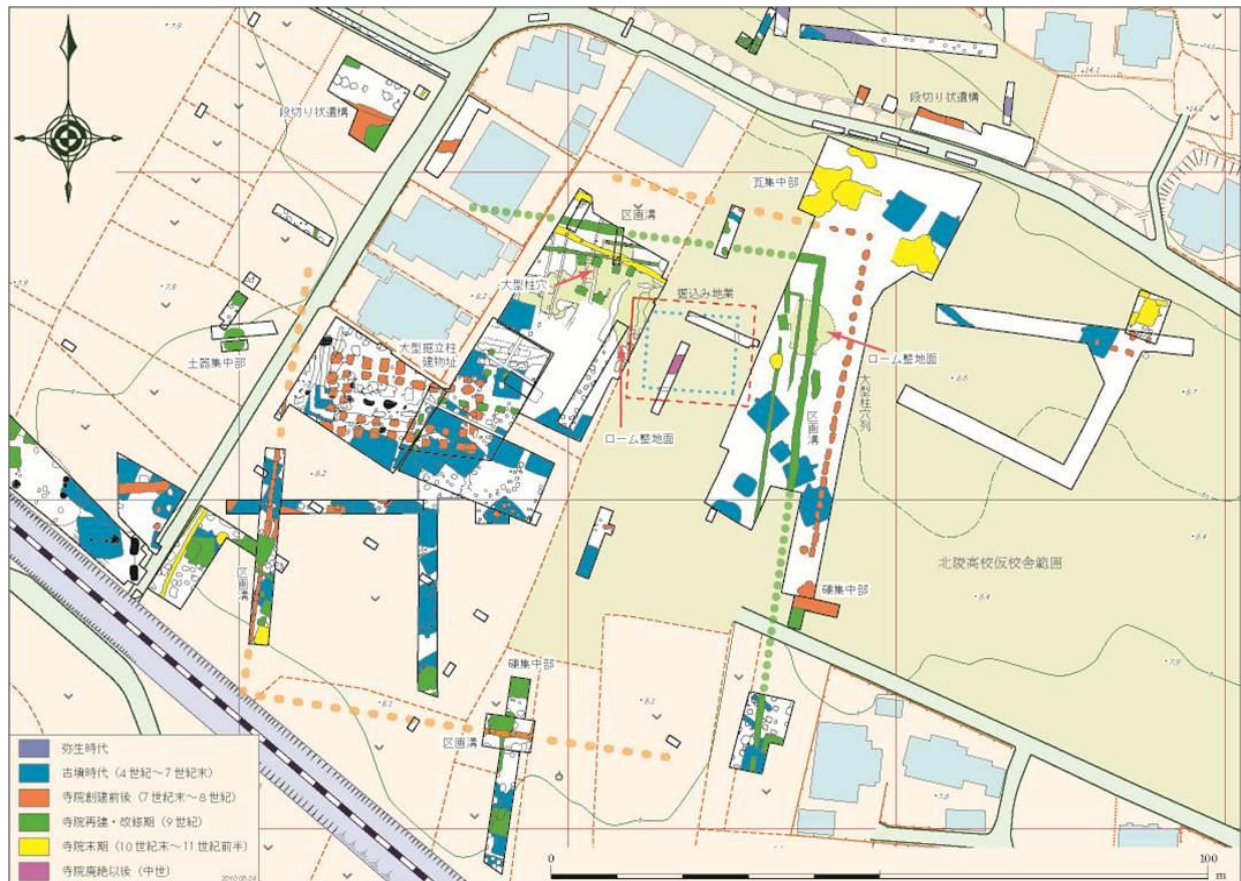


図 23 下寺尾廃寺遺構配置図

(イ) 伽藍区画に係する遺構

寺院の規模や構造については、大型柱穴列や区画溝によって寺の中心部分である伽藍域が確認され、時期によって伽藍区画の形状が異なることが明らかになった。創建期には掘立柱塀によって区画され、不整の方形に囲まれた形であることが、また再建時には築地塀^{ついで}によって一辺 78m の正方形に区画されていたことが判明した。

- ・大型柱穴列
- ・大型柱穴列に関連する遺構（井戸址 1）
- ・区画溝
- ・区画溝に関連する遺構（溝状遺構 1. 2. 3）
- ・区画溝と併存する遺構（土器集中遺構、包含層、焼土址、竪穴建物）
- ・区画溝と重複する遺構（竪穴建物）

(ウ)その他の主要遺構

- ・寺院に関連する竪穴建物－寺院付属施設、伽藍再建・改修時の工房等か
- ・溝状遺構－小出川からの水路か
- ・礎石－大型掘立柱建物跡の北東隅柱穴と重複、大型掘立柱建物より新しい遺構の礎石か
- ・土器集中遺構－10 世紀以降の土器

(エ) 下寺尾廃寺の年代観と変遷

寺院の造成・創建期は7世紀末から8世紀前半、8世紀後半の金堂と講堂の再建、区画施設の改修を含めて9世紀前半までを改修期と推定する。寺院廃絶期については、発見された廃棄土坑から検出した被熱した土器や壁材などにより、9世紀後半頃に災害や火災に見舞われものと推定される。さらに10世紀後半から11世紀代には、この場所に仏堂が建てられていたと考えられる。

◇造成期：7世紀後半（680－690年頃）

－既存の集落を整理・移転させ寺域の整備を行う時期－

<建造順>

①金堂の基壇建物の建設

講堂域・塔域 寺域整備

②区画施設 北辺・東辺の掘立柱塀の設置

③塔の建設－相輪刹さつちゅう柱塔か（陶製相輪の出土あり）

区画施設 西辺・南辺の掘立柱塀の設置－不整形な方形、中門の建設の可能性

④講堂の大型掘立柱建物の建設

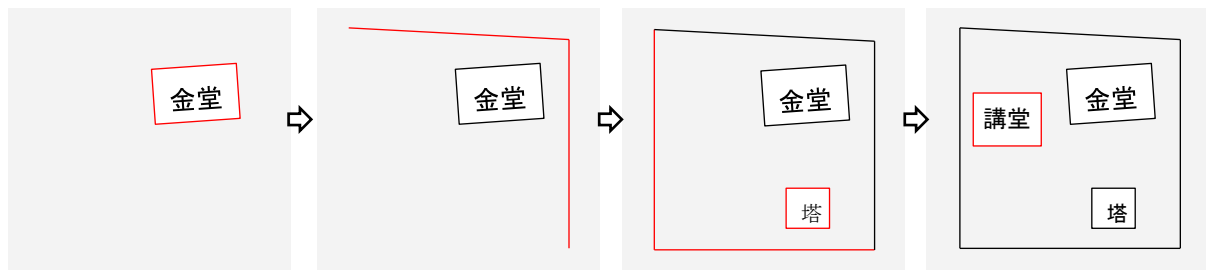


図 24 下寺尾廃寺創建期の建造順

◇創建期：8世紀前半（700－750年頃）

－建立された堂宇が揃って機能した時期－

- ・金堂、講堂が並び建ち機能する
- ・710－740年頃、本格的な多重塔の建立か－相輪の転用

◇改修期：8世紀後半～9世紀前半（750－850年頃）

－伽藍が大きく改修された時期－

- ・区画施設 掘立柱塀から築地塀へ－一辺約78mの正方形となる
- ・金堂 基壇建物の再建－8世紀中葉以降（一回り縮小、区画施設と同方位に修正）
9世紀前葉（改修か）
- ・講堂 礎石建物に建て替えか－8世紀中葉以降（土壁造り、同位置同方位）
- ・塔 多重塔の建設か（異説）

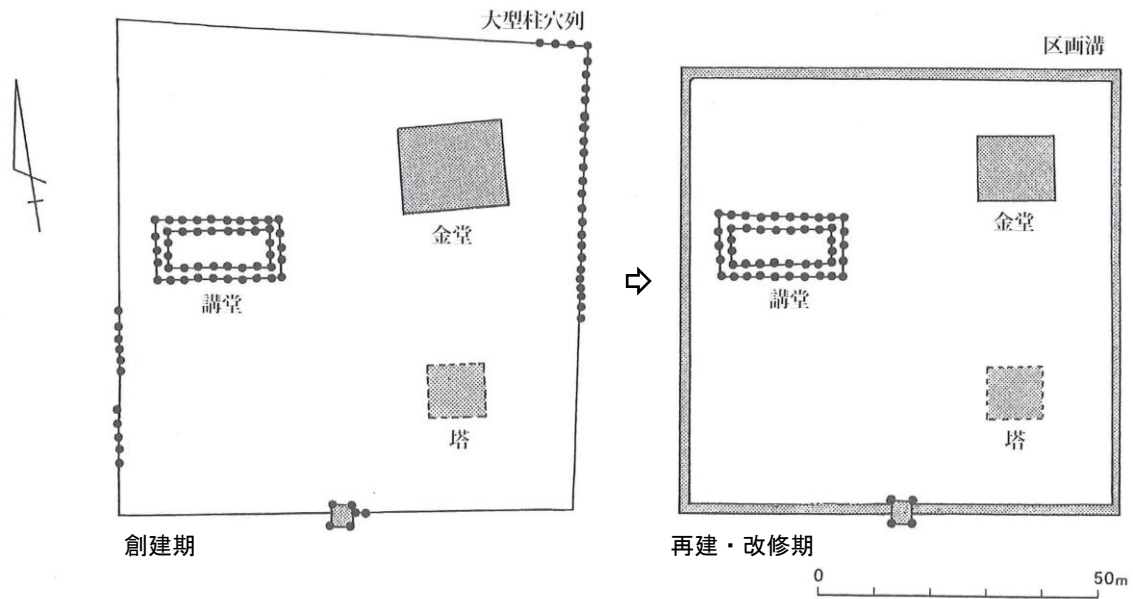


図 25 伽藍域の変化(案) (創建期～再建・改修期)

◇廃絶期：9 世紀後葉（870-900 年頃）

－伽藍区画・堂宇が廃絶する時期－

< 廃絶順 >

- ①区画施設、講堂の廃絶－9 世紀前葉
- ②塔の廃絶－9 世紀後半
- ③金堂の廃絶－9 世紀後葉

◇空白期：50 年前後の空白の期間

◇仏堂期：10 世紀前半～11 世紀代

－旧講堂部分に仏堂が存在する時期－

< 仏堂期の変遷 >

- ①柱穴列（区画堀）
- ②柱穴列の廃絶
- ③区画溝を伴う礎石建物－（一堂のみ、一度の建替えあり）

（参考：平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡を考える」基調報告 田尾誠敏「下寺尾官衙遺跡の変遷」）

伽藍（がらん）：僧が仏道を修業する場 大きな寺やその建物群をいう

七堂伽藍は寺の主要な建物や七つの堂が揃った大きな寺をいう

堂宇（どうう）：堂の建物のこと

基壇建物（きだんたてもの）：土などを盛って突き固めた壇を基礎とした建物

掘立柱建物（ほったてばしらたてもの）：地面に穴を掘り、そのまま柱を建てた構造の建物

礎石建物（そせきたてもの）：石が建物の土台となっている建物 柱が直接地面と接しないので腐りにくい

軸端（じくはな）：経典などの巻物がはずれないように軸の両端に装着するもの

同范（どうはん）：同じ文様が彫られた范型や鋳型、またそれで作られた製品

相輪（そうりん）：五重塔などの屋根から天に向かって突き出た通常は金属の部分

(オ) 出土遺物

- ・ 文字資料－墨書土器、刻書土器
- ・ 土器・土製品－香炉蓋片、瓦塔破片
- ・ 須恵器－高坏形香炉など仏具的形狀
- ・ 施釉陶器（火舎や薬壺蓋などの仏教関連遺物）ほか
- ・ 陶製品－性格不明の陶製品片（陶製相輪の可能性）
- ・ 大量の瓦－軒丸瓦（単弁六弁蓮華紋軒丸瓦、素弁蓮華紋軒丸瓦）、鬼瓦、文字瓦、平瓦、丸瓦。
単弁六弁蓮華紋軒丸瓦は、相模国分寺や相模国府域出土しているものと同范。
- ・ 金属製品－銅製品（県内では3例目となる銅匙や初例の軸端、懸仏、銅銭等）、鉄製品（釘、刀子等）



写真 31 下寺尾廃寺出土の銅製品
（左上：銅匙、中：軸端、右：懸仏）



写真 30 下寺尾廃寺出土の二彩陶器
（左上：小壺蓋、右上：小型瓶、左・右下：足付火舎香炉）



写真 32 下寺尾廃寺出土の瓦



写真 29 墨書土器
（上：「生」、下：「太」）



写真 33 塔相輪の可能性がある陶製品片

ウ 川津・祭祀場および古代集落

川津・祭祀遺構および古代集落は、小出川河川改修事業に伴う調査（平成 13～20 年度）等において発見された。当事業地内に所在した茅ヶ崎市七堂伽藍跡、西方遺跡、寒川町岡田南河内遺跡、同町大曲五反田遺跡が調査対象となった。

(ア) 川津遺構

七堂伽藍跡の一部では、小出川を自然礫で護岸した川津の遺構が H 1 号河道址として報告、確認されている。郡家に近接していることから、郡（郡司）が経営した郡津であったと考えられる。関東地方では非常に珍しい古代の津（港、船着場）の発見であったが、遺構は残念ながら保存されていない。また川津に面して、3 棟の掘立柱建物（H 5・6・7 掘）が同規模、同間隔で主軸方向を揃えるかたちで配置されている。またこれら 3 棟と主軸方向を約 90 度違える南北棟の掘立柱建物（H 9 掘）も、規格上の共通性が見られる。これは津（郡津）からの物資を陸揚げした際の倉庫等と考えられる。この川津や掘立柱建物の時期は、8 世紀後半から 9 世紀半ばである。



写真 34 河道跡と川津

（『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載）

(イ) 祭祀場

◇七堂伽藍跡

七堂伽藍跡調査区の小出川に面して造営された川津遺構の覆土からは、膨大な量の遺物が出土した。多量の土器類に混ざって、刀形や絵馬などの木製祭祀具、2 点の人面墨書土器や皇朝銭の「隆平永寶」（初铸 796 年）といった、神祇祭祀に関わる遺物が出土した。一方、仏教的な色合いを帯びている出土品としては、「浄」墨書土器や「太」墨書土器（太寺）がある。時期は 9 世紀中葉と考えられる。

◇北B遺跡（香川）

下寺尾廃寺の南東約 250m に位置する香川の北B遺跡でも旧河道が発見され、多量の墨書土器や木簡や皇朝銭、櫛、鈴また貴重な漆紙文書などが出土している。前述の川津付近の状況に比べるとやや仏教的要素が見受けられる。8 世紀から 9 世紀半ば頃のものと考えられる。

この地区は古代の遺構が濃密な地区で、集落に関わる遺構（竪穴建物 24 軒、掘立柱建物 4 棟、柱穴列 2 列、井戸 3 基、焼土跡 1 基、溝状遺構 34 条等）も多数検出されている。



写真 35 北B遺跡 遺物集中区（西から）

（『香川・下寺尾遺跡群発掘調査報告書』より転載）

◇岡田南河内遺跡(寒川町)

この遺跡からも2条の小出川の旧河道(H1・H2河道)が発見された。H1河道とH2河道は重複関係にあり、同時存在の可能性もあるが、H2河道がやや古いとされ9世紀には大半が埋没したと考えられる。H1河道では、その北部の河床から人骨と獣骨を中心に、その周辺に複数の土師器坏と大型礫を配した祭祀性の強い遺構が見つかった。出土した土器はおおむね8世紀後半のものである。複数回祭祀が行われた様子で、動物遺体を祭祀に用いる「動物祭祀」と考えられる。祭祀を行なった人びととこの周辺の古代集落との関係、古代の民間祭祀を考える上で重要な遺構である。

◇大曲五反田遺跡(寒川町)

七堂伽藍跡地区で確認された旧河道の続きが、大曲五反田遺跡で検出されている。H1・2河道址とされているのがそれである。この河道跡からは、数量的にそれほど多くはないものの、祭祀や郡家・寺院との関連を示すような特殊遺物が出土している。そのうち、神祇祭祀的な遺物は、墨書土器や人形、櫛、斎串、「神」の刻書がある石製紡錘車、皇朝銭の「萬年通寶」である。仏教関連遺物としては、「太寺」と墨書された土師器坏なども出土しているが、神祇祭祀具に比べると少ない。時期は9世紀前葉から中葉頃と推定される。

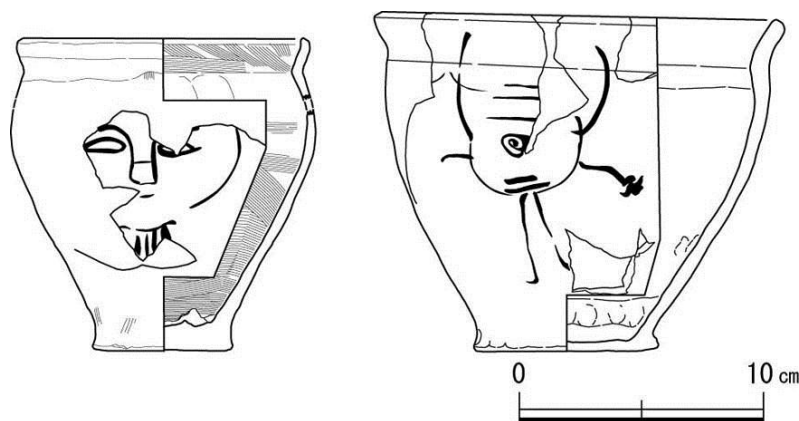


図 26 七堂伽藍跡出土の人面墨書土器

(『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載)

(ウ) 古代集落

古代集落は、七堂伽藍跡の西辺域、小出川の旧河道や川津が発見された地区の東側で確認された。この地域で発見された遺構は、縄文時代(前期・中期・後期)、弥生時代後期～古墳時代前期、古墳時代後期～奈良・平安時代、中世、近世以降と多時期にわたるが、このうち古墳時代後期～奈良・平安時代の遺構が郡家・下寺尾廃寺に関連すると考えられる遺構である。

古代集落は、古墳時代後期の6世紀後半頃から、七堂伽藍跡の伽藍域に近い場所に始まり7世紀を通じて増加する。特に7世紀末から8世紀初頭にかけて急増することから、伽藍の整備に関して、伽藍域から立ち退いた人びとや伽藍の建設に関連する人びとの集落であるとも考えられる。住居は8世紀以降も増え続け、9世紀後半にはピークとなることから、寺院を再建するための工人や寺院の維持管理にかかわる集団との関係も想定される。この一帯が、古墳時代以来、奈良・平安時代を通じて繰り返し寺院と密接な関係を持ちつつ、居住の場として利用された土地であることが窺える。

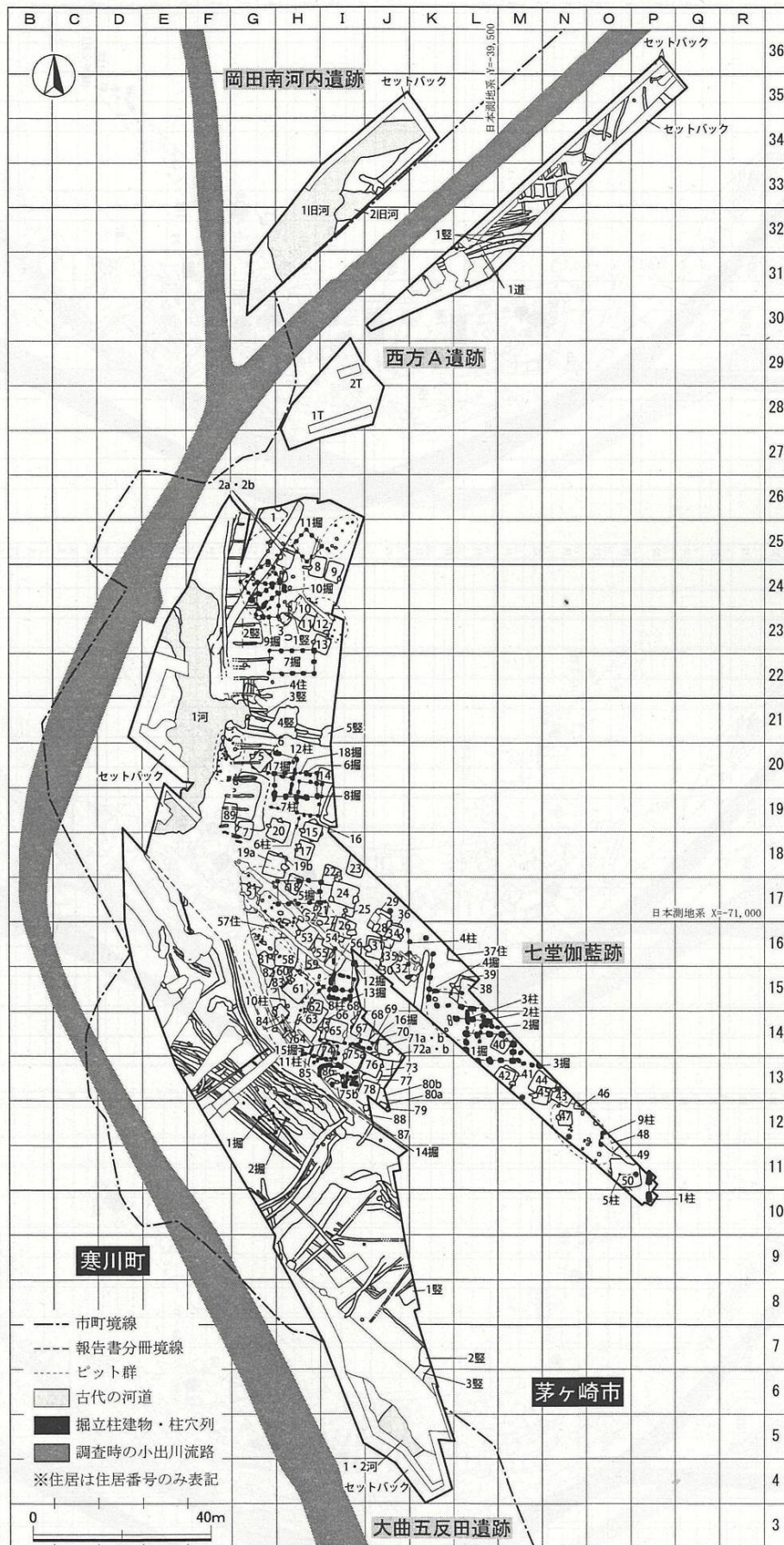


図 27 小出川河川改修関連事業調査区全体図

(『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載)

(エ) 検出した遺構

- ・川津遺構：小出川を自然礫で護岸した古代の津
- ・竪穴住居：89 軒
- ・竪穴状遺構：10 軒
- ・掘立柱建物：20 棟
 - H 5 掘立柱建物：桁行 4 間×梁行 2 間（側柱建物の東西棟）
 - H 6 掘立柱建物：桁行 4 間×梁行 2 間（側柱建物の東西棟）
 - H 7 掘立柱建物：桁行 4 間×梁行 2 間（側柱建物の東西棟）
 - ※H 5～7 掘立柱建物は、物資の荷揚げ・管理施設か
 - H 1 掘立柱建物：桁行 4 間×梁行 3 間（側柱建物の東西棟）
 - ※H 1 掘立柱建物は、最も大型の建物で下寺尾廃寺に関連する「館」と考えられる。
- ・柱穴列：12 列
 - H 1 柱穴列：2 基一対の柱穴列で^{どうかんしちゅう}幢竿支柱と推定される。
- ・ピット群：8 カ所
- ・焼土跡：1 基
- ・土器集中：6 カ所
- ・多数の溝状遺構や土坑等

(オ) 出土した遺物

- ・土師器 ・土師質土器 ・須恵器 ・灰釉陶器 ・緑釉陶器
- ・瓦：鬼瓦、軒丸瓦、丸瓦、平瓦
- ・^{せん}埴
- ・陶製相輪片
- ・硯（風字硯）
- ・鉄製品：釘、刀子、鏃、斧、紡錘車
- ・皇朝銭：萬年通寶、隆平永寶、富寿神寶、長年大寶
- ・銅製品：耳環、帶金具、鈴
- ・鍛冶関連遺物：鉄滓、坩堝
- ・石製品：滑石製玉、砥石、紡錘車、石鎚
- ・木製品：祭祀具、鋏、下駄、曲物、櫛、漆椀、漆皿
- ・土製品：置きカマド、土錘、支脚、紡錘車 等

土師器坏（はじきつき）：弥生式土器の流れをくむ素焼きの土器 坏は碗より浅く皿より深いもの
 斎串（いぐし）：木の枝や薄い板などを串状に作ったもの 神を招くときの依代や神への供物などとして用いられた
 後に櫛などの玉串となる
 神祇祭祀（じんぎさいし）：古代律令制のもとで朝廷が行っていた祭祀 郡では郡司が行っていた
 墨書土器（ぼくしよどき）：文字や記号・絵などを墨で描いた古代の土器 文字などからその頃の様子や用途がうかがえる
 木簡（もっかん）：墨で文字を書くために使われた短冊状の木の板
 皇朝銭（こうちょうせん）：8世紀初めより日本でつくられた銅銭 10世紀後半まで12種類つくられた
 漆紙文書（うるしがみもんじょ）：要らなくなった文書を漆が入った容器のフタとし、それに漆が浸みることで腐らずに残った古代の文書
 埴（せん）：建築材料の一つで、粘土を型こ入れ成型し作られた煉瓦様のもの
 幢竿支柱（どうかんしちゅう）：仏教用具である幢（一種の旗）を掲げるための幢竿（はたざお）を固定する2個の
 支柱をいう。主に寺の入り口に立てられている。

エ 下寺尾官衙遺跡群周辺に所在する古代の主な遺跡

下寺尾官衙遺跡群の周辺には、神奈川県遺跡台帳に登録された多数の遺跡が存在する。それらは複合遺跡の場合もあるが、高座郡家や下寺尾廃寺が存在した時代と同時代の遺構が検出された遺跡も確認されている。下寺尾官衙遺跡群との関連が十分に想定されることから、今後も調査研究を継続する必要がある（図 32・表 8 を参照）。

篠谷横穴群

香川駅から東北東へ約 700m の小高い丘（現在スリーハンドレッドゴルフ場）の南斜面に営まれた横穴墓（横穴古墳）群である。

茅ヶ崎市域の北部は、地形的にみると、相模野台地の南端を画する平坦な台地とそれを刻む無数の谷からなっている。そしてこの台地の縁辺は、急崖をなしてほぼ東西に走っている。この急崖の部分に東西 300m×南北 20m にわたって複数の横穴墓が発見された。横穴墓は盛り土をせず自然の崖面に穴を掘り、^{げんしつ}玄室（墓室）を造る構造の古墳で、比較的小地域の有力者の墓と考えられている。南面した山腹に横穴はほぼ四段にわたって分布し、しかもこれらは三つの群に分けることが可能であるといわれる。各横穴の形態は同一ではなく、平面図をみると玄室と羨道（玄室と外部を結ぶ通路）の区分がはっきりしているもの、それぞれがやや不明瞭なもの、両方の区分がないものなどがもみとめられる。これが年代差に基づくことは明らかであり、篠谷横穴群は、ある年代的な幅の中で継続的に営まれたことを示している。

篠谷横穴群は、出土した副葬品の土器類や玄室の形から、6 世紀末から 8 世紀初め頃に築造されたものと考えられる。調査後に消滅している。

◇遺物：土師器（坏）、須恵器（壺・提瓶・坏・平瓶・甕）、銅製品（環・釘）、鉄製品（鏃・鏑・刀・轡）、玉類（ビーズ玉・切子玉・土玉・勾玉・白玉・棗玉）、人骨片

篠山横穴群



写真 36 篠山横穴群E地点

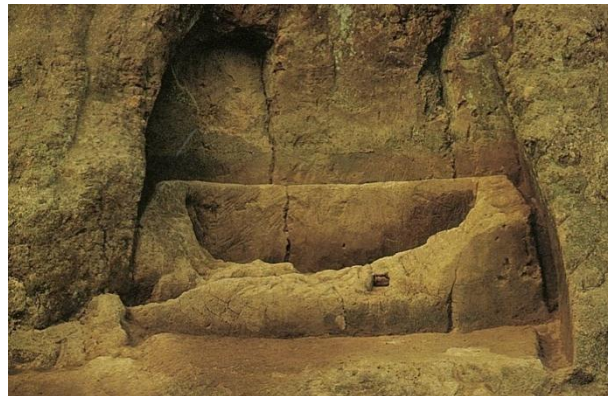


写真 37 横穴内部の棺

相模線の香川駅から東北方向にみられる丘陵に、標高約 25m の独立丘がある。現在テニスクラブとして利用されているこの丘の頂部には、篠山遺跡と呼ばれる弥生時代後期から古墳時代前期にかけて（約 1800 年前）のムラが営まれていた。この篠山遺跡の台地南斜面と東斜面で発見され

たのが篠山横穴群である。範囲は、逆L字状に東西 100m×南北 100m にわたる。分布状況としては2群に分かれ、昭和 46 年には 22 基が確認されている。昭和 55 年には南側斜面で 6 基、昭和 59 年には東斜面でも新たに 2 基が確認された。南斜面の 1 基からは、直刀や金銅環、ガラス玉などの副葬品が発見された。現在は一部が消滅している。

◇遺物：人骨、直刀、刀子、鉄鏃^{てつぞく}、金銅環、ガラス玉

(6) 指定後に行われた調査の成果

ア 平成 27 年度の調査

指定後の保存活用に関わる資料蓄積を進めていくため、郡庁西側の旧校舎部分における状況を把握することを主目的とする調査を実施した。調査は、茅ヶ崎市教育委員会が調査主体となり、神奈川県教育委員会及び北陵高校の協力を得て実施した。調査は以下の目的を持って実施した。

- 1 高座郡家郡庁西側の状況を確認すること。
- 2 古代以外の様相を確認すること。
- 3 旧校舎部分の遺構残存状況を把握すること。
- 4 発掘調査を通し史跡への理解を深めること。

全体の調査面積は 822 m²で、内訳は 1 区 519 m²、2 区 303 m²である。調査は平面精査による遺構確認を目的とし、原則として遺構調査は行わず現状保存とした。なお、1 区で確認した溝状遺構および掘立柱建物などについては、詳細な状況把握のため必要部分の覆土掘削を行い、遺構の形状・時期などの把握に努めた。

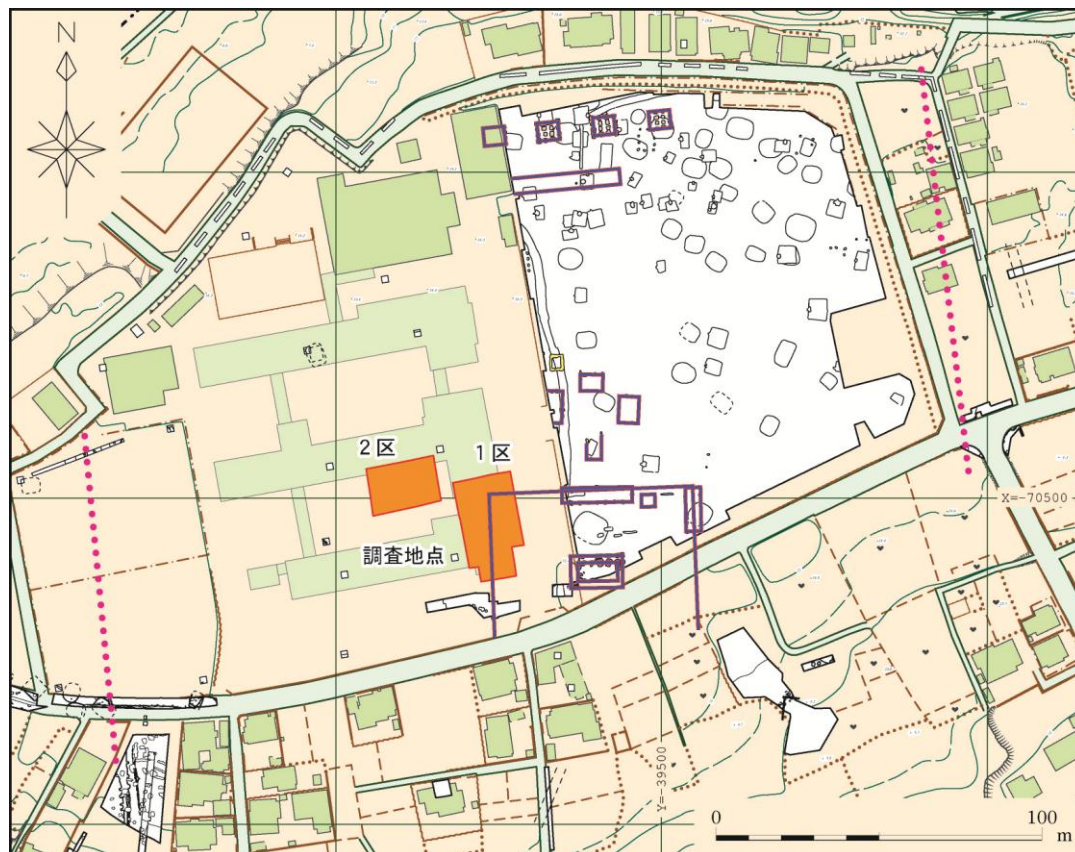


図 28 調査区位置図

写真 38 発掘現場

1区西側からの上空写真



写真 39 発掘現場

北東からの上空写真



(ア) 調査の概要

(1) 古代

掘立柱建物

1区のはぼ中央で確認されたもので、南西側を攪乱で壊されており全容は明らかではない。ほぼ南北に長軸を有しており、梁行3間×桁行4間の規模の建物が想定できる。特徴は柱穴が布掘りで連結していることで、部分的に調査した柱穴では掘り方の深さが約1mを測る。

大型柱穴列

1区北側で確認されたもので、4穴がほぼ東西方向に直線に並んでいる。その柱穴の状況から建物の可能性もあるが、調査区内おける南北部分では展開は見られず東側で調査された後殿の柱筋と方向がほぼ合っており、柱穴列として捉えた。

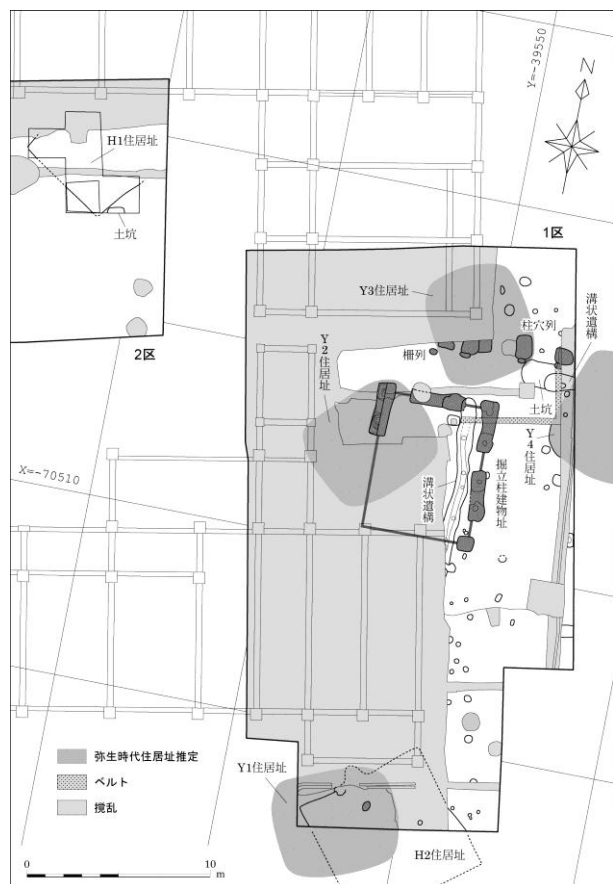


図 29 遺構配置概念図(古代以前)

溝状遺構

1区中央と北東で2条確認した。このうち1号としたものは、旧校舎の攪乱によって南側が壊されており全容は明らかでないが、方向は重複する掘立柱建物と近い南北方向に走行する。鉄製の釘が複数出土している。また2号としたものは、東西に走行するが調査区外に伸びており全容は明らかでない。

ピット

1区北側を中心に複数のピットが確認されている。平成14年の調査によって明らかにされている柵列推定部分で数穴の存在を確認しているが、東側と同様な状況では検出できていない。

土坑

1区北側で確認されたもので、長楕円の形状をしており、長軸約2m、短軸1.4mを測る。確認面で礫や土器に交じり鉄製品も出土している。

竪穴建物

1区南側で確認されたもので、北側でカマドの一部、東西で平面プランの一部を確認することができたが、その他は攪乱および調査区外に延び全容は明らかでない。東西方向については約7mの規模を想定できる。覆土から7世紀中ごろの土器（土師器・須恵器）が出土している。郡庁域の土地利用の変遷を考える上で重要な遺構である。また2区では県教委が試掘時に発見した竪穴建物を追認した。

(2) 他の時代の遺構

近世

1区で集石や硬化面、土坑などを確認したほか、陶磁器などが出土している。集石は調査区外に延びており全容は明らかでないが、部分的に硬化面も観察された。性格の特定は難しいものの建物の基礎などの可能性がある。また、2区ではほぼ東西方向に展開する畝状遺構が確認された。

弥生時代

調査区南側と北側で弥生土器がまとまって出土する地点が確認されており、竪穴住居の可能性が高い。

縄文時代

調査区内からは縄文時代の土器や石器が出土している。多くは縄文時代前期のもので、西側に所在する西方貝塚との関係を伺うことができる。

(3) 旧校舎について

調査では旧校舎の基礎が非常に堅牢に作られていることが明らかになった。また、建物周辺には上下水道の管や電線などが埋設されている部分も見つかっており、学校施設に伴う掘削が多種にわたっていることが明らかになった。しかしながら、こうした攪乱の下部においても部分的に遺構・遺物が残存していることも把握できた。

(イ) まとめ

以下、調査目的ごとにその結果を述べる。

(1) 高座郡家郡庁西側の状況について

調査では、掘立柱建物、柱穴列、溝状遺構、土坑、ピット、竪穴建物などが発見された。

このうち掘立柱建物は梁行3間×桁行4間の規模でほぼ南北に長軸を有している。確認された位置は、東側における調査で確認されていた東脇殿に対応する部分に位置すると考えられるが、建物規模や構造が異なり、位置も正確な東西対象を成していない。しかしながら、建物の主軸が概ね合っていることや柱穴が布掘りで連結していることなどの特徴を有しており、官衙関連遺構として評価できる。

柱穴列については、東側における調査では確認されておらず、建物の可能性も否定できないが、柱の軸方向が東側で確認されている東脇殿の梁方向ならびに後殿の桁方向とほぼ合っていることや後殿北側の柱筋延長部分に位置していることから、官衙関連遺構と考えられる。

柵列の可能性も含めたピットについては複数確認されたが、東側あるいは南側で確認されている延長上にきちんと列をなして並ぶ状況の検出ではなかった。ただ、数穴は想定ラインに該当しており、東側および南側との様相が異なることを踏まえて、柵列については、今後の検討が必要である。

2条確認された溝状遺構はともに北と西側で端部となることが確認されている。このうち2号とした東西方向に走行するものは、調査区外に伸びており全容は明らかでない。しかしながら東側の調査で確認されているH2号溝に注目すると、両遺構は概ねその延長上にあたる可能性がある。規模についてもそれほど差はなく、しかも覆土に褐色粘土を含むという共通点があることから同一遺構の可能性が高い。また、溝の走行する方向が先ほどの後殿北側の桁方向の軸とほぼ並行していることもあり官衙関係の遺構である可能性もある。さらに、1号とした南北方向に走る溝とは繋がってはいないものの、主軸がほぼ直角の関係にあり、両者が有機的に機能していた可能性がある。

土坑は2号溝と重複関係にあるが、長軸がほぼ東西を示しており、鉄製品などの存在から官衙関係の遺構の可能性もある。

竪穴建物は出土遺物から7世紀中ごろ以降のものと考えられるが、本遺構が官衙に関連するものか、それ以前の集落であるかの判断は現段階では難しい。しかしながら、いずれにせよ官衙成立の時期を考える上で重要な遺構である。

(2) 古代以外の様相について

古代以外では、近世、弥生時代、縄文時代の様子が明らかになった。まず、近世においては、集石、硬化面、土坑、畝状遺構などの遺構が確認されたほか、陶磁器が出土している。これまでの調査では、明確な近世段階の成果は報告されておらず、当該地に近世の遺構が残存していたことを把握できたのは、本地区における土地利用を考える上で大きな発見となった。また、弥生時代においては、土器とともに竪穴住居を想定させる範囲も把握することができ、これまでの調査で明らかになっている環濠内での集落の一部を確認したことになる。さらに、縄文時代においては、土器が包含されていることを確認したほか、攪乱の埋め土を除去した土層面において落ち込み等の可能性がある堆積を観察している。

主目的であった官衙関係の調査目的においては、郡庁西側の状況が東側で確認された内容とは異なる様相を示すことが明らかになった。これまで高座郡家は東西対象の構造をとるという予測のもと議論が進んでいたが、今回の調査結果を踏まえ、再度、郡庁の構造について考えていく必要がある。

イ 平成 28 年度の調査

平成 27 年度に引き続き、指定後の保存活用に関わる資料蓄積を進めていくため、郡庁西側の旧校舎部分における状況を把握することを主目的とする調査を実施した。調査は、茅ヶ崎市教育委員会が調査主体となり、神奈川県教育委員会及び北陵高校の協力を得て実施した。調査は以下の目的を持って実施した。

- 1 高座郡家内西側における官衙関連遺構の状況確認。
- 2 本遺跡群が位置する原地形の把握。
- 3 重層している他時代（縄文時代、弥生時代、近世、近現代）の遺跡状況の確認。
- 4 北陵高校旧校舎の地下構造物等の内容と遺跡状況の把握。
- 5 発掘調査の公開を通じて史跡に関する理解を深めていくこと。

全体の調査面積は 300 m²で、調査は平面精査による遺構確認を目的とし、原則として遺構調査は行わず現状保存とした。なお掘立柱建物などについては、状況把握のため必要部分の調査を行い、詳細把握に努めた。

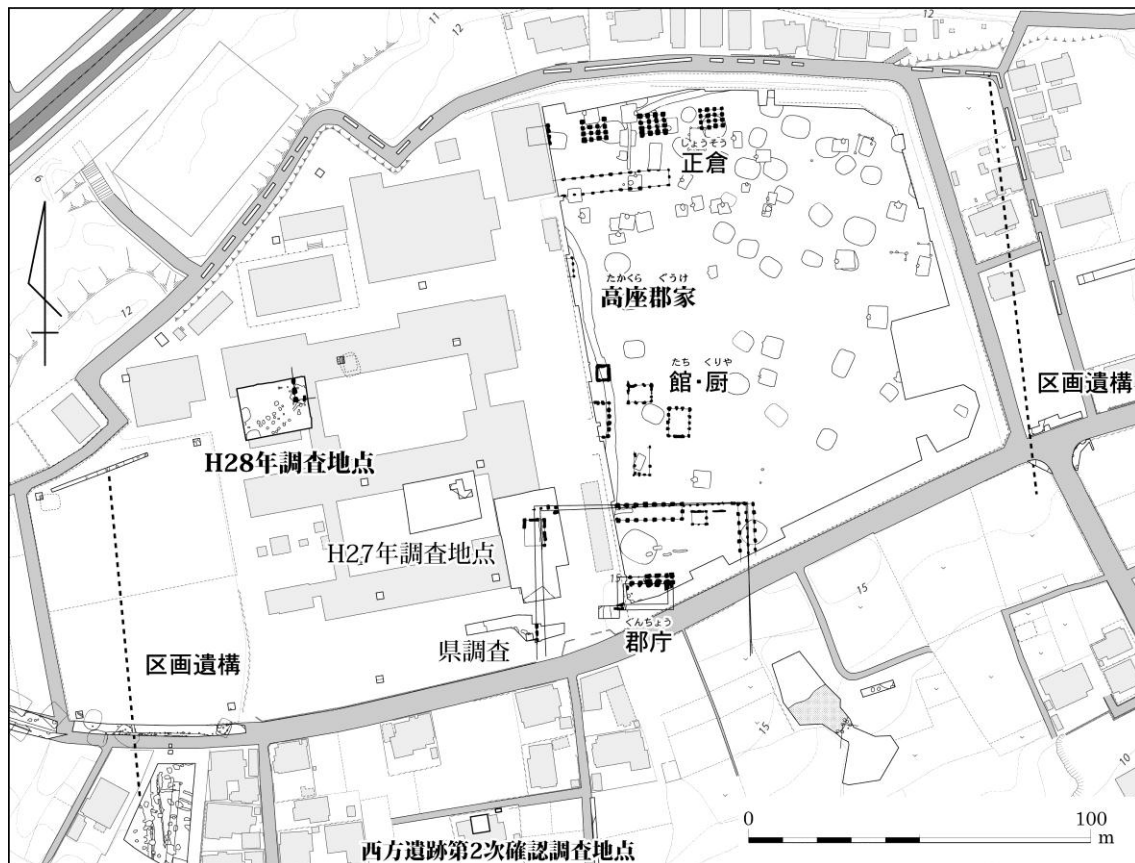


図 30 調査区位置図

(ア) 調査の概要

今回の確認調査では、主目的であった古代の遺構のほか、縄文時代、弥生時代、中世、近世、それに旧校舎関連遺構について資料を得ることができた。ここでは、古代における主要遺構について、その概要を述べる。

写真 40 高座郡家と発掘現場

西側からの航空写真



写真 41 発掘現場

南からの航空写真



掘立柱建物

北東部分と中央で確認されたもので、このうち、北東部分の掘立柱建物については規模の大きな柱穴4穴（概ね長軸1.8m×短軸1.4m）を確認しているのみだが、その規則性から建物と判断した。南北に並ぶ柱穴の軸は概ね北を示しており、東側で発見されている官衙関連遺構と近似する。また柱穴の間隔は芯々で2.7mを測る。

さらに時期については、わずかな土器であるが概ね7世紀末から8世紀初めと考えられることから官衙関

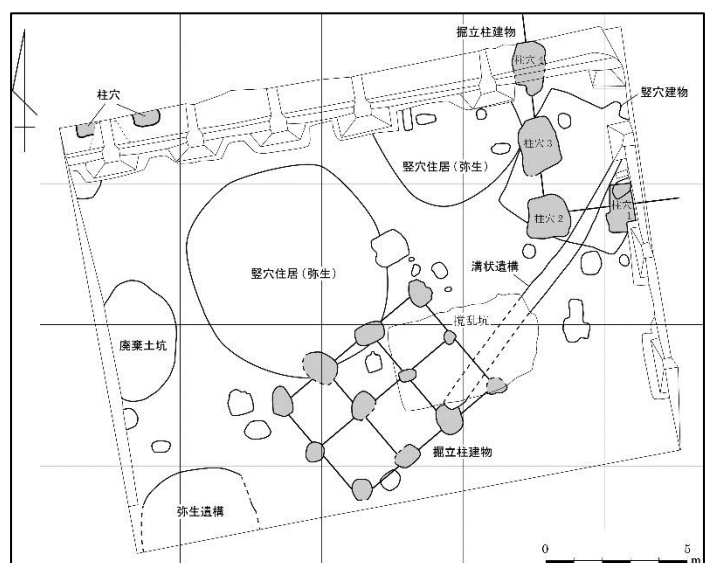


図 31 遺構配置概念図(古代以前)

係の遺構と考えられる。なお、建物の規模と向き（南北棟あるいは東西棟）については現段階では確定できていない。

また、調査区中央南で発見されたものは、柱穴 12 穴の配置から建物の可能性があると推定した。建物とした場合 2 間×3 間の東西方向の総柱建物となるが、主軸は東側の建物群に比べやや斜めになる。時期については判断できる遺物がないが、重複する溝状遺構から瓦片が出ていることから古代の遺構と判断した。

廃棄土坑

調査区西側で発見されたもので、平面形は長軸 4.5m×短軸約 2.8m の楕円形を呈しており、断面はほぼ中央にかけて緩やかに落ち込み深さは 0.61m を測る。覆土は大きく 2 層に分けられるが、このうち上層からは比較的多くの遺物が出土している。現段階での性格の特定は難しいが、遺物の出土状況から廃棄土坑などの可能性が高い。時期は 7 世紀末から 8 世紀初めと考えられ官衙に関連する遺構と思われる。出土遺物は、土器類のほか管状土錘、鉄鏝の可能性のある鉄製品、炭化物や種子などが出土している。

溝状遺構

調査区東側で確認されたもので、竪穴建物、掘立柱建物と重複している。確認された長さは約 11m で、西側は途切れ、東側は調査区外に延びており全容は明らかでない。上幅は 0.5m、断面は緩やかな U 字型を呈する。覆土上層から瓦片が出土している。

竪穴建物

北東部に位置し、掘立柱建物と重複している。北東にカマドを有し一辺約 4.5m を測る。一部攪乱を利用して確認した床面までの深さは約 0.8m と深い。時期については出土遺物が少なく明確でないが 7 世紀後半と推測している。

(イ) まとめ

今回の調査は、今後の史跡の保存活用に必要な資料を蓄積するために行ったもので、以下、調査目的に沿ってその結果を述べることにする。なお、本報告は調査終了後すぐのものであり、調査時における所見である。

郡庁内西側について

掘立柱建物や廃棄土坑の存在から郡庁内西側においても、官衙関連の遺構が存在することを確認した。

掘立柱建物は調査区外に延びており、規模と棟方向は明らかではないが、南北方向に規則的に並ぶ 3 穴を結ぶ軸方向は、東側で確認されている官衙遺構と近似しており、こうした建物の主軸や柱穴の規模や柱間から官衙に関係する建物と考えられる。時期は 7 世紀末～8 世紀初めで、郡庁Ⅰ期に該当する。また、調査区西側で発見された遺構は、多くの土器をはじめ鉄製品、管状土錘、種子などが出土しており、その状況から廃棄土坑の可能性が高く、時期も掘立柱建物と同様に 7 世紀末～8 世紀初めを想定できることから官衙関連の遺構と考えられる。

こうしたことから、これまで不明であった西側においても官衙関係の遺構が複数存在することが明らかになった。

地形について

今回、古代遺構が確認された面の標高は、東側で確認されている高さより約1 m前後低いことが判明し、北西に向かって緩やかに傾斜する地形であったことが把握できた。そして傾斜地を整地することなく利用し関連建物を建てたことが明らかになった。なお、この高さの違いは、土層堆積から旧校舎が建てられる以前の地表面も低かったことが観察でき、現在の平坦な地形は学校建設時に行った盛土によるものであることが判明した。

重層する遺構について

古代よりも古い時期の遺構・遺物については、古代の遺構確認作業および攪乱埋土除去時などで確認された。このうち弥生時代については、調査区中央部分に長軸7.4m短軸6.8mの不整円形を呈した竪穴住居の存在を確認したほか、北東部でも竪穴住居を確認した。また南西部分では弥生土器がややまとまった状態で出土した地点があり当該期の遺構の可能性もある。縄文時代では、明確な遺構の発見はなかったが、縄文土器のほか石斧や黒曜石などの出土がみられた。こうしたことから弥生、縄文両時代の遺跡の存在を確認できた。また、宝永火山灰以前で古代以後の溝状遺構が確認されており、中世～近世前半段階の可能性もある。さらに宝永火山灰降下以降と考えられる耕作痕が検出されており、学校建設以前の土地利用を知る上での資料となった。

旧校舎関連遺構について

調査では、旧校舎のコンクリート基礎や排水施設として使用された土管などを確認した。また、土層堆積を観察すると校舎建設に伴い盛土されており、旧校舎基礎の下部では、古代をはじめとする遺構が残存していることが明らかになった。

以上、調査目的ごとの成果を確認したが、主目的であった古代官衙関係の調査においては、郡家内西側においても掘立柱建物や廃棄土坑の存在から官衙施設の展開があったことを明らかにすることができた。加えて、これらの建物が緩やかな傾斜地形に建てられていたことも判明した。こうしたことから、今後、郡家全体の構成や景観を考える際に必要となる資料を得ることができた。

また、重層する遺跡のうち弥生時代については複数の竪穴住居を確認することができ、環濠集落内における住居の分布状況を考える資料を蓄積することができた。

さらに、今回の調査では、調査地点に建てられていた旧校舎の基礎より下で遺跡が確認され、旧校舎の影響を受けずに遺跡が残存していることを把握できたことも大きな成果であった。今後、史跡整備を進める際に欠くことのできない情報となると思われる。

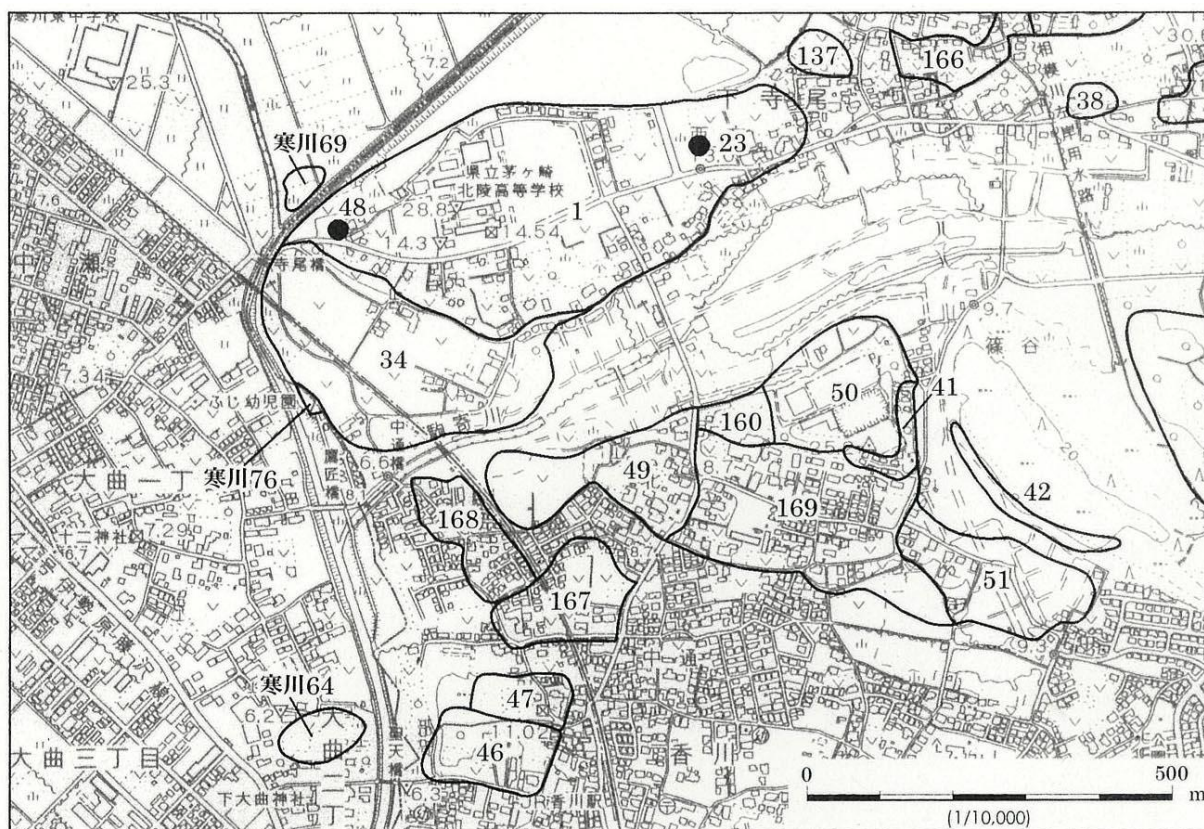


図 32 周辺遺跡分布図

※番号は神奈川県遺跡台帳に登録されたもので、下表と一致する

表 8 遺跡地名表と遺跡の年代観

番号	遺 跡 名	時 代
1	西方遺跡	縄文時代(早～中期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世
23	西方A遺跡内の塚	—
34	七堂伽藍跡	縄文時代(前～後期)、弥生時代、古墳時代(前・後期)、奈良時代、平安時代、中近世
38	東方D遺跡	奈良時代、平安時代
41	篠山横穴群	古墳時代
42	篠谷横穴群	古墳時代
46	中通A遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
47	中通B遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
48	西方貝塚	縄文時代(前期)
49	北B遺跡	縄文時代(前～晩期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
50	篠山(北A)遺跡	弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代
51	篠谷遺跡	縄文時代(中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
137	北方A遺跡	縄文時代(前・中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
160	北C遺跡	縄文時代(後期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
166	北方C遺跡	奈良時代、平安時代
167	中通C遺跡	古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代
168	中通D遺跡	奈良時代、平安時代
169	北D遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川64	寒川町No. 64遺跡	奈良時代?、平安時代?、中世、近世
寒川69	岡田南河内遺跡	縄文時代(前・中期)、弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川76	大曲五反田遺跡	古墳時代、平安時代、近世

(7) 下寺尾遺跡群の概要

下寺尾遺跡群は、高座丘陵南端部とその南側の砂丘地に展開する、西方遺跡、七堂伽藍跡、北B遺跡、寒川町岡田南河内遺跡、寒川町大曲五反田遺跡の複数の遺跡から構成され、時代的にも縄文時代前期から近現代に至るまで約 8000 年にわたる人々の営みが刻まれた複合遺跡である。史跡に指定された古代の高座郡家、古代寺院である下寺尾廃寺に匹敵する貴重な価値を有する下記の二つの時代の遺跡について概観する。

ア 西方貝塚（縄文時代）

昭和 38、39(1963、1964)年に、下寺尾の台地西端部、北陵高校の西側、西方遺跡の発掘調査で、縄文時代前期（約 6000 年前）の貝塚が標高約 12m のところで発見された。現在のところ市内で最も古く、縄文前期のものはここだけである。縄文時代前期の気温は現在よりも高かったため、海水面も上昇していた。本市では、北部の台地・丘陵の裾部まで海がきていたと考えられる。

貝塚は竪穴住居の中に堆積した小規模なものだったが、当時の駒寄川でとれたヤマトシジミを主体に、チョウセンハマグリやカキ類のほかサザエなど海水性の貝も含まれていた。貝層の下からは、平面が台形の竪穴住居が確認され、そこからは土器や、石器、土器片錘、魚骨（マダイ、サバなど）や獣骨（シカ、クジラ）が出土した。土器は黒浜式が中心で、なかには東海系の尖底土器である上ノ坊式もみられる。その後、貝塚の南東からは縄文時代前期の竪穴住居が 2 軒、北陵高校のグラウンドからも縄文時代の竪穴住居が確認されている。

また最近の調査で、西方貝塚の南の低地砂丘部から、西方貝塚と同じ黒浜式土器が出土した。このことから、貝塚が形成された頃には海退が始まり、駒寄川下流周辺では砂丘が形成されていたと想定される。

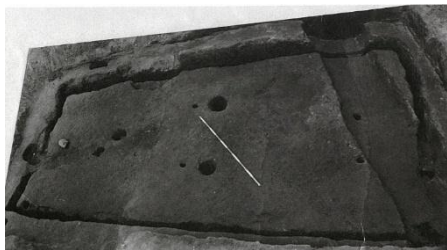


写真 42 縄文時代前期の住居跡
(2011「下寺尾西方遺跡」調査報告書)より



写真 44 西方貝塚から出土した貝



写真 43 舌状台地の先端に位置する西方貝塚

イ 環濠集落（弥生時代）

昭和 39 年(1964)の貝塚調査（西方 A 遺跡）で偶然溝が発見されたことにより、西方遺跡内での弥生時代中期のムラの研究が始まった。昭和 61 年(1986)には道路改良工事に伴う発掘調査で、断面が U 字形と V 字形の溝と竪穴住居が発見された。これらの発見により二つの形態の溝を周囲に巡らせた「環濠集落」の存在が推定された。そしてこの溝がこのムラの西縁をなす溝であることが判明した。平成 3 年(1991)には、北陵高校のグラウンドより北東へ 30m の場所で、断面が U 字形と V 字形の溝が見つかり、また平成 14 年(2002)には、北陵高校のグラウンドの調査で、断面が V 字形の環濠と 36 軒の竪穴住居が確認された。さらに、平成 14 年と 15 年の調査で、南縁を巡る環濠が発見され、このムラの全体の範囲がほぼ明らかとなった。

ムラの規模は、東西に 400m、南北が最大 240m と推定され、南関東では最大級の弥生時代集落に位置付けられる。居住域の周囲には空濠^{からぼり}を巡らしており、砦のような集落といえる。また調査された竪穴住居のほとんどが火災を受けており、争乱を繰り返す弥生社会の一面をこのムラも随所に残している。加えて、磨製石斧と鉄製の斧が一緒に出土しており、従来の石器使用から鉄器の導入という新たな弥生文化を受け入れたムラともいえ、台地より眼下に広がる谷戸で稲作を行っていたと考えられる。



写真 45 弥生時代環濠集落の環濠跡（V 字形）
（かながわ考古学財団調査報告 157
『下寺尾西方 A 遺跡』より転載）

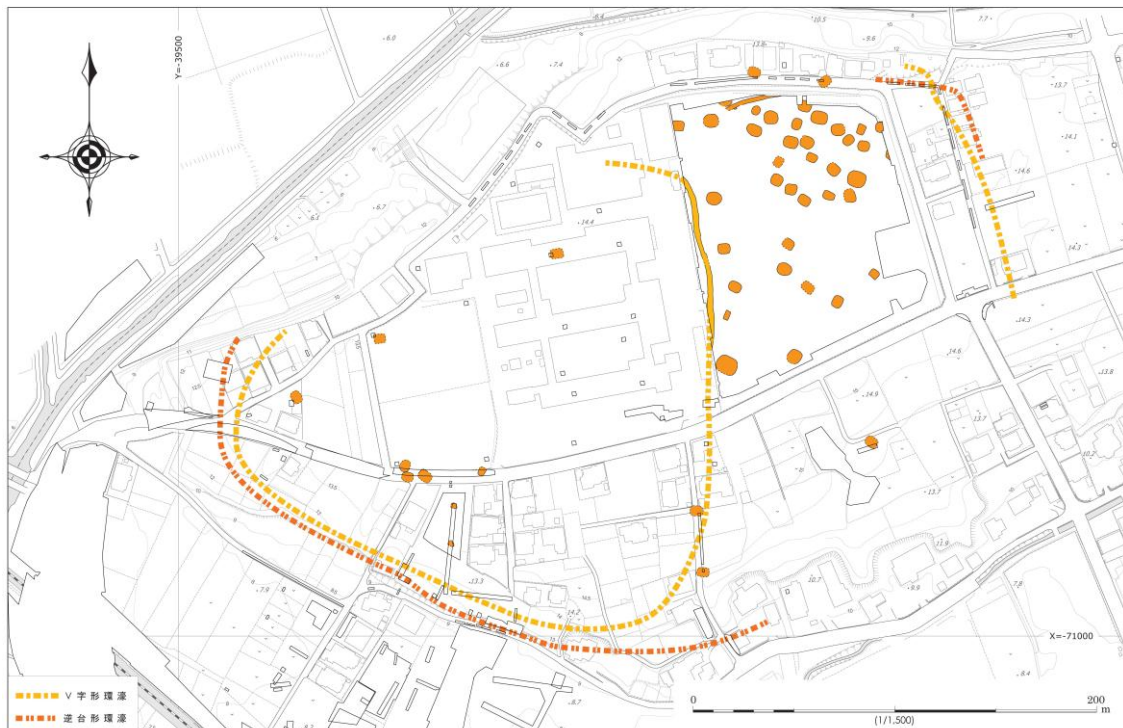


図 33 弥生時代中期遺構分布図 （2011『下寺尾西方 A 遺跡』報告書より転載）

(8) 下寺尾遺跡群の歴史的変遷

下寺尾遺跡群は、台地を中心に立地する西方遺跡と、南側の一段低い砂丘および低湿地に展開する七堂伽藍跡の二つの遺跡を中心に構成される。現在の遺跡台帳では、西方遺跡は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の複合遺跡、また七堂伽藍跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の遺跡として記載されている。これまでの調査成果をもとに、下寺尾遺跡群が位置するエリア一帯がどのように変遷していったかを概観する。

◇ 旧石器時代

西方A遺跡第5次調査（2002年）の本調査に先立つ確認調査で黒曜石製の使用痕のある剥片が出土している。ソフトロームからの出土で西方遺跡における唯一の事例である。

◇ 縄文時代（西方貝塚）

北陵高校がある台地の西端で西方貝塚が営まれた。この台地の西側を中心に平坦部全体から縄文時代の遺物が出土しており、縄文時代の集落の存在や活動をうかがえる。

台地南側の一段低い砂丘上に位置する七堂伽藍跡からも、縄文時代前期の土器が出土しており、隣接する香川北B遺跡においては、縄文中期の集石遺構が確認されている。これらから、台地上から縁辺部、低地においても縄文時代の人々の生活の痕跡が見られる。

◇ 弥生時代

弥生時代中期の大規模集落が台地上に展開し、東西400m、南北最大240mの規模であった。

一段低い砂丘地に立地する七堂伽藍跡では、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての竪穴住居や河道が見つかっている。とくに弥生時代後期前半の一群の出土土器は、東海地方の東三河から西遠江にかけての特徴をもち、その地方からの集団移動が背景にある可能性が指摘されている。

この低地は小出川と駒寄川に挟まれ水に恵まれた場所で、特に駒寄川の流域に一面の水田が広がっていたと考えられる。

◇ 古墳時代

古墳時代後期は、官衙・古代寺院が成立する前夜にあたる時期である。下寺尾の台地上では、古墳時代後期の竪穴住居が広く散在して見つかっている。

低地の砂丘上に立地する七堂伽藍跡でも弥生時代末から古墳時代前期の住居跡が広範囲に多数確認されているほか、古墳時代後期（ほとんどが7世紀代のもの）の竪穴建物も重複して数多く確認されているので、古墳時代後期の集落の中心は南側低地部分であったと推定される。周辺の南東約600mには後期古墳の篠山・篠谷横穴群が存在する。

その後、七堂伽藍跡における住居は、7世紀前半から後半第3四半期（650―675頃）にかけて大幅に増加する。7世紀の後半第4四半期（675―700頃）にここに大規模な寺院が建てられることとなり、寺院地として造成がはじまり、それに伴って集落は移転したと考えられる。

◇ 奈良時代

下寺尾では台地上に高座郡家が、砂丘上には下寺尾廃寺が7世紀後半から造営され、8世紀はじめ頃には創建されたと考えられる。両者とも一度建て替え改修されている。郡家の一部（正倉）は8世紀半ばに失われた。

◇ 平安時代

高座郡家は、9世紀の前半には様相が把握できなくなる。下寺尾廃寺は9世紀後半頃までは存続したと思われる。9世紀初めのものと考えられる灯明皿が出土しており、万灯会とよばれる仏教儀式が行われたと考えられる。しかし9世紀後半に火災などの災害に見舞われて廃絶、その後、この場所には10世紀に礎石建物の仏堂が建てられた。集落も9世紀代まで確認することができる。

◇ その後（中世～）

平安時代末期の戦乱を経て武士の時代、鎌倉時代となる。削平を受けている可能性もあるが、下寺尾の台地上に中世の明確な遺構・遺物の発見はない。

台地西側の低地部分で中世の道状遺構や溝状遺構が検出され、また隣接する寒川町の岡田南河内遺跡でもしがらみ状遺構（水流を堰き止めるため川の中に設置された杭や木の枝で作られたもの）が確認されている。

低地の七堂伽藍跡では溝状遺構や井戸址が遺物とともに発見され、香川北B遺跡では竪穴状遺構、溝状遺構、井戸址、土坑、杭列が発見された。溝状遺構からは中世の遺物に混じり、古代の遺物が多量に出土し、動かされた礎石も発見された。中世段階で土地の改変があったものと推定される。

近世の土坑や溝状遺構には、宝永年間の富士山噴火による火山灰が見られる。その他、畝状遺構等が検出されているので、畑地として利用されていたと考えられる。

近代の遺構としては、七堂伽藍跡の小出川河川改修地点で、JR相模線の煉瓦造りの旧橋脚が、また西方貝塚の西側部分で防空壕が発見されている。

4 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値

(1) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値

下寺尾官衙遺跡群は、これまでの調査研究で律令制下における古代相模国高座郡の高座郡家（郡衙）を核とする地方行政の中心であることが明らかにされてきている。郡庁や正倉および郡家周辺寺院、川津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることが発掘調査によって考古学的に確認されており、地方官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡である。

また、確認された遺構の規模や位置、さらにこれらと重なり合う異なる時代の遺跡の存在から、地方官衙の構造や立地、官衙以前および以後の歴史を把握することができる遺跡として評価される。

下寺尾官衙遺跡群は、現在国史跡に指定されている範囲にとどまらず、今後追加指定される可能性がある。また、重なり合う異なる時代の遺跡も史跡の特徴のひとつであることから、追加指定される史跡及び重なり合う異なる時代の遺跡も広義の史跡として捉える必要がある。

以下に本質的価値5点をまとめその概要を記す。

1. 郡家の構造と変遷を知ることができる。
2. 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。
3. 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。
4. 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。
5. 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

《概 説》

1 郡家の構造と変遷を知ることができる。

◇郡庁、正倉、館・厨、区画等の配置から地方官衙（郡家）の構造を知ることができる。

西方遺跡において発見された官衙遺跡は、郡庁院、正倉院、館・厨などの存在が明らかにされた。また、周辺で行われた開発に伴う調査成果や、範囲確認を目的とした調査で発見された溝状遺構を積極的に評価することで、郡庁を中心とする郡家の東西範囲を把握することが可能になった。また調査では官衙に関連する遺物も出土している。さらに、成立時期や立地などから相模国の他の郡家との関連も知ることができる。

◇地方官衙（郡家）の成立から消滅までの変遷を把握することができる。

これまでの調査とその後の研究成果から、郡家造営期を7世紀後半に、郡庁Ⅰ期を7世紀末から8世紀中葉、郡庁Ⅱ期を8世紀中葉から9世紀前半と捉えている。

2 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。

◇下寺尾廃寺との関係性を捉えることが可能である。

下寺尾廃寺は、これまでの調査研究で創建期が7世紀末から8世紀前半、再建期が8世紀後半頃、改修期が9世紀第2四半期から中葉、そして寺院廃絶期を9世紀後半と考えている。また、その後の仏堂期を10世紀から11世紀代とした。伽藍配置を含む寺院の構造については、創建

期には大型柱穴列の存在から掘立柱塀によって区画され、不整ではあるが方形に圍繞された形を、また再建期は区画溝の存在などから築地塀によって一辺 78mの正方形に区画がされていたことが明らかになった。また、伽藍域内には金堂と判断される丁寧な版築を伴う掘込地業を有する基壇建物と、講堂と想定できる3間×7間の規模で四面に廂を有する大型掘立柱建物の存在を確認した。郡家である西方遺跡の南西部で行われた調査では、段切り造成や道状遺構など郡家と下寺尾廃寺との有機的な関わりを推測できる遺構も確認されている。

3 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。

◇発見された川津の構造や交通・流通など郡家機能の一端を究明することが可能である。

下寺尾廃寺から西に約 200mの場所で発見された川津遺構は、小出川が大きく弓なりに曲がる内側を大きく運河状に掘削し、底面に円礫を敷き詰め護岸の整備を行ったものである。また、津に面して並立する掘立柱建物が複数配置されるなどの状況がみられ、郡家に関連する施設であることがうかがえる。今後、交通や流通の様子を知る上での基本資料となる。

◇出土遺物などから祭祀場で行われていた水辺の祭祀の内容把握が可能である。

確認された川津付近では人面墨書土器や絵馬、皇朝銭、斎串などが発見されており、この場所で水辺の祭祀が行われていたことが明らかになった。こうした内容は官衙周辺で行われる神祇祭祀にともなうもので、本例もそのひとつと想定される。また、下寺尾廃寺の南東に位置する北B遺跡でも、発見された河道から木簡や墨書土器、皇朝銭、鈴、櫛、さらには漆紙文書などが出土しており、官衙域や寺院周辺の祭祀の様相を知る上で重要な事例である。

4 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。

◇舌状台地と砂丘及び凹地、河川などの地形と官衙遺構との関係把握が可能である。

下寺尾官衙遺跡群で発見された遺構が存在する地形環境は大きく変化していないことから、当時の景観復元が可能である。また、遺跡群の中心部分が周辺より高く、下寺尾官衙遺跡群より見える景色、あるいは、遠方から郡家の存在を認識できる景色などは、下寺尾官衙遺跡群の景観だけでなくそれを取り巻く環境、地形、空間など古代景観を広域に復元することが可能な場所であり、本遺跡群の特徴でもある。この場所に立つことにより古代官衙から望む地域景観を体感し、当時のこの地域の様相を知ることができる。

5 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

下寺尾官衙遺跡群を内包する下寺尾遺跡群には、古代官衙関連のほかに複数時代の遺構が存在する。具体的には、相模湾岸では数少ない縄文時代前期貝塚である西方貝塚と集落の存在、弥生時代中期では南関東最大級の規模である二重の環濠が確認された集落の存在、また、弥生時代末から古墳時代初頭の集落や官衙成立直前の集落、土地利用の変化を把握できる中世での区画遺構などである。これらは、一見官衙遺跡との関係は希薄と考えがちであるが、官衙が構築された土地の地形や利用変遷を知ることができるほか、官衙遺跡群として当該地が選地された背景を考える上で欠くことができないものと思われる。さらに、古墳時代後期の集落は官衙成立直前の、また中世の区画遺構は廃絶後のそれぞれの様相を知ることができる。

(2) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく構成要素

下寺尾官衙遺跡群の本質的な価値を構成する要素は、これまでの発掘調査等によって明らかにされている遺構や出土した遺物などを中心として、官衙遺跡群の立地している地形や環境なども含まれる。また、未調査地区においても各価値を裏付ける遺構や遺物が埋蔵されていることが推測できる。ここでは、本質的価値ごとの構成要素を抽出し整理を行う。

表 9 本質的価値に基づく構成要素

本質的価値1 郡家の構造や変遷を知ることができる【高座郡家】		
－ 7 世紀後半から 9 世紀の高座郡家関連遺構－		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	(郡庁院)	・掘立柱建物群 (H 1 ～ 4 掘立) ・柵列 (H 1 ～ 4 柵列) ・溝状遺構 (H 2 溝、H 3 溝) ・土坑 (H 2 土坑、H 3 土坑)
	(正倉院)	・掘立柱建物群 (H11～15 掘立)
	(館・厨)	・掘立柱建物群 (H 5 ～ 9 掘立) ・竪穴建物 (H25 住)
	(その他、郡家に関連する遺構)	・区画遺構 ・竪穴建物群
	(郡家の歴史的空間)	・配置された建物により生み出された当時の広場的空間 ・建物間や区画施設間に広がる当時の空地的空間
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		・館 (掘立柱建物) 出土の須恵器片等
(3) 記録によって保存された遺構		・区画遺構等
本質的価値2 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる【下寺尾廃寺】		
－ 7 世紀末に郡家周辺に建立された古代寺院遺構とそれに後続する遺構－		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	・基壇建物 (金堂) ・大型掘立柱建物 (講堂) ・礎石建物 ・区画遺構 大型柱穴列、区画溝 ・その他、古代寺院に関連する遺構 竪穴建物、溝状遺構、段切り遺構	
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物	・文字資料 (墨書土器、刻書土器ほか) ・土器・土製品 (土師器の香炉蓋、瓦塔破片) ・須恵器 (仏鉢形須恵器、高坏形香炉ほか) ・施釉陶器 (灰釉陶器、緑釉陶器、二彩陶器) ・陶製品 (陶製相輪の可能性のある破片) ・瓦 (軒丸瓦：単弁六弁蓮華紋軒丸瓦、素弁蓮華紋軒丸瓦) (鬼瓦、文字瓦、平瓦、丸瓦) ・金属製品	

	(銅製品：銅匙、懸仏、軸端ほか) (鉄製品：釘、刀子、鉄滓ほか) ・礎石 ・その他、古代寺院に関連する遺物
(3) 記録によって保存された遺構	・溝状遺構 ・掘立柱建物 ・その他古代寺院に係る遺構
本質的価値3 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる【川津・祭祀場】	
(1) 地下に埋蔵されている遺構	・溝状遺構 ・その他、川津や祭祀場に係る遺構 竪穴住居
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物	【七堂伽藍跡】 ・木製祭祀具（刀形、絵馬ほか） ・人面墨書土器 ・皇朝銭（隆平永寶） ・墨書土器（「浄」「太」） ・須恵質の製品（陶製相輪の瓦と同質） ・瓦 【五反田遺跡】 ・人形 ・線刻紡錘車 【北B遺跡】 ・動物遺存体 ・須恵器瓶類、須恵器円面硯 ・墨書土器多数 ・木簡 ・漆紙文書 ・木製祭祀具 ・皇朝銭（饒益神寶） ・櫛 ・鈴 ・その他、川津と祭祀場に係る遺物
(3) 記録によって保存された遺構	・（川津）旧河道 溝状遺構 掘立柱建物 ・（祭祀場）旧河道 【北B遺跡】 ・旧河道 ・溝状遺構 34 条 ・土器集中

本質的価値4 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる		
		(1) 遺跡内や周辺に形成された歴史的環境及び景観 (2) 自然地形 舌状台地及びその崖線、砂丘及び凹地、河川
本質的価値5 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的変遷を知ることができる		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・ 貝塚 ・ 竪穴住居 ・ 土坑
	弥生時代中期の環濠集落	・ 環濠 ・ 竪穴住居 ・ 土坑
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・ 竪穴住居 ・ 土坑
	中世の土地利用関係遺構	・ 区画溝 ・ 井戸 土坑
	近世の耕作遺構	・ 畝状遺構 ・ 廃棄土坑
	近代の戦争遺跡	・ 防空壕
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物		【縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）】 ・ 土器 ・ 貝 ・ 石器 ・ 貝製品 【弥生時代中期の環濠集落】 ・ 土器 ・ 石器 ・ 鉄器 【弥生時代末から古墳時代初頭の集落】 ・ 土器 ・ 石器 ・ 鉄器 【中世の土地利用関係遺構】 ・ 土器 ・ 陶器 ・ 磁器 ・ 石製品 【近世の耕作遺構】 ・ 土器 ・ 陶器 ・ 磁器 ・ 金属製品

(3) 新たに加わる価値

下寺尾官衙遺跡群が持つ本質的価値に加え、これまで遺跡を保存してきた先人の功績や遺跡の保存活用が、茅ヶ崎市の魅力あるまちづくりに新たな価値として加わることが期待される。

1 遺跡保存の歩み―「七堂伽藍跡碑」

約 60 年前に地元有志を中心として建碑され現在まで親しまれている。こうしたことを含め文化財保護の歩みを知ることのできる価値を有する。

2 まちづくり・人づくりの核としての存在

茅ヶ崎市のまちづくり将来像を示す「茅ヶ崎市総合計画」では、その基本理念として「ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめくひとづくり」、「まちづくり 人々は行きかい 自然と共生する便利で快適なまちづくり」が掲げられている。史跡や遺跡の整備は、単に貴重な文化財の保護というだけでなく、これらを通じて学校教育、社会教育はもとより様々な文化活動やレクリエーション、観光など、市民生活をより充実させ、また「ひとづくり」、「まちづくり」の核としての役割を果たす存在としての価値を有する。

(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素

1 遺跡保存の歩み

- ・「七堂伽藍跡碑」記念碑
- ・記念碑建立に関わる資料
- ・過去における調査資料
- ・保存の歩みに関する関係資料

2 まちづくり・人づくりの核としての存在

- ・遺跡の活用において、他の歴史遺産や文化資料館などとのネットワークを形成する価値
- ・憩いの場やコミュニティーの場として地域と一体になった活用の価値
- ・観光資源としての活用や、防災面での利活用など、多方面にわたる活用の価値
- ・学校教育、社会教育、生涯学習分野で活用を行う価値

(5) その他の構成要素

史跡地の大部分は、現在も市民の生活の場として利用されており、これまでに述べた史跡の本質的価値や新たに加わる価値を構成する要素に属さない、建築物や工作物等が存在する。これらをその他の構成要素として分類すると、次表のとおりとなる。

表 10 その他の構成要素

宅地	下寺尾廃寺に個人住宅が6軒存在する。現に居住の用に供されており、居住の用に供されている間は維持管理の必要がある。公有地化実施時に除却する必要がある。
畑	下寺尾廃寺に耕作されている畑が存在する。天地返しなど遺構に影響が生じる可能性のある行為は、現状変更行為として規制し、遺構を保護する必要がある。
学校付属施設	高座郡家に県立高校敷地が存在する。旧校舎は除却されたが、その際は遺構を保護するため、基礎を残している。体育館、格技場、部室棟、グラウンド、テニスコートがあり、現在も使用されている。 学校移転後には除却する必要がある。
幼稚園およびその付属施設	史跡内に私立幼稚園があり、建築物2棟及び付属施設が存在する。移転後に除却する必要がある。
樹林、樹木、植栽	宅地や教育施設の植栽のほか、堤の実生木・雑草、畑の果樹が存在する。史跡の本質的価値を理解する上では不要だが、プライバシーの確保や堤の土壌保護を担う側面もある。 剪定など日常管理の範囲にとどまらない伐採は、現状変更行為となり、抜根など遺構に影響が生じる可能性のある行為は規制し、遺構を保護する必要がある。 史跡整備時には除却する必要がある。
人為的地形	現在の土地利用にあわせて、盛土等により地形が人為的に改変されている可能性があるが、遺構の保護層の役割を果たす側面がある。 史跡整備時には、遺構の保護を優先し地形の改変を行う必要がある。
道路とその関連施設	高座郡家郡庁院を東西に横断するように市道が通っている。これは、地域の生活道路としてだけでなく、茅ヶ崎市防災計画において「緊急輸送道路を補完する道路」に位置付けられている。また、高校敷地や宅地周辺にも市道が通っており、使用されている。 郡庁院は史跡の本質的価値を構成する要素であり、史跡を保存・活用・整備するためには、市道の廃道や迂回が必要となるが、利用状況に即して対応する必要がある。 信号機等の工作物も市道とともに対応する必要があるが、除却する場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。
案内板、説明版等	下寺尾廃寺の置き型説明板及び「七堂伽藍跡碑」脇の説明板が存在する。これは、史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、史跡を活用するために必要な設備である。公有地化及び整備の状況に対応して、効果的な位置に移設もしくは設置する必要がある。

その他の工作物	史跡内に存在する宅地及び教育施設の用に供する設備として、電柱及び電線、埋設管が存在する。これは、宅地及び教育施設が存在する限り、維持管理の必要がある。維持管理に掘削を伴う場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。 宅地及び教育施設の除却が完了し、史跡整備を実施する際に除却する必要がある。
---------	---

(6) 下寺尾官衙遺跡群の保存活用整備に対する基本的な考え方

前述した下寺尾官衙遺跡群の本質的価値と新たに加わる価値の構成要素ならびに本質的価値以外のその他の構成要素に対し、今後、保存と活用ならびに整備を進めていく際における基本的な考え方について述べる。

1 史跡下寺尾官衙遺跡群の恒久的な保存と将来にわたる確実な継承

史跡下寺尾官衙遺跡群は我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがいのない文化遺産であることから、この史跡を恒久的に保存し未来へ確実に継承していく。

2 史跡下寺尾官衙遺跡群への継続的かつ計画的な調査・研究の実施

史跡下寺尾官衙遺跡群は、古代地方官衙を考える上で欠くことのできない遺跡であり、計画的な発掘調査を実施し、遺跡群の研究を進めていく。

3 史跡下寺尾官衙遺跡群の本質的価値を活かした有効的な活用

史跡下寺尾官衙遺跡群については、その有する本質的価値を中心に、学校教育や社会教育の場のみでなく、地域住民・市民等の憩い・交流の場、さらには、ひとづくり・まちづくりの場としても、多くの場面で有効に活用していく。

4 地域・市民と協働した保存活用を目指す

史跡下寺尾官衙遺跡群は、我が国にとって大切な史跡であると同時に、地域にとっての宝でもあり、保存活用を進めるにあたっては、地域・市民や研究者および行政（国・県・市など）などが連携を図りながら進めていく。

以上の基本的な考え方を踏まえ、次章以降で保存・活用・整備に関わる現状と課題を確認し、進める方向性や具体的な方針を示すこととする。

5 保存

(1) 保存の現況と課題

ア 史跡指定地内の保存の現状

- ・ 史跡指定地内の下寺尾廃寺部分の民有地約 2,800 m²を公有地化し、茅ヶ崎市が管理団体となっている。
- ・ 史跡指定地内には民家 6 軒と幼稚園 1 軒、そして移転が予定されている北陵高校が現存している。
- ・ 史跡指定地内は原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。

イ 史跡指定地内の保存の課題

- ・ 指定面積の約 7 割を北陵高校旧校地及び仮設校舎の一部が占め、同校の移転には時間を要するなか、学校運営は継続中であり、保存管理をいつまで誰がどのように行うかが課題である。
- ・ 市道が郡家（郡衙）の政庁を分断する形で横断しており、市道の迂回を検討する必要がある。
- ・ 公有地であること、史跡であることを明示する必要がある。
- ・ 日常の管理を市が単独で行うのではなく、見回りなど地域の協力を求める必要がある。
- ・ 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

ウ 史跡指定地・周辺保存の現状と課題

- ・ 史跡指定地の周辺は埋蔵文化財包蔵地であり、官衙に関連する包蔵地である可能性が高い。今後さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡に追加指定し保護する必要がある。
- ・ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地及び歴史的景観を保全するために、民間開発等には理解と協力を求めながら対応する必要がある。
- ・ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う耕作や工事に対しても埋蔵文化財保護のために理解と協力を求める必要がある。
- ・ 指定地周辺の民家で建替え等の計画がある場合に備え、史跡周辺の保存管理基準を明確にしておく必要がある。

(2) 保存の方向性

ア 本質的価値を構成する要素の保存と地形の保全

史跡下寺尾官衙遺跡群は、郡庁、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集し、官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であるとして国史跡に指定されている。史跡の保存は、下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく構成要素を将来にわたって保存するとともに、残された地形を保全し、官衙の存在した空間を実感できるように努める。

イ 現状変更許可に関する基準の作成

史跡の恒久的な保存と未来への確実な価値の継承を図るため、史跡指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）への許可に関する基準を作成し、本質的価値を有する遺構の保護を図る。また、出土資料を適正に保管し、資料の持つ情報の保存を図る。

ウ 調査研究の推進と追加指定

計画的な確認調査や資料調査を実施し、史跡下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の研究を進める。史跡の本質的価値に関する全容の解明を図り、「下寺尾官衙遺跡群の追加指定」、下寺尾遺跡群としての「弥生時代環濠集落の国指定」、「西方貝塚の市指定」を目指す。

エ 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成

国史跡の指定を受けた土地については公有地化を進め、恒久的な遺構の保存を図る。史跡指定地を含め、追加指定の候補地は住宅や農地等が混在する状況が当面続くこととなるため、史跡の価値が十分に認識されないまま損失することがないように文化財保護に対する理解と協力を求めながら進める。地区区分による取扱い基準を作成し、地域と連携した維持管理を図る。

オ 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存

下寺尾地区の地形及び異なる時代を構成する遺構の内容を保存し、史跡（未指定部分を含む）及び周辺の歴史遺産の一体的な保存と景観保全を図る。

カ 行政と市民が連携した保存管理

史跡の価値を守り伝えていくという考え方のもと、個々の課題を把握し、具体的な保存管理の方法について指針を定めることにより、行政と所有者、市民が連携して適切な保存管理を実行していくことが必要である。

(3) 保存の方法

ア 基本方針

史跡の本質的価値及び基本的方向性を踏まえた保存の基本方針は、以下のとおりとする。

- (ア) 下寺尾官衙遺跡群の範囲について史跡の追加指定を継続し、史跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を図る。
- (イ) 学術調査を計画的に実施し、遺構の状況把握に努めるとともに、対応を要する場合には速やかに保存のための措置を講じる。
- (ウ) 史跡公園として公開し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、安全かつ快適な環境づくりに取り組む。
- (エ) 史跡地内外の地形地割・歴史的景観を踏まえた景観保全・形成を推進する。

- (オ) 中世から現代にかけて付加された様々な土地利用においても、関係諸機関と連携・調整しつつ、史跡の価値を伝えるような工夫に努める。
- (カ) 史跡の価値を踏まえた、保存管理の方針・方法と、現状変更の基準・手続きを明確に示すことにより、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

イ 地区区分

史跡の適切な保存管理を行うために、史跡指定地を含む埋蔵文化財包蔵地をA、B、Cの3地区に区分し、地区区分に従い各地区ごとに保存の基本方針、保存の方法及び現状変更等に対する取扱基準を定めることとした。

A区：保存地区

(下寺尾官衙遺跡群の中核をなす史跡指定地区)

B区：保存を目指す地区

(史跡指定地に隣接し、史跡指定の可能性が高い地区)

C区：必要に応じて確認調査を行う地区

(埋蔵文化財包蔵地である西方遺跡もしくは七堂伽藍跡の範囲内でA、B区以外の地区)

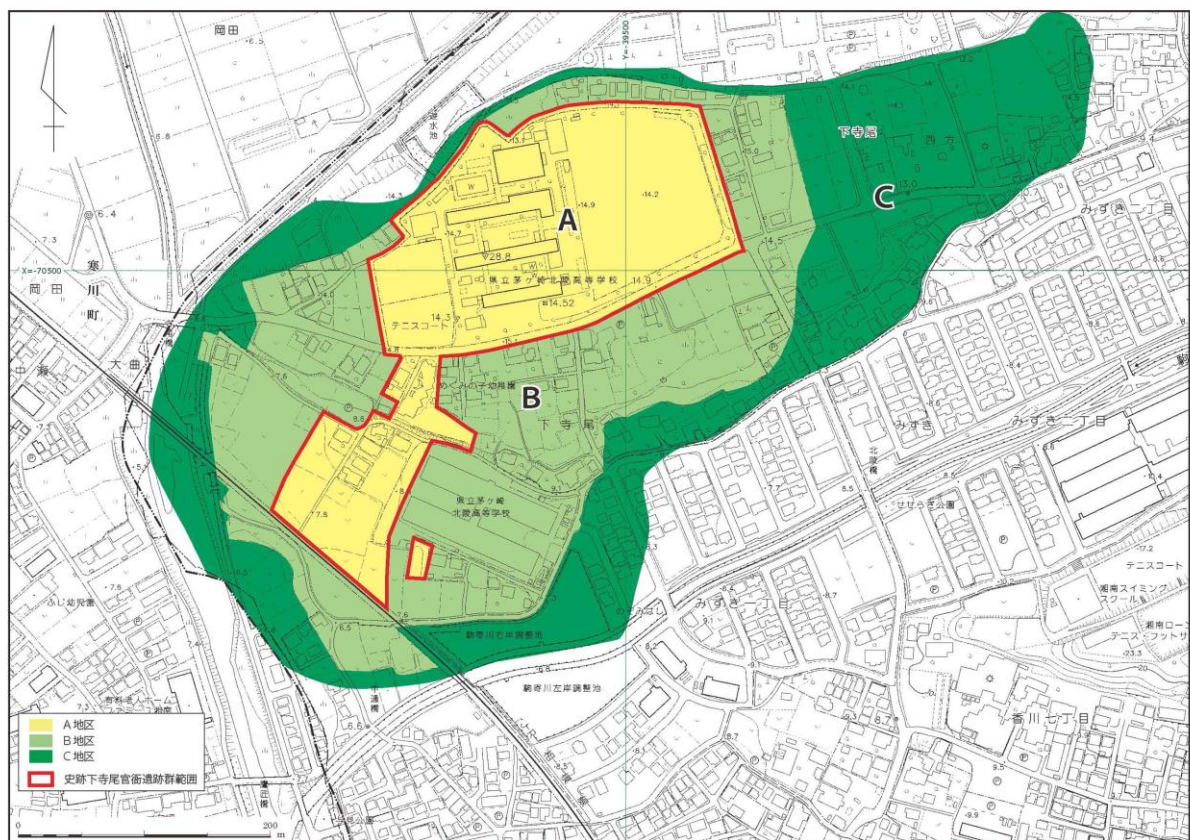


図 34 保存管理地区区分図

ウ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針

史跡指定地内において、現状を変更する行為を行おうとする場合は、文化財保護法 125 条及び文化財保護法施行令第 5 条により、文化庁長官若しくは茅ヶ崎市教育委員会から事前に許可を得なければならないとされている（維持管理等の影響が軽微なものを除く）。また、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法第 93 条または第 94 条により、神奈川県教育委員会に事前に届出または通知をしなければならないとされている。

本計画における地区区分ごとの現状変更等の取扱基準を下表にまとめ、史跡指定地における現状変更の許可申請に関する資料を附編に記した。

表 11 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針

地区		地区の考え方	取扱い方針
A 区	史跡指定地	保存地区 ・下寺尾官衙遺跡群の中核をなす部分で、文化財保護法（第 109 条第 1 項）によって史跡に指定された地区 ・公有地化を進める地区 ・早期に活用を図る地区	・遺跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。
	史跡指定地の隣接地	保存を目指す地区 ・文化財保護法（第 93 条第 1 項）によって規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」内であり、下寺尾官衙遺跡群に該当するが、現在は史跡指定されていない地区 ・史跡指定地に隣接する地区で、今後史跡指定される可能性が高い地区	・史跡指定を優先的に進める。 ・積極的に確認調査を行う。 ・現状変更行為に対しては、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに遺構に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者と協議し計画見直しや中止を促す。

C 区	西方遺跡及び七堂伽藍跡 A・B区を除く	必要に応じて確認調査を行う地区 ・下寺尾官衙遺跡群の周辺で、下寺尾官衙遺跡群の構成要素を包含している可能性がある地区	・確認調査を通じて、遺跡の情報を集積する。 ・現状変更行為等が発生する場合は、文化財保護法の手続きを行い、必要に応じて確認調査を行う。調査により遺構等が発見された場合は関係者と取り扱いを協議する。 ・現状変更行為の計画内容を確認し、必要に応じて遺構の保護及び景観への配慮を求める。
----------------	------------------------	--	--

エ 地区区分ごとの現状変更の取扱い基準並びに開発等への対応基準（詳細）

表 12 A区の現状変更の取扱い基準

地区	用途		取扱基準	発掘調査	土地所有
A 区	文化財保護法（第 109 条第 1 項）によって史跡に指定された地区。史跡の中核をなす部分で、遺構を現状保存し、早期に公有地化を進める。				
	史跡整備施設		・史跡の保存、活用を目的とする現状変更以外は原則認めない。 ・計画の内容を確認し、遺構への影響を判断する。	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	公有地 ・ 民有地
	地形の改変		・遺構への影響がある地形の変更は認めない。 ・史跡の景観を阻害する地形の変更は認めない。		
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。		
	建築物	遺構展示施設、四阿	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。		
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、汚水	・維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・遺構への影響がある改修は認めない。		
	植栽	高木、中低木、地被	・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。 ・根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。		
	宅地		・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。		民有地

A 区	農業用地	・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	民有地
	教育施設用地	・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。		公・民有地
	その他	・電柱の移設及び電線の地下埋設は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・道路及び埋設管等（以下「道路等」という。）は、史跡整備を除いて原則現状を維持するものとする。経年劣化等により補修が必要となる場合は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・災害発生時、地区内の公有地を避難所等とする場合、現状変更は最小限に留めるものとする。この場合、災害復旧後は速やかに原状に復するものとする。 ・地域のコミュニティイベントの場等として活用する場合は、事前に市教育委員会と計画を協議の上、イベント開催期間に限り、現状変更を認める。現状変更は遺構に影響を伴わない範囲に留めるものとする。この場合、イベント開催期間終了後は速やかに原状に復するものとする。		公・民有地

表 13 B区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
B 区	史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。開発に対しては史跡地に準ずる重要地点として扱い、積極的な保存措置をとるものとする。			
	宅地等 農業用地	・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、計画的な公有地化を進める。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指し、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。	遺構の確認のため原則として発掘調査を実施する。	公・ 民有地
	道路等	・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為が計画された場合は発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指す。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が計画された場合には「文化財保護法」94条による通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。		公有地
	その他	・掘削を伴う土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。		公・ 民有地

表 14 C区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
C区	埋蔵文化財の包蔵地であり、史跡の範囲の拡大や重要遺構の有無を確認する地区。開発にあたっては、発掘調査等の実施について調整し、調査の結果、重要遺構が確認された場合には、所有者と保存のための協議を行う。			
	宅地等 農業用地	・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査等により、遺構の有無を確認する。調査等により、重要な遺構が確認された場合は、所有者に計画の変更及び中止を求め、史跡への追加指定を目指す。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。	遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。	公・ 民有地
	道路等	・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」94条による通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。		公有地
	その他	・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。		公・ 民有地

オ 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。なお、文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を附編に掲載する。

表 15 法令に基づく諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20 日以内	法第 119 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 1 条、第 2 条
所有者の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 3 条
管理責任者の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 4 条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 5 条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10 日以内	法第 118 条、第 120 条、第 172 条第 5 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30 日以内	法第 115 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 7 条
現状変更等	許可申請	—	法第 125 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
復旧	届出	30 日 前まで	法第 127 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
	報告	遅滞 なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	法第 118 条、第 120 条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第 3 条

(4) 追加・新指定の方針

保存活用計画の対象地区のうちB区とした史跡の隣接地においては、すでに確認調査などで関連遺構が明らかになっている地点もあり、土地所有者の同意を得ながら適宜史跡の追加指定手続きを進めていく必要がある。

特に現史跡指定地の西側については、これまで小出川河川改修関連事業調査などによって多くの遺構が検出されていることから、下寺尾遺跡群の西側に関連する遺構が展開していることは明らかである。当該地は農地として利用されており、遺構の残存状況も良好であると考えられるため、優先して追加指定手続きを進めていく必要がある。

また、同じB区においても遺跡状況が明らかでない地域では、計画的な調査によって順次遺跡状況を明らかにし、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された区域については、追加指定を図る必要がある。また、埋蔵文化財包蔵地であるC区においても、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に保存を図る必要がある。

史跡下寺尾官街遺跡群と重層する古代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得る必要がある。その上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。なかでも弥生時代中期の環濠集落については、これまでの調査によって遺跡の価値が確認されていることから、環濠跡が保存されている台地部分を中心に史跡指定に向けた取り組みを進めていく必要がある。

(5) 史跡指定地の公有地化の方針

指定された史跡の保存及び整備活用の観点から、指定地は計画的に公有地化を図る必要がある。現在の指定地は、宅地、農業用地、道路、学校用地などとして利用されており、こうした状況を踏まえながら、所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら公有地化を図る必要がある。

また、指定地の公有地化と史跡の整備活用は連動していることが望ましく、整備活用の方向性を踏まえて公有地化を進める必要がある。下寺尾廃寺西側については、宅地や農業用地として利用されており、後述する短期の整備に向けて、所有者の同意が得られた土地から公有地化を進めていく必要がある。

また、下寺尾廃寺西側以外の土地についても、所有者からの公有地化の申し出があった場合や、遺構の保存及び将来的な史跡の活用に影響を及ぼす現状変更が計画された場合は、史跡の保護のため予算措置を行ったうえで随時公有地化を図る必要がある。

6 活用

史跡の活用は、史跡の本質的な価値と史跡をとりまく環境を踏まえ、地域に愛され、多くの人が学び・訪れる場所を目指すことが大切である。

この章では、史跡の現状と課題を明らかにし、この史跡を有効に活用していくための方向性と手法を示す。

(1) 活用の現状と課題

ア 公開普及

史跡指定地には、史跡を学ぶ場所や案内板などの設備が不足しており、駐車・駐輪する場所もない。地元からも対応を求められており、ルート案内や総合説明板、遺構説明板、駐車場などについて、早期の整備が必要である。

「史跡巡り」などの際は、主催者が「七堂伽藍跡碑」と案内板、西方貝塚前の案内板などを用いて説明をしているが、見学は史跡指定地周辺を歩きながら行うことになるため、土地所有者の理解を得るため継続して周知を行う必要がある。



写真 46 史跡見学会

遺構が現存しておらず、史跡に指定されていない場合でも、古代の川津や祭祀場のような重要な記録が残るものは、その位置と内容を学ぶことができる場が必要である。

なお、平成 33 年(2021)に茅ヶ崎市文化資料館が下寺尾遺跡群に近い堤地区に、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館として整備・移転する計画があり、北部地域の文化財を巡る拠点になるとともに、当面は本史跡のガイダンス機能の一部を担う予定である。

イ 北陵高校の移転

北陵高校は神奈川県教育委員会によって移転の方針が公表されているが、平成 28 年度上半期時点で移転先は決まっておらず、旧校地（史跡指定地）における体育の授業や部活動などの学校運営が継続している。

市では、史跡の現地見学など年間 5 件程度の申し込みを受け、対応をしている。その際、高座郡家の見学は北陵高校の承諾が必要となり、学校運営に支障をきたさない範囲での対応となっている。史跡の確認調査の実施も同様の対応となっている。

ウ 学校教育との連携

茅ヶ崎に暮らし次代を担っていく子供たちが、郷土の歴史を伝える史跡を知ることとはとても重要なことである。現在も出前授業などを行っているが、郷土学習として定着してはいない。市内の児童・生徒を対象とした史跡を地域教育の教材として活用する授業の企画など、学校教育との連携が必要である。

エ 地域との連携・活性化

史跡を有効かつ円滑に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせない。現在は社会教育施設や地域集会施設で講座や展示会を開催しているが、一過性なものとなっている。活用に当たっては、地域住民の参加と地域の活性化に繋がる継続的な手法が望まれる。

オ 広域連携

国史跡の同時指定を受けた川崎市とのシンポジウムの相互開催や隣接する寒川町と交互に遺跡の講座と現地見学を行う協働事業を実施している。今後は国府や郡家、古代道、水上交通関係遺跡との関連や、住民と行政が協働して遺跡を保存することなどをテーマに、先行する史跡指定地との交流なども考えられる。



写真 47 市民主催のフォーラム

カ 段階的活用

史跡の指定範囲は遺跡の中心部分であるが、活用の対象となるのは下寺尾遺跡群の範囲となり、平面のみならず時代の広がりも考慮する必要がある。史跡指定地の公有地化や史跡の追加・新指定を段階的に目指しており、その活用も今後の動きに応じて効果的に行っていくことが重要である。



写真 48 シンポジウム討論

キ 情報発信手法

史跡に関する情報の発信は、茅ヶ崎市公式ホームページやパンフレット、広報ちがさきなどの既存の媒体を用いている。SNSなど、情報発信の手段が多様化する中で、下寺尾遺跡群の実情に即した有効な媒体の検討が必要である。

定期的の下寺尾遺跡群保存・活用学習会を開催し、遺跡に対する理解の促進を図っている。



写真 49 下寺尾遺跡群保存・活用学習会の様子

史跡の確認調査を実施する際には、発掘された遺構を公開する見学会を開催している。遺構を直接見ることでできる貴重な機会に参加者も多く、遺跡への理解を深める上でも最も効果的である。

史跡指定地の南側にJR相模線が接しており、毎日多くの乗客が通過する。車窓から見える下寺尾廃寺に史跡の存在を示す表示を行うと効果的と考えられるが、現状では実現できていない。また、JRと協力して史跡の周知を図る手法の検討も必要である。

(2) 活用の方向性

学術的調査の結果を踏まえて国史跡の指定を受けた下寺尾官衙遺跡群及び遺跡が重層する下寺尾遺跡群は、歴史文化を探究し、創造する「学びの場」である。また、広大な史跡公園として、地域の人々の「憩い」や「コミュニティ」の場となり、有事の際の防災空間や貴重な観光資源として役立てるよう、多方面にわたる活用を図る。

ア 調査・研究

これまでの研究成果を公開するとともに調査研究を継続し、その成果を整備活用に反映させる仕組みを作る必要がある。また、常に新しい素材を提供するよう心掛け、確認調査の際には発掘された遺構を公開し、来訪者が史跡を身近に感じることができるよう工夫する。

イ 学校教育・社会教育との連携

学校教育の教材としての活用や社会教育・生涯学習に参加する方々の活動の舞台として、人づくり・まちづくりに繋がる活用を行う。なお、平成33年度に史跡の東約1kmの地に（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館として移転・開館を予定している新文化資料館と提携し、一体的な活用を図る。

ウ 広域連携

市内の関連遺跡をはじめ、市外・県外の郡家・国府やそれを繋いだ古道などを題材にネットワークを構築し、それぞれの遺跡を守る人々や研究者などと交流・研鑽を重ねながら連携した活用を行う。また、古代の地形が残る史跡の特徴を活かし、富士山の遠景を含めた景観の保全・復元や近隣市町の文化資源や観光資源と連携した広域での活用を図る。

これらの活用は、公有地化や整備の進展を踏まえ、状況に応じて段階的に進め、適格な情報発信に努める。

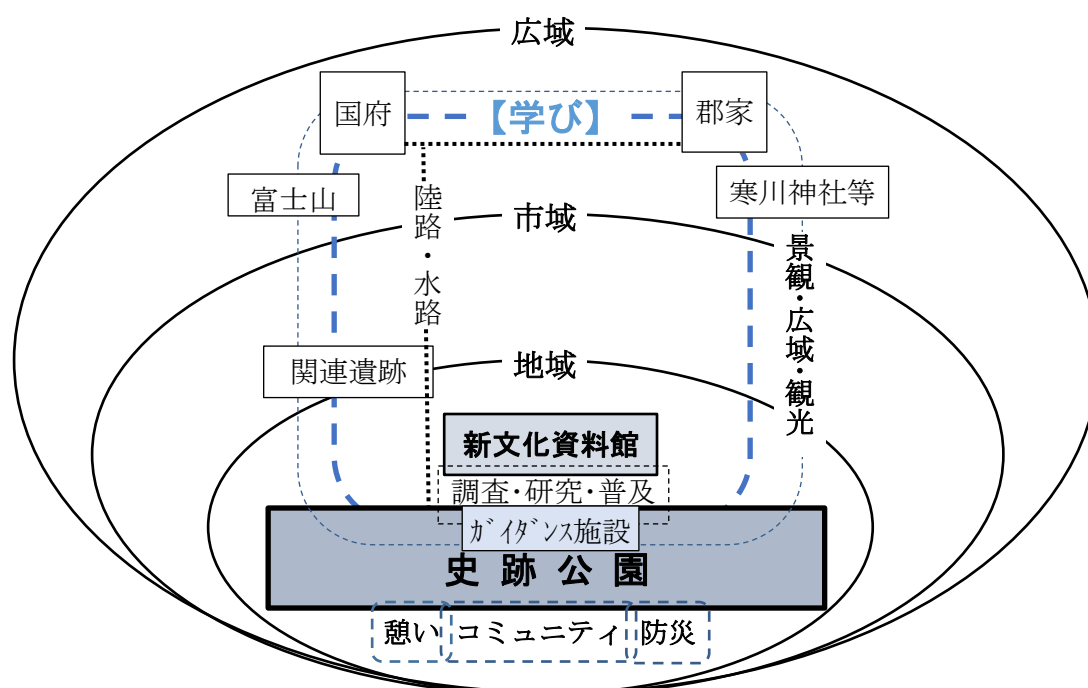


図 35 下寺尾遺跡群の活用の方向性

(3) 活用の方法

前項に示す活用の方向性を踏まえ、効果的な活用を進めるための方策を示す。これらの活用を通じて、史跡を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成する。

ア 調査・研究の継続・成果の活用

- ・遺跡の確認調査を計画的に行い、遺構の把握と資料の蓄積を図る。調査で明らかになった遺構を現地見学会を通じて公開し、実物を使った教育普及を図り、官衙研究の核とする。
- ・調査研究の成果や出土資料は、市文化財保護審議会部会や文化庁及び学識経験者の評価・分析を経て史跡の整備や保存に活用していく。
- また、成果を展示や書籍、案内板、インターネット等で公開して教育普及を図る。

イ 学校教育との連携

- ・地域の歴史を知る教材として、史跡の教科書への掲載や副読本の作成を働きかける。
- ・市内の学校が授業の中で下寺尾官衙遺跡群を訪れ、郷土の歴史に触れる機会を作る。
- ・出前授業などによる史跡を活用した学習指導を実施する。
- ・史跡の教育普及を通じて、郷土の歴史・文化に触れる学校の取り組みを支援する。

ウ 社会教育・生涯学習への活用

- ・現地での史跡巡りの実施、文化資料館や図書館などと連携した講座やイベントの開催など、市民が史跡について学び、理解を深める機会を提供する。
- ・地域の祭りなどイベントの場として史跡を活用し、そうした機会に史跡を知り、地域を知る機会の充実を図るとともに、地域の活動の活性化に利用する。
- ・景観形成や観光、健康イベントなどの際にも立ち寄って史跡について学ぶことができるよう関係機関と連携し、案内施設の充実や歩行空間の整備を図る。
- ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の中で、下寺尾官衙遺跡群をテーマに教育普及を行う。

エ 地域との協働

- ・史跡の活用にあたっては、下寺尾廃寺に立つ「七堂伽藍跡碑」が、昭和32年(1957)に地元住民の発意で建立され、60年近い年月を経て一帯が国の史跡に指定されたことを重視し、地域に対する情報提供と意見聴取を行いながら進める。その一例として、下寺尾遺跡群保存・活用学習会を継続し、地域と協働して取り組む。将来的にこのような学習会が地域発意の遺跡保存会となることを目指す。
- ・史跡の調査研究・公開活用に関心のある市民が、学ぶだけでなく、教育普及にも活躍する市民参画の仕組みづくりを行う。

オ (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館との連携

- ・下寺尾に隣接する堤地区に(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館として移転する新文化資料館に

史跡を解説するスペースを設け、遺構の内容を示す資料や出土品を紹介し、史跡の教育普及を行う。

- ・新文化資料館を北部地域の文化財や観光資源を巡る拠点として、下寺尾遺跡群をはじめとしたパンフレットやガイドマップの配布、デジタルデータの閲覧などを行い、現地への案内を行う。
- ・史跡の探求、教育普及への参加を希望する市民などを新文化資料館で受け入れ、資料館活動と連携した協働による史跡の研究・普及活動を行う。



図 36 (仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館(新文化資料館)整備予定地

力 コミュニティの活性化

- ・史跡を史跡公園として、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。
- ・地域と連携し、公園を会場に史跡に関連する祭りやイベントを行う。
- ・市内の農業者や商業者などと連携して、朝市の開催や史跡に関連するオリジナル商品の協働開発を行うなど、地域産業に資するとともに地域の活性化を図る。

- ・駐車場やトイレ、休憩施設などの便益施設を備え、様々な用途で人が立寄る拠点となる。

キ 広域連携と観光

- ・郡家や国府など下寺尾官衙遺跡群と関連する遺跡やその保存に取り組む人々との交流を推進し、幅広い史跡の活用を図る。古代官衙遺跡を核としてネットワーク化された陸路や海路を探究し、道でつながる広域連携を図る。
- ・歴史の学習を始め、市内外から多様な人々が訪れる観光拠点としての活用を図る。地域の事業者・農業者などと連携し、観光資源の創出を図る。

ク 情報発信

- ・来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。JR相模線の車窓からの視認が容易な下寺尾廃寺の区域に史跡の所在を示す表示を行う。
- ・現地に案内板を配置するとともに、多くの人が集う場所にも案内板を配置し、史跡の周知を図る。
- ・大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。
- ・広報ちがさきや茅ヶ崎市公式ホームページなどの既存の媒体を使って、継続的に史跡の周知を図る。スマートフォンアプリなどの新たな媒体についても、史跡や社会的な環境を考慮して、有効な活用を図る。
- ・将来的には史跡指定地に隣接してガイダンス施設を整備し、現地ならではの資料を用いた公開普及を行う。

7 整備

(1) 整備の現状と課題

ア 保存のための整備

(ア) 北陵高校旧校地南面道路

市道が郡庁の中心部分を横断しており、古代の景観復元には道路の迂回等の検討が必要である。

(イ) 段階的整備

平成 27 年度の史跡指定時の指定範囲は重要な遺跡の中心部分に限られており、順次史跡の追加指定を図る必要がある。史跡全体の将来像を描いて整備を計画するとともに公有地化の進展に応じた段階的な整備も必要となる。

なお、史跡指定地は都市計画法第 7 条における市街化調整区域に当たり、建築に際しては都市計画法に準拠した計画とする必要がある。

公有地化は下寺尾廃寺南側の畑地から進んでいるので、整備は南側から進む見込みである。

(ウ) 重層遺跡

計画の対象範囲には、古代の官衙遺跡だけでなく多様な時代の遺跡が重なって存在する。整備の際は、古代の遺跡に限らず、他の時代の遺跡にも留意することが求められる。

イ 活用のための整備

(ア) 現地案内

平成 27 年度末現在で、現地にある下寺尾遺跡群の案内は、「七堂伽藍跡碑」のほか案内板が 2 基であるが、史跡の指定範囲を示すものではなく、郡家と下寺尾廃寺の位置関係や保存管理の状況を確認できる場所と設備が必要である。

また、史跡巡りなどで説明を行う場合は、下寺尾廃寺内の公道で行ってきたが、来訪者が集まって説明を聞く場所、休憩をする場所の確保が求められる。

なお、史跡指定地南面を走る J R 相模線の車窓から見える表示の検討が必要である。

(イ) アクセス、駐車・駐輪場

史跡を訪れる場合の公共交通機関は J R 相模線で、最寄り駅は香川駅か寒川駅となるが、どちらも徒歩で 15 分ほどを要する。コミュニティバス「北部循環市立病院線」と小出地区内限定の乗り合いバスが利用できるが、自家用車の駐車や自転車の駐輪スペースはない。公有地化に応じて駐車・駐輪場を整備するなどの検討が必要である。

史跡には高低差があり危険な箇所もあるので、安全な動線の確保が求められる。北陵高校旧校地南面の市道は交通量が多く歩道がないので、歩行者の安全を図る必要がある。

他の遺跡へのアクセスも悪いため、レンタサイクルの活用などの工夫が求められる。

(ウ) 隣接地との状況

史跡が地域住民や学生の生活空間と重なっており、史跡を見学する際に学校敷地や民有地に侵入してしまうおそれがある。公有地化した部分も個人宅と隣接しており、プライバシーに配慮する必要がある。

J R 相模線隣接地の掘削や整備には、J R との事前協議が必要となる。

(2) 整備の方向性

史跡下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の保存と活用を進めるための整備に関して、以下のとおり基本方針を定める。

ア 史跡を核にした史跡公園の整備

史跡下寺尾官衙遺跡群については、本計画に基づく適切な管理を前提として、その本質的価値と遺跡が有する新たに加わる価値とを合わせて発信していくため、史跡指定地と周辺の必要範囲を取り込んだ史跡公園を整備する。史跡指定地に隣接してトイレや駐車場、ガイダンスなどの施設を備え、来訪者の便益の向上を図る。

イ 史跡を保存するために必要な整備

史跡公園の整備は、その核となる史跡の保存が最優先となる。埋蔵されている遺構や遺物に影響を与えるような設計を避ける必要がある。また、これまでの調査成果を反映させるとともに、調査が不足している土地については、必要な調査等を行い設計に反映させる必要がある。さらに、保護層を含めた遺跡の保存方法について、来訪者の理解を得るように表示等を行う必要もある。

ウ 史跡を活用するために必要な整備

史跡を保存し後世に継承していくと同時に、地域の資産として史跡を利活用するための整備を行うことが求められる。利活用の中でも特に史跡の本質的価値への理解を深めるための整備は、史跡が有する歴史性に対する誤解が生じないように配慮することが必要である。また、遺構の復元や表示などの表現方法の検討を行い、史跡を正しく理解するために最も有効な方法を採用する。また、現地説明会などで調査を公開する場合には、遺構等への影響に配慮することが必要である。

エ 地域に親しまれる整備

史跡公園として整備を進める中では、公園を利用する市民や公園に隣接する地域の住民から意見を聴取しながら進めていく必要がある。このことによって、地域にとって親しまれる史跡となり、遺跡という過去の遺産に加え、未来に役立つ史跡という新たな価値を生むことになる。

オ 現在及び将来を見据えた段階的な整備

下寺尾遺跡群は、古代の地方官衙遺跡に留まらない複数の価値を有しており、広範囲にわたる整備にあたっては、短期、中期、長期の段階的な整備方法をとることが望まれる。その際、短期を4年、中期を10年、概ね20年を長期として目標をたてて事業化を進めていくことになる。また、それぞれの整備期間にかかわらず、段階的に必要な整備を進め公開活用をし、来訪者へ変化を見せることで関心を深めていくことが必要である。

(3) 整備の対象要素

整備の現状の課題及び整備の方向性を踏まえ、下寺尾官衙遺跡群の「高座郡家」、「下寺尾廃寺」、「川津」、「祭祀場」と下寺尾遺跡群を構成する「縄文時代の西方貝塚」と「弥生時代の環濠集落」を整備対象の要素とする。また、ガイダンス施設やトイレ、駐車場といった便益施設も対象とし、これらの整備対象要素の関連をイメージ図にすると下図のようになる。

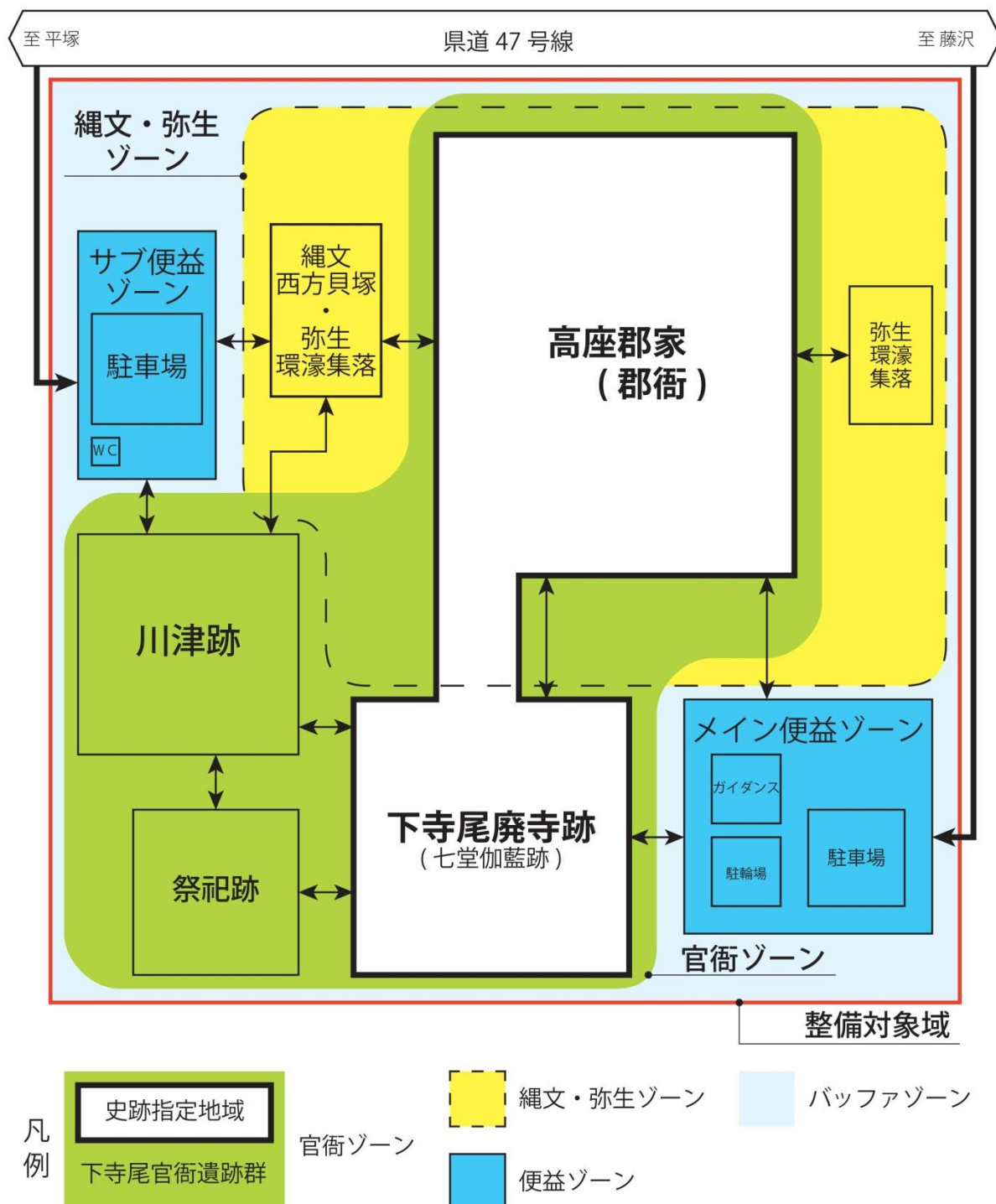


図 37 整備対象要素の関連イメージ図

(4) 整備の手法

ア 短期計画

○下寺尾廃寺（史跡指定地）の整備 【平成 29 年度～32 年度】

史跡指定地のうち、公有地化が進んでいる下寺尾廃寺の整備を先行して進める。さらに公有地化を推進し、管理・公開普及を行いながら整備計画を策定し、段階的な整備を行う。

◇短期計画整備内容

- ・伽藍域の宅地を除く部分を公有地化・整備の表示
- ・（仮）総合案内板【遺跡全体を解説】設置
- ・（仮）下寺尾廃寺解説板設置
- ・（仮）駐車スペースの設置
- ・（仮）J R相模線沿いに史跡の表示
- ・史跡内の確認調査



図 38 短期計画案

イ 中期計画

○高座郡家・下寺尾廃寺（史跡指定地）などの整備 【平成 33 年度～38 年度】

北陵高校の移転を前提に高座郡家の史跡指定地と下寺尾廃寺の追加指定地を整備する。整備計画に則して段階的に進める。遺構の存在しない「川津」・「祭祀場」についても案内表示や説明板などの整備を行う。

◇中期計画整備内容

- ・北陵高校旧校地西側入口部分に臨時の駐車場と案内所を設置
- ・正倉の復元
- ・川津の案内設置
- ・祭祀場の案内設置
- ・史跡名称板設置
- ・史跡内の確認調査



図 39 中期計画案

ウ 長期計画

○下寺尾遺跡群・ガイダンス施設（遺物収蔵庫を含む）などの整備 【平成 39 年度～48 年度】

計画対象地内で未整備の下寺尾遺跡群（官衙遺跡群、環濠集落、西方貝塚）及び史跡隣接地にガイダンス施設、駐車場を整備する。また、高座郡家を表示、復元するために、高座郡家を東西に横断している市道の迂回なども検討する。

◇長期計画整備内容

- ・ 郡庁院の表示、復元
- ・ 重層する遺跡の表示、復元
- ・ 史跡公園の園路整備
- ・ 史跡公園の付属施設整備
- ・ ガイダンス施設整備
- ・ 市道の迂回の検討



図 40 長期計画案

8 運営の方法と体制

(1) 運営の現状と課題

- ・現在、茅ヶ崎市教育委員会の埋蔵文化財専門職員 2 名が市域の埋蔵文化財全般を担当しており、史跡の調査・研究に十分な時間を割くことが出来ない。史跡の保存活用を進めるためには、史跡の管理・整備・活用に係る人的資源の拡充及び育成、財源の確保が必要となる。
- ・史跡の知名度はまだ低く、地域の保存会や史跡を活用する団体はない。公有地化した史跡の維持管理や指定地内の見回りを茅ヶ崎市が実施しているが、史跡の範囲が広く、日常管理の手が不足している。段階的な保存管理・整備活用を進めていく中で、茅ヶ崎市と地域住民や関連行政庁、文化庁が緊密な連絡調整を図っていく必要がある。

(2) 運営の方法

- ・茅ヶ崎市は、史跡管理団体として文化財保護法に基づいた遺跡の保護を行う。施行に必要な担当職員の充実を図る。
- ・運営にあたっては、地域の住民や地権者の理解と協力を求め、市と地域が協働して進める。下寺尾遺跡群保存・活用学習会を継続し、地域主体の遺跡保存会への移行を目指す。
- ・国や県と連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進める。
- ・茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存活用部会をはじめとして、有識者や学識経験者などの専門的見地からの意見を聞きながら運営する。
- ・全国史跡整備市町村協議会への参加や関連市町との交流・情報交換を行い、広域で連携した運営を図る。

(3) 運営の体制

下寺尾官衙遺跡群ならびに下寺尾遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民・有識者・行政の三者が関わり合いながら携わることが望ましく、将来的に遺跡保存会の発足を目指す。

運営体制のイメージをあらわすと、次図のようになる。

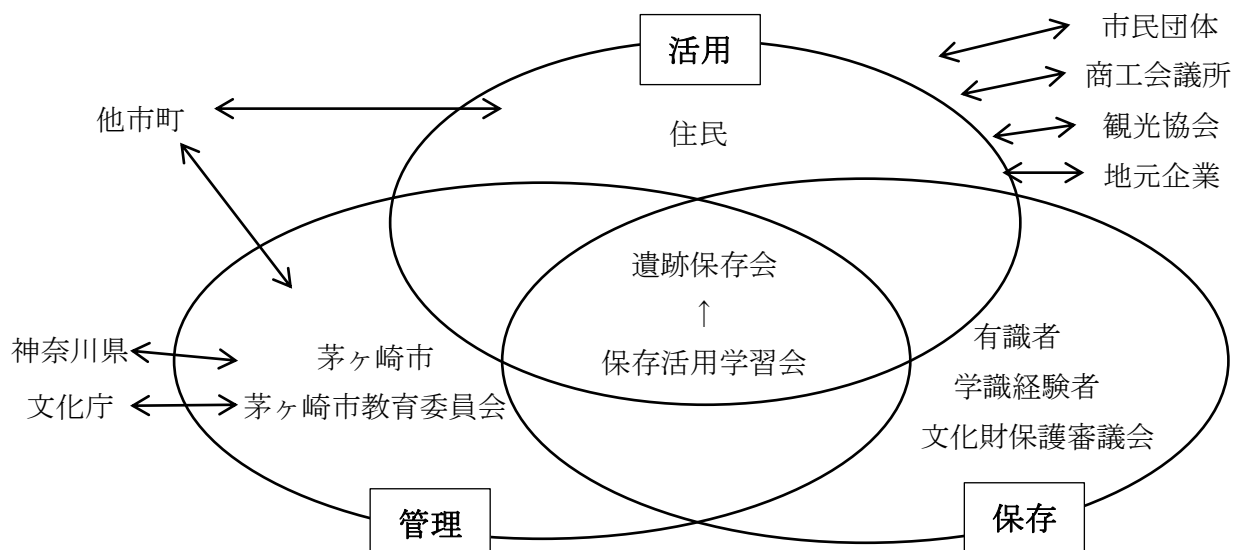


図 41 運営体制のイメージ図

9 事業計画

茅ヶ崎市は、史跡下寺尾官衙遺跡群指定地における現状変更の規制を行いながら公有地化を進める。確認調査を継続して行い、官衙遺跡群の追加指定、官衙以外の遺跡群の新指定を目指す。

公有地化の進捗に応じて段階的に整備を進め、状況に応じた活用事業を展開する。

これらの事業は、国及び県と調整し補助事業制度を活用して実施する。国及び県の補助事業制度を活用した場合、事業計画（短期：平成 29 年度～32 年度）の事業費概算額は、総事業費約 76,400 万円（国庫補助要望額約 54,500 万円、県交付要望額約 8,600 万円、市負担見込額約 13,200 万円）となる。

表 16 事業計画の流れ

期 別	短 期			中 期			長 期														
年 度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	
国史跡指定	平成27年3月10日 指定①																				
	官衙追加指定 環濠新指定 ②										官衙追加指定 環濠追加指定 ③										
保存活用計画										見直し●										見直し●	
保存	現 状 変 更 規 制 (A:史跡指定地 B:史跡指定地の隣接地 C:A・B以外の埋蔵文化財包蔵地)																				
	公有化・管理(下寺尾廃寺)																				
活用	●七堂伽藍跡碑建碑60周年(12/15)																				
	●新文化資料館開館																				
	調査・研究、教育普及、広域連携、情報発信(保存・整備に応じて)																				
整備	学 校 教 育 ・ 広 域 ・ 観 光 連 携																				
	公園利用(暫定)																				
確認調査	整備基本計画 指定地①																				
	整備基本計画 指定地②																				
	設計・工事 (下寺尾廃寺)																				
地域・市民協働	設計・工事(高座郡家・下寺尾廃寺・環境集落・利便施設)																				
	実 施 ・ 公 開 ・ 研 究 (官衙遺跡群、下寺尾遺跡群)、保存・整備・教育普及への活用																				
	下寺尾遺跡群保存・活用学習会 → 下寺尾遺跡群保存会																				
検討組織	茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存・活用部会																				

10 事業の効果把握と検証

(1) 方向性

史跡下寺尾官衙遺跡群の保存活用は、その広さや内容から事業に長期間が要することが予想され、整備事業終了後も保存活用は継続していくことになる。そのため事業内容の進捗状況について適宜確認を行い、保存活用が適正に進められているか、あるいは社会や時代の移り変わりに対応しているか、などを把握し、問題等の改善を図っていることが求められる。

こうした確認行為は、管理団体である茅ヶ崎市を中心に、地域・市民、有識者、行政が必要に応じて進め、進捗状況の確認（点検・検証）を行い、それらの結果をその後の保存活用に反映していくことが必要である。

(2) 方法

確認作業を進めるにあたっては、以下の方法が考えられる。

ア 基本的考え方の再確認

事業進行に際して、計画策定時における史跡の本質的価値や新たな価値についての保存活用への基本的な考え方を再確認する。そして、保存、活用、整備における各々の方針についても確認する。

イ 各施策事業と基本方針との整合性についての点検

実施する施策事業と基本方針との整合性が図れているかを確認する。

点検は、保存、活用、整備の分野ごとに行い、担当部署における自己点検に加え、第三者からの点検も必要となってくる。なお、必要に応じて点検票などの作成を行う。

ウ 点検・検証結果の反映

実施した点検・検証の結果について、関係者に周知するとともに以後の保存活用に反映できるようなシステムを構築することが求められる。また、保存活用計画の見直し時においてもこれらの結果を反映させることが必要である。

附 編



写真 50 七堂伽藍跡碑建碑時の記念写真

附編目次

(1) 関連法令	1
ア 文化財保護法.....	1
イ 都市計画法.....	1
ウ 農地法	2
エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例.....	3
オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例.....	3
カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	4
(2) 茅ヶ崎市の関連計画.....	4
ア 茅ヶ崎市総合計画.....	4
イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン	6
ウ ちがさき都市マスタープラン.....	7
エ 茅ヶ崎市景観計画.....	8
オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画.....	11
(3) 史跡整備に関わる法令.....	14
(4) 現状変更の許可申請に関する資料.....	26
ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表.....	26
イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図	27
ウ 現状変更等に関する手続き.....	27
エ 現状変更等の許可を必要としない行為.....	28
オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」	28
(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿.....	29
(6) パブリックコメントの実施結果.....	30
引用・参考文献一覧	32

附編

(1) 関連法令

ア 文化財保護法

文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として昭和 25 年 5 月 30 日に制定された。

埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合は、第 6 章「埋蔵文化財」の 93 条及び 94 条が適用される。史跡名勝天然記念物にかかわる指定、管理、復旧、現状変更等については、第 7 章「史跡名勝天然記念物」の第 109 条から 133 条に規定がある。

史跡の現状変更等に関する権限委譲、許可申請等に関しては下記の政令、規則による。

- ・文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則
（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則
（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について
（平成 12 年 3 月 10 日庁保伝第 14 号文化庁次長通知）
- ・文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令等の改正について
（平成 27 年 12 月 21 日 27 庁財第 457 号文化庁次長通知）

茅ヶ崎市では、市内に所在する文化財を保存しその活用を図り市民の文化向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的として、茅ヶ崎市文化財保護条例(昭和 35 年茅ヶ崎市条例第 9 号)を制定し、平成 10 年 12 月 28 日（条例第 45 号）に改正をしている。

イ 都市計画法

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。また、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めている。

【都市計画区域】は、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備する必要のある区域について指定される。本市では、昭和 9 年 8 月 28 日に茅ヶ崎町の全域を都市計画区域として決定し、その後、小出村の分村合併を経て、昭和 34 年に寒川町の全域を含む 4,918ha となり、現在に至っている。

【市街化区域及び市街化調整区域（区域区分）】は、無秩序な市街化を防止するため、新都市計画法の施行に伴い、原則、都市計画区域内は市街化区域と市街化調整区域の 2 つに区分すること

とされた。史跡地ならびにその周辺は、市街化調整区域である。

【土地区画整理事業】としては、史跡地に近接する「香川・下寺尾特定土地区画整理事業」(31.5ha)がすでに事業を完了している。

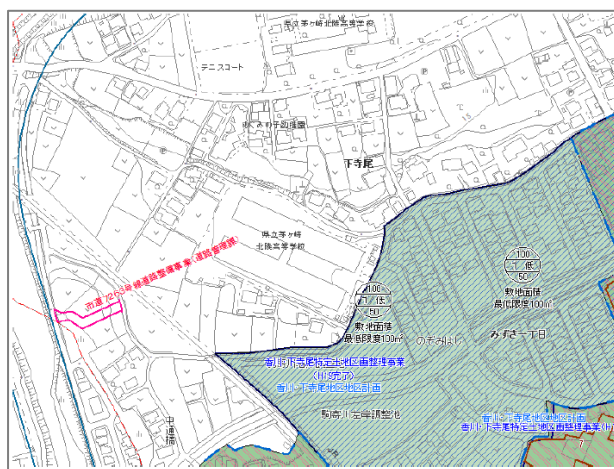


図 42 史跡周辺の都市計画図 高校仮校舎付近

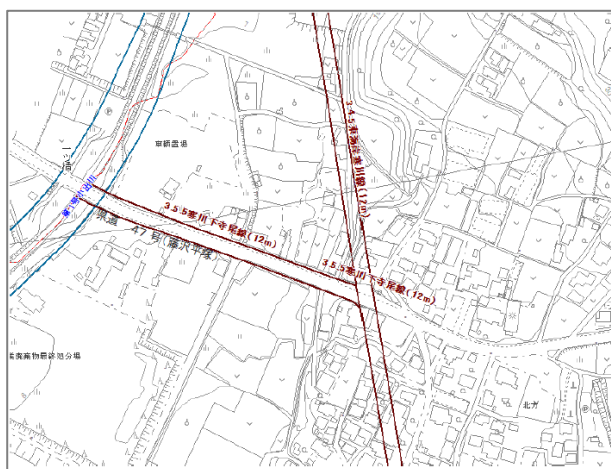


図 43 史跡周辺の都市計画図(道路) 下寺尾北側

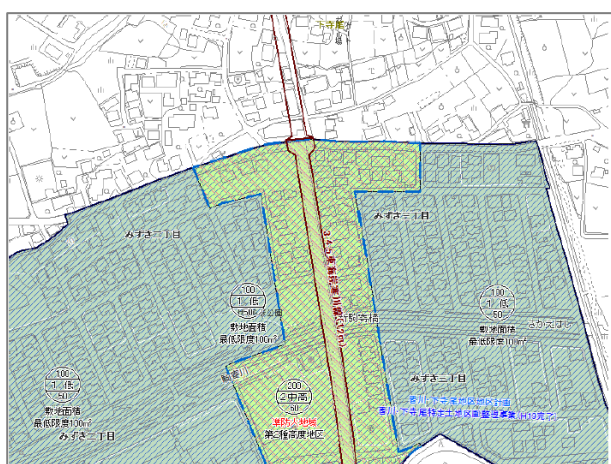


図 44 史跡周辺の都市計画図 みずき2、3丁目付近

ウ 農地法

農地法は、国民の重要な生活の糧となる農産物を生産する農地が、国民にとって、また地域にとっても限られた貴重な資源であることから、農地及び採草放牧地を的確に維持するために、その取り扱いについて定めた法律である。これまで基本的に所有者が農地を利用し農業を行うという規制があったが、平成 21 年 12 月 15 日に改正法が施行され、農地を借用し農業を行うことができるようになった。しかし農業以外の利用など違法な利用や転用については厳罰化された。

農地法に関する主な手続きとしては、農地を農地のまま売買・賃貸借等をする場合、自分が所有している農地を農地以外のものにする場合、農地を農地以外にする目的で売買・賃貸借等をする場合などがあり、その際には許可が必要となる。

なお、下寺尾地区には「農業振興地域の整備に関する法律」が適用される農振地域は設定されていない。

エ 景観法／茅ヶ崎市景観条例

平成 16 年 6 月に制定された「景観法」は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するための、わが国初めての景観についての総合的な法律である。地方公共団体は景観行政団体となることで、景観法に定められた景観計画を策定し、法律に基づいた規制誘導を行うことが可能となった。

本市も景観法に基づいた景観まちづくりを推進するために、茅ヶ崎市景観計画を策定するとともに、茅ヶ崎市景観条例を制定した。茅ヶ崎市景観条例は平成 20 年 7 月 1 日に告示し、平成 20 年 10 月 1 日より施行した。さらに、本市では、集中的に景観形成をするべき拠点として、茅ヶ崎市景観計画で位置付けた茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区及び浜見平地区を平成 23 年 4 月 1 日より特別景観まちづくり地区として指定し、景観法に基づく規制誘導を行うため、茅ヶ崎市景観条例の一部改正をした。

景観法・茅ヶ崎市景観条例では、一定規模を超える建築物、工作物の新築、新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更および開発行為は届け出を行う必要がある。

オ 屋外広告物法／茅ヶ崎市屋外広告物条例

屋外広告物法は、良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止を目的とし、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置等について必要な基準を定めることを目的としている。以前は、神奈川県屋外広告物条例が当市で適用されていたが、政令指定都市、中核市を除く神奈川県内全域を対象としているため、本市の実態に即した屋外広告物の規制誘導が行われているとは言いがたい状況も見受けられた。そのような状況から平成 18 年に景観法に基づく景観行政団体へ移行した茅ヶ崎市は、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持を誘導するとともに、公衆に対する危害を防止するために茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行した。

茅ヶ崎市屋外広告物条例では、用途地域を基に市内を 6 つの地域に区分した地域種別ごとに、表示等の基準を定めている。屋外広告物の表示等にあたっては、原則、この地域種別ごとの基準に従って表示等をしなければならない。

茅ヶ崎市景観計画における屋外広告物の考え方としては、住宅都市としての落ち着きを演出する広告物を誘導するための規制のほか、歴史的資源や景観重要建造物や景観重要樹木など、景観形成上重要な施設の隣接地では、地域イメージを損ねないように、提出位置に配慮する方針としている。また、条例第 4 条では、良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所には、適用除外の屋外広告物を除き、屋外広告物の表示等を行うことはできない地域が設定されており、国の史跡、名勝及び天然記念物に指定又は仮指定された地域である旧相模川橋脚（国指定史跡名勝天然記念物）、下寺尾官衙遺跡（国指定）がその禁止地域となっている。

カ バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

バリアフリー法は、高齢者や障害者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律で平成 18 年 12 月から施行された。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」である。この法律に基づいて、神奈川県は上記の条例を制定した。

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」は、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりの整備を主な目的としている。神奈川県では、平成 8 年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、だれもが住みよいまちづくりに取り組んできたが、その後、規則改正を行い、平成 14 年 4 月から新しい整備基準を適用し、さらに、平成 18 年のバリアフリー新法の施行や社会状況の変化に対応するため、平成 20 年 12 月には、条例を一部改正し、名称も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。条例の適用区域は、横浜市、川崎市を除く県内 31 市町村で、茅ヶ崎市はこの条例の適用となる。

公共的施設等の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようする場合には、整備基準を遵守しなければならない。また、公共的施設のうち規則で定める指定施設の新築等をしようとする場合は、条例第 17 条に基づく事前協議が必要になる。

この条例第 17 条に基づいて、官公庁施設、教育文化施設（学校等、図書館等、動物園等、集会施設）、医療施設、福祉施設、商業施設のうち公益事業施設・銀行等は、すべてが条例の対象となる指定施設である。

茅ヶ崎市では、バリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいて、駅を中心とした地区や高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区において、施設・経路のバリアフリー化を図り、重点的・一体的なバリアフリー化を推進することを目的として、平成 27 年 9 月に、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」を策定した。

(2) 茅ヶ崎市の関連計画

ア 茅ヶ崎市総合計画

- 策 定 平成 22 年 3 月
- 基本構想 中長期の展望に基づいた 10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針
- 計画期間 平成 23 年度～32 年度（10 年間）（平成 26 年 12 月中間見直し）
- 経過・予定
 - 第 1 次実施計画（23 年度～25 年度）
 - 第 2 次実施計画（25 年度～27 年度）
 - 中間評価
 - 第 3 次実施計画（28 年度～30 年度）
 - 第 4 次実施計画（30 年度～32 年度）
 - ※25 年度と 30 年度は実施計画のローリング

■概 要

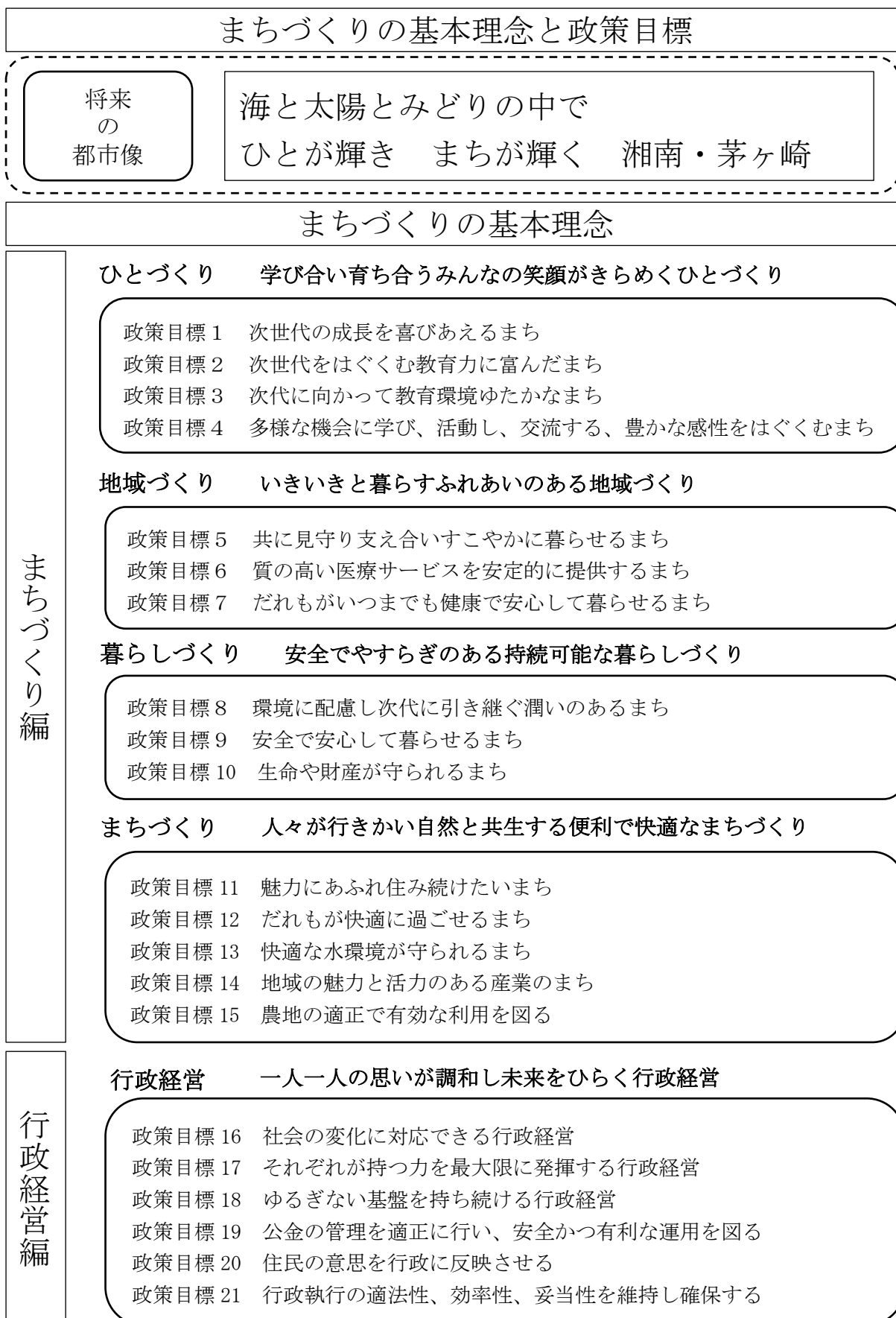


図 45 茅ヶ崎市総合計画の基本理念と政策目標

イ 茅ヶ崎市教育基本計画-学びあい響きあう ちがさき教育プラン

- 策 定 平成 22 年 3 月
- 計画期間 平成 23 年度～32 年度（10 年間）
- 経過・予定 具体的な事業内容を示す「実施計画」は、3 ヶ年の計画内容で見直ししながら策定
- 概 要

「人づくりの視点」		
◇ 基 本 理 念 ◇		
学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～		
・・・政策実現の三つの方向性・・・		
伸ばす(確かな学力 自律性 健やかな体) つなぐ(共感 市民性 豊かな人間性) 支える(教育環境整備 調査・研究 点検・評価 安全安心)		
《 三 つ の 政 策 》		
1 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実 2 学びあい響きあう社会教育の充実 3 教育行政の効率的・効果的運営		
＝ 重 点 施 策 ＝		
1 学びの質を高める学校教育の充実 2 地域の教育力の向上 3 家庭教育・幼児期の教育の支援 4 響きあう教育展開のための基礎づくり		
学校教育の施策	社会教育の施策	教育行政の施策
施策1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進	施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進	施策8 教育的効果を高める教育行政の推進
施策2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進	施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成	施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進
施策3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進	施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	
施策4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備		

(※史跡下寺尾官衙遺跡群の保存整備に関する施策)

< 施策の方向性 >

- ・ 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開
- ・ 文化財の調査・収集と保護
- ・ 文化財保護意識の啓発
- ・ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出
- ・ 史跡の保存整備と活用
- ・ 郷土を語る文化資料館の整備

図 46 社会教育の施策

ウ ちがさき都市マスタープラン

- 策 定 平成 9 年 8 月（平成 20 年 6 月改定）
- 計画期間 平成 20 年度～30 年度
（20 年後を目標年次とし概ね 10 年間の施策、5 年ごとに見直し）
- 経過・予定 平成 25 年一部見直し
 - ・見直しの視点 1 東日本大震災の教訓を活かした都市づくりの展開
 - ・見直しの視点 2 低炭素まちづくりの推進
 - ・見直しの視点 3 重点的に取り組む施策などの時点修正

■概 要

(ア) 「ちがさき都市マスタープラン」の位置づけ（第 1 章 3）

- ・これからの都市づくりの方向性を定めるもの。
- ・本市の特徴や市民の意見・提案を基にして策定。
- ・さまざまな都市づくりの計画や総合計画、国・県の計画の内容と整合性を図る。
- ・土地利用やコミュニティのまとまりなどを考慮し 7 地域に区分して都市づくりの方向を定める。

(イ) 市がめざす都市づくりの基本方向（第 3 章 1）

- ア 環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり
- イ 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり
- ウ 個性と独自性を市民とともにはぐくむ都市づくり

(ウ) 将来都市像（第 3 章 2）

「湘南の快適環境都市」～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～

◆ 将来都市像 ◆

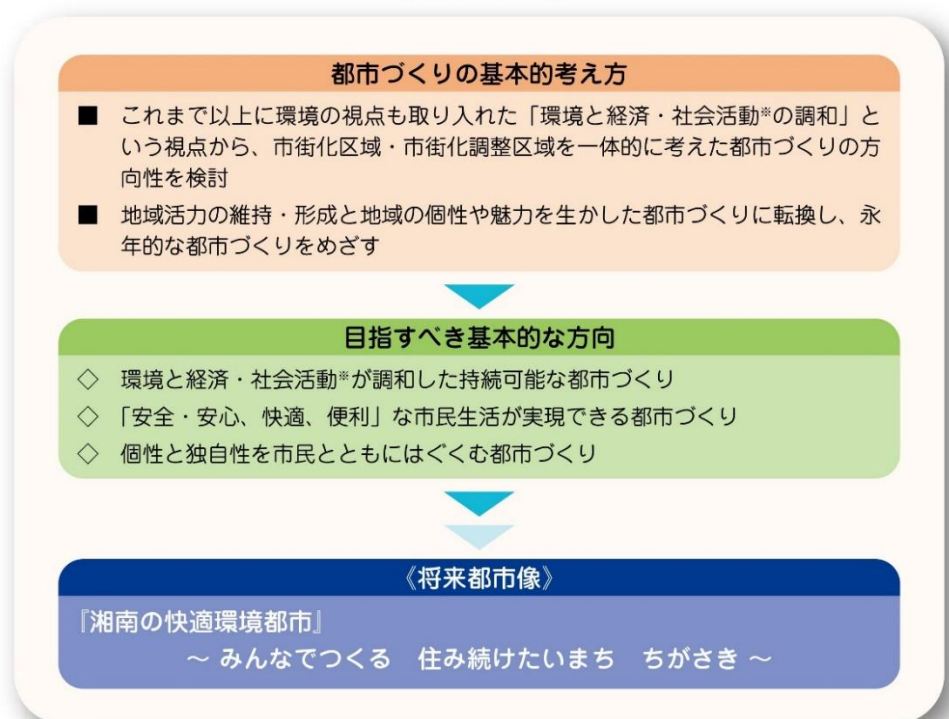


図 47 将来都市像

エ 茅ヶ崎市景観計画

■策 定 平成 20 年 10 月運用開始

■計画期間 平成 20 年度～29 年度

■経過・予定

平成 23 年 4 月一部改訂

- ・特別景観まちづくり地区の新規指定「茅ヶ崎漁港周辺地区」及び「浜見平地区」

平成 25 年 7 月

- ・前期（20-22 年）実施状況評価の報告書作成
- ・実施すべき事項の再整理のための一部改訂

平成 27 年 7 月

- ・特別景観まちづくり地区「辻堂駅西口周辺地区」を指定

平成 28 年 7 月

- ・景観計画の一部改訂（景観重要公共施設に指定）

■概 要

(7) 景観計画区域

景観法第 8 条第 2 項に定める景観計画区域は茅ヶ崎市全域（海岸法による海岸保全区域の海面を含む。）とする。

(4) 基本理念

茅ヶ崎市景観計画では、「景観とは、自然現象と人間（生活・文化）との関係を表す総合指標である」という考え方を念頭に、市民・事業者・行政が連携して景観まちづくりを進めていくうえで、共有すべき三つの基本理念を示す。

- ・湘南の快適環境都市
- ・茅ヶ崎らしさを守り育て、魅力ある茅ヶ崎の創造
- ・市民参画の景観まちづくりの推進と定着

(5) 基本目標

茅ヶ崎らしい景観まちづくりにあたり、三つの基本理念にそって、五つの基本目標をたてる。

- 目標 1 豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を守り、継承します
- 目標 2 地域の資源や特徴を活かしつつ進めます
- 目標 3 人にやさしいまちづくりを進めます
- 目標 4 市民・事業者・行政が連携して進めます
- 目標 5 湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしいまちづくりを進めます

(6) 基本方針

景観まちづくりの基本理念に定めた考え方をもとに、基本目標を実現するための指針として定めたものが基本方針である。基本方針の構成は、本市全体にかかわる共通の方針（景観まちづくりの基本原則－10 の原則）、場所ごと、地域ごとの方針（景観構造別方針）、景観を形成する要素ごとの方針（景観要素別方針）の 3 部構成となっている。

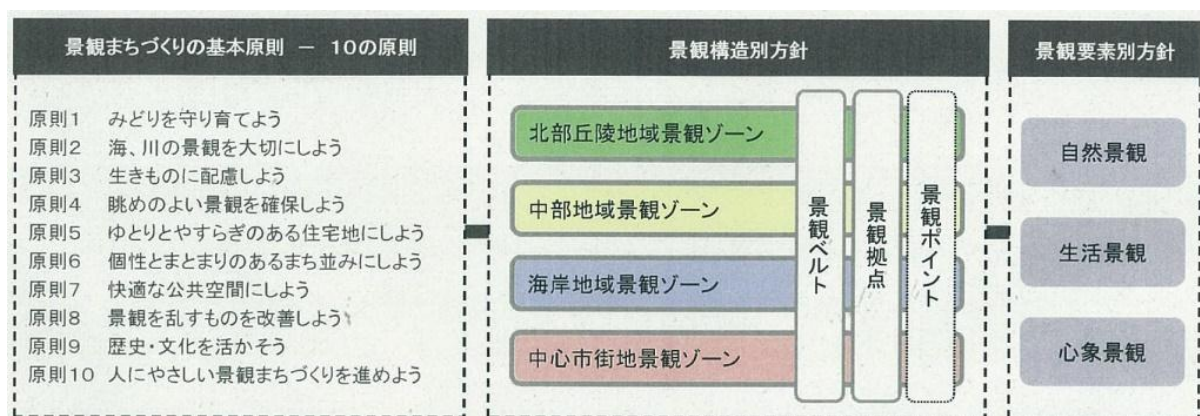


図 48 景観まちづくりの基本方針

(イ) 景観構造の設定

地域の景観特性に応じた景観まちづくりを進めるために、茅ヶ崎の地形的なまとまりや景観的な特性を加味して景観構造を浮き彫りにするために、市域を4つの「景観ゾーン」に分類し、「景観ベルト」、[景観拠点]を設定する。

※本事業の対象地は北部丘陵景観ゾーンと都市河川ベルトに該当する。

①北部丘陵地域景観ゾーン

《景観まちづくりの方針》

- みどり豊かな湘南の里の保全
- 景観的に重要なポイントにおける重点的なみどりの保全・創出
- 谷戸景観の保全
- 建築物、工作物の周辺への配慮、調和

②都市河川ベルト

- ・小出川、千ノ川、駒寄川など、市内を流れて相模川などに注ぐ河川は、水とみどりの骨格軸の景観を形成している。

《景観まちづくりの方針》

- 親しみのある水辺空間の再生
- 生態系に配慮した河川環境の創出
- 河川景観と調和したまち並み景観の形成
- 水害への配慮

＜小出川の方針＞ 水辺の保全と自然環境の回復

＜駒寄川の方針＞ 住宅地や歴史的景観との調和への配慮

(ロ) 景観ポイントの設定

景観ポイントは、各ゾーンやベルトの景観特性がよく現れている場所、あるいは景観まちづくりの具体的な推進が望まれる一定の範囲を指す。景観ポイントは、次の2つの共通指針をもとに景観形成をめざす。

《共通指針》

- ・個性的な景観を形成する
- ・調和とまとまりのある景観を形成する

《景観ポイントごとの評価の視点》

景観ポイントとして、史跡が所在する下寺尾字西方が選ばれており次のような評価の視点が記されている。

■下寺尾字西方

○歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成

新しい住宅地に隣接しているものの、古代寺院の七堂伽藍跡や相模国郡衙跡（県立茅ヶ崎北陵高校）など歴史的な気配も感じることができる。歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成に努める。また、田園景観に親しめるような歩行者ネットワークの形成を進める。

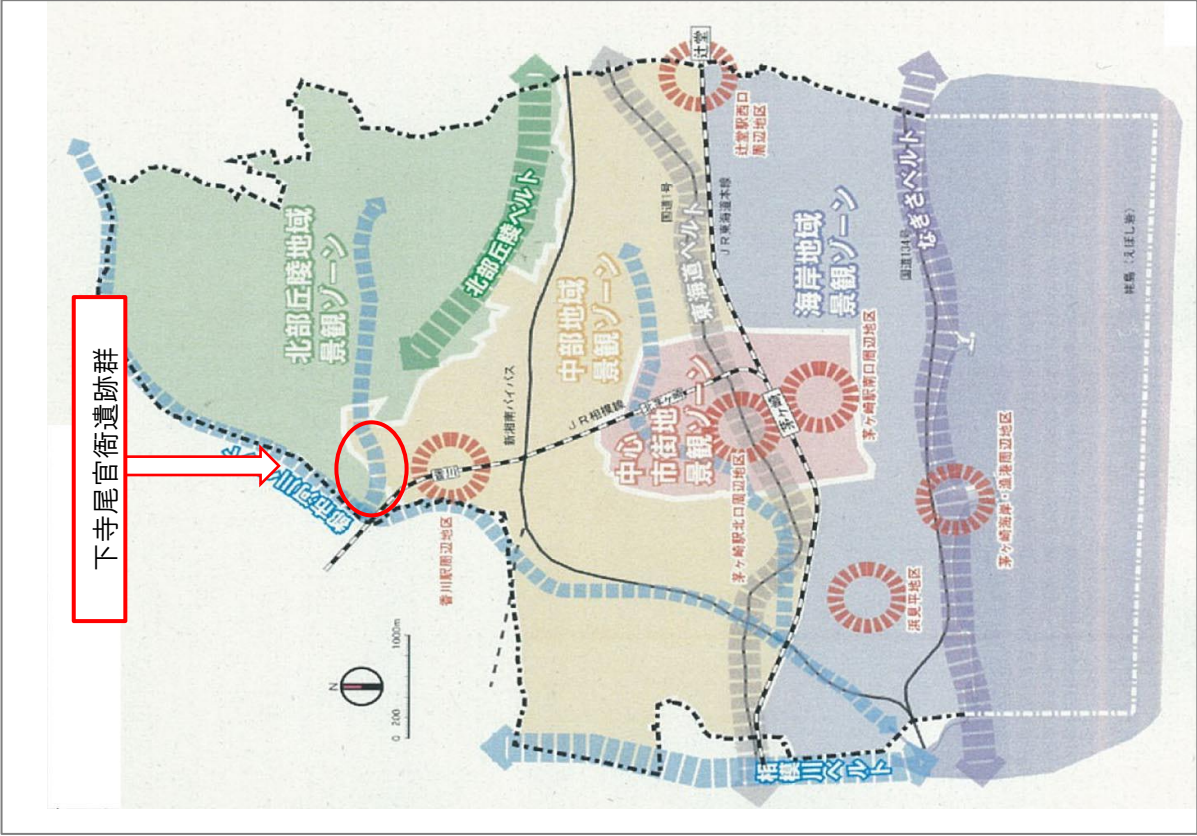


図 49 景観構造図

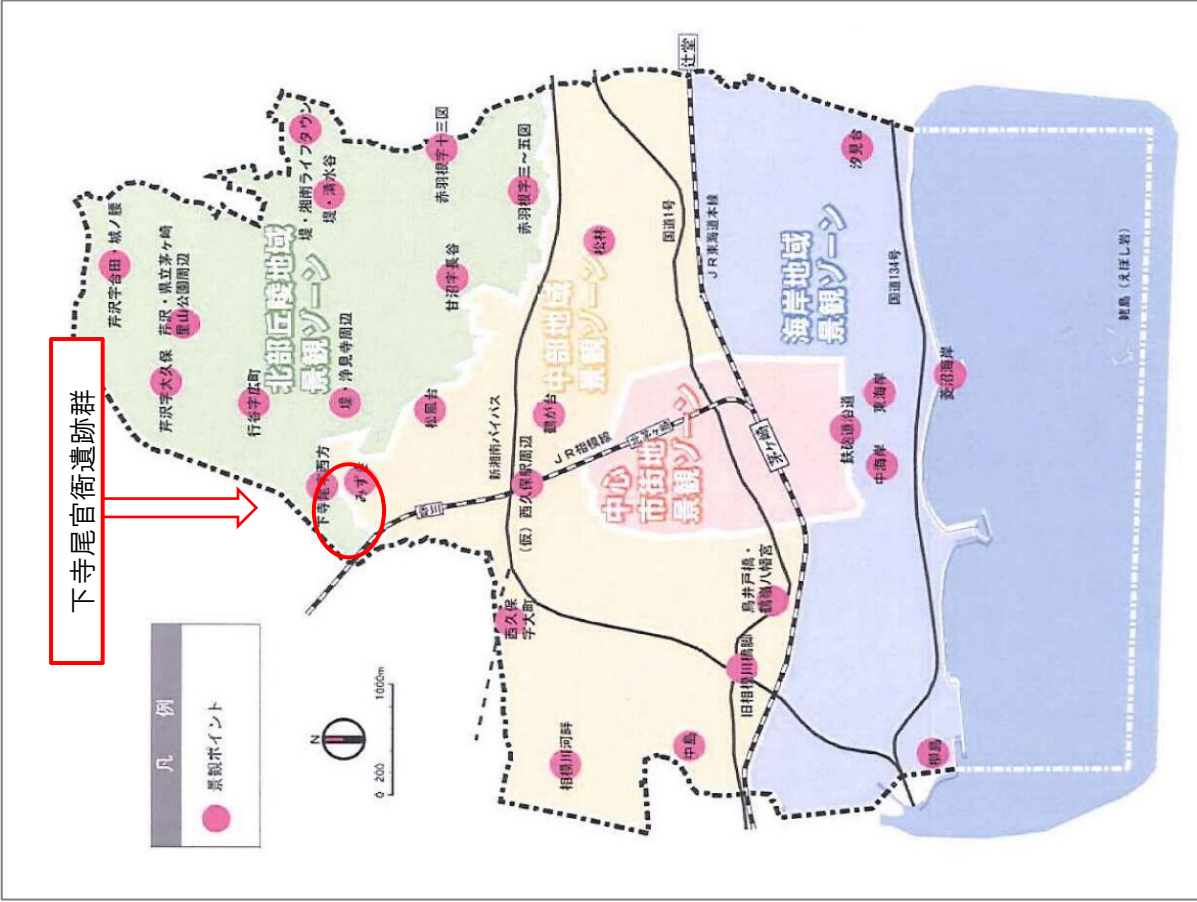


図 50 景観ポイント図

オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画

■計画期間 平成 21 年度～30 年度

■経過・予定

平成 25 年 1 月 中間報告の実施

■概 要

(ア) 基本理念

- ・個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- ・快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- ・市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

(イ) 基本方針

- ・自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- ・安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- ・歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- ・豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

(ウ) みどりの将来像

- ・自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
- ・市民と関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
- ・骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります



図 52 みどりの将来像の概念図

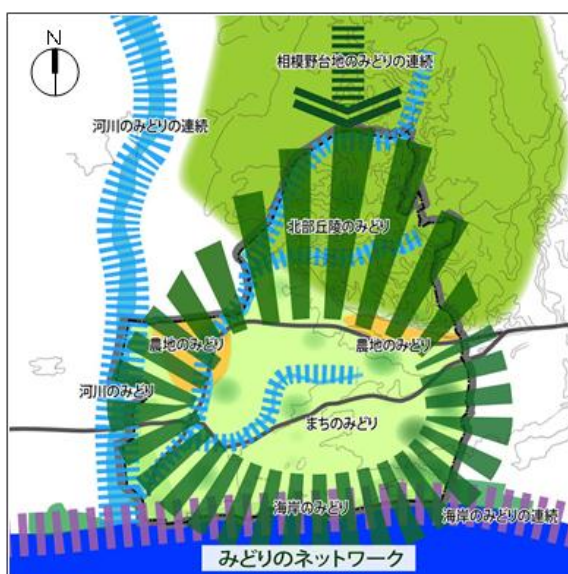


図 51 みどりの将来像

表 17 北部丘陵のみどりにおける基本方針

対 象	主 な 施 策
自然環境保全上 重要な地域 	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （★特別緑地保全地区指定の推進、★市民緑地制度の推進★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進など） 《施策の推進》 ●協力体制の構築（管理協定締結の推進 事業者参加の充実など） ●P R ・ 情報提供の充実 （緑地保全優遇施策のP R ・ 協力働きかけなど） ●資金の充実（★茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実など）
拠点となるレクリ エーション空間の 充実・整備が求めら れる地域 	《みどりの創出》 ●公園・緑地の整備（★市民の森の再整備など） ●公共施設緑化・整備の推進 （★（仮称）小出第二小学校用地の活用など）
まとまりのある 樹林地 	《みどりの保全》 ●地域制緑地などによるみどりの保全 （★茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、★（仮称）茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進） 《施策の推進》 ●協力体制の構築（里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用、事業者参加の充実など） ●P R ・ 情報提供の充実 （緑地保全優遇施策のP R ・ 協力働きかけなど）
優れた歴史的景観 地域 	《みどりの創出》 ●河川のみどりネットワークの推進（親水護岸の整備、散策路（管理用通路）の整備など）

※★は優先的に実施する施策を示します。

※表中の図は基本方針図に対応しています。



図 53 北部丘陵のみどりにおける基本方針図

(3) 史跡整備に関わる法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第五百十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第

二項 に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査が必要であると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査が必要であると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第一百条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、

当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第百十三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で

準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）

第二百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第二百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第一百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべ

き相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第一百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第一百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成二八年一二月二六日政令第三九六号

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたものの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号）

最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墳墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、

風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

一 公園、庭園

二 橋梁、築堤

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

六 峡谷、瀑布、溪流、深淵

七 湖沼、湿原、浮島、湧泉

八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

（一）日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地

（二）特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

（三）自然環境における特有の動物又は動物群聚

（四）日本に特有な畜養動物

（五）家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地

（六）特に貴重な動物の標本

二 植物

（一）名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

（二）代表的原始林、稀有の森林植物相

（三）代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

（四）代表的な原野植物群落

（五）海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

（六）泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

（七）洞穴に自生する植物群落

（八）池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域

（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

（十）著しい植物分布の限界地

（十一）著しい栽培植物の自生地

（十二）珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

（一）岩石、鉱物及び化石の産出状態

（二）地層の整合及び不整合

（三）地層の褶曲及び衝上

（四）生物の働きによる地質現象

（五）地震断層など地塊運動に関する現象

（六）洞穴

（七）岩石の組織

（八）温泉並びにその沈澱物

（九）風化及び侵蝕に関する現象

（十）硫気孔及び火山活動によるもの

（十一）氷雪霜の営力による現象

（十二）特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

最終改正：平成二十七年一二月二日文部科学省令第三六号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及

び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 (抜粋)

(平成一二年四月二八日文部大臣裁定)

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第百二十五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

(標識)

第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第百十五条第一項 (法第二百二十条及び第百七十二条第五項 で準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別 (特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。) 及び名称

二 文部科学省 (仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称) の文字 (所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項 の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項 の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

（昭和 43 年 1 月文化財保護委員会通知）

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受付けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3 メートル以下

5 石碑の占有面積

10 ㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和 43 年 1 月

文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第八五条の三）（第八 二参照）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第九九条第四項）（第八四参照）。

（一） 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

（i） 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市）の教育委員会が行う（法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで）。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）

③ 土地の形状を変更しないで行われる、i）建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii）道路の舗装若しくは修繕（同号ハ）

④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却（同号ニ）

⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（同号ホ）

⑥ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。）（同号ヘ）

屋外広告物法（抜粋）

（昭和二十四年六月三日法律第百八十九号）

最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう
二 街路樹及び路傍樹
三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(4) 現状変更の許可申請に関する資料

ア 現状変更行為等に伴う許可申請区分表

表 18 現状変更行為等に伴う許可申請区分表

区分	行為の内容		主な参考事例
許可申請を要しない行為 (不明な場合は、市教育委員会へ連絡)	維持の措置	(1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 (2) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 (3) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 史跡のき損届が必要となる場合がありますので、安全を確認した後、市教育委員会へ連絡してください。	○史跡本体に関する維持の措置
	非常災害等による必要な応急措置	(1) 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 (2) 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為 史跡のき損届が必要となる場合がありますので、安全を確認した後、市教育委員会へ連絡してください。	○土砂崩れの土砂取り除き ○損壊した建築物・工作物の除却 ○事故で損壊した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合 ○地下埋設管の破裂等に伴う緊急的措置
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	(1) 植栽の維持管理行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (2) 既存建築物等の維持管理行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (3) 耕作行為(天地返し等土地の形状の変更を伴わないもの)	○樹木の剪定・枝払い、草刈り、株物の植え替え等 ○既存建築物の壁、塀、門扉等の補修等 ○既存の敷石、階段の丸太の補修等 ○水路内の清掃
市教育委員会へ許可申請が必要な行為	軽微な現状変更	(1) 二年以内の期限をもって設置される小規模建築物の新築、増築又は改築(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (2) 工作物の設置、設置から五十年を経過していない工作物の改修(土地の形状の変更を伴わないもの) (3) 道路の舗装又は修繕(土地の形状の変更を伴わないもの) (4) 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (5) 電柱、電線、ガス管、上下水道管等の設置又は改修(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの) (6) 木竹の伐採(抜根等土地の形状の変更を伴わないもの) (7) 設置から五十年を経過していない建築物等の除却(土地の形状の変更が必要最小限度であるもの)	
文化庁長官へ許可申請が必要な行為	上記の範囲を超える現状変更	(1) 土地の形状変更を伴う行為(市が許可する行為のうち、必要最小限度の形状変更が認められる場合は、その限度を超えて土地の形状変更を伴う行為) (2) 景観に大きな影響を伴う行為 (3) 設置の日から五十年を経過している建築物等の改築又は除却 (3) 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為	

イ 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図

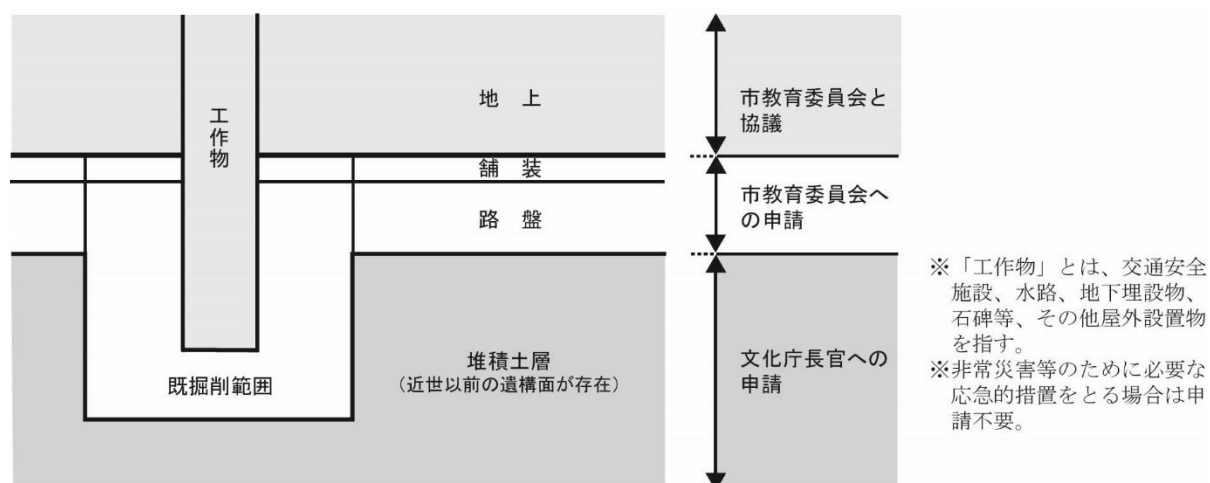


図 54 工作物の現状変更等に伴う許可申請区分の概念図

ウ 現状変更等に関する手続き

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の史跡において、現状変更等を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている。

なお、現状変更等を行うにあたっては、必要に応じて文化庁、神奈川県と協議する。

エ 現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為は次表のとおりとする。

表 19 現状変更等の許可を必要としない行為

許可等の考え方	保存管理方法	内 容
許可・届出を必要としない行為	維持管理	ア 史跡・建造物の日常の維持管理 ・日常的に実施する植物管理、施設管理、風物演出、管理運営 イ 非常災害時に必要な応急措置 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損や滅失を未然に防止するために行う応急的な措置
届出による対応で、許可を必要としない行為	復旧	ア 史跡の機能維持のための復旧 イ 建造物の機能維持のための復旧 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損や滅失に対する応急的な措置及び現復旧

オ 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」

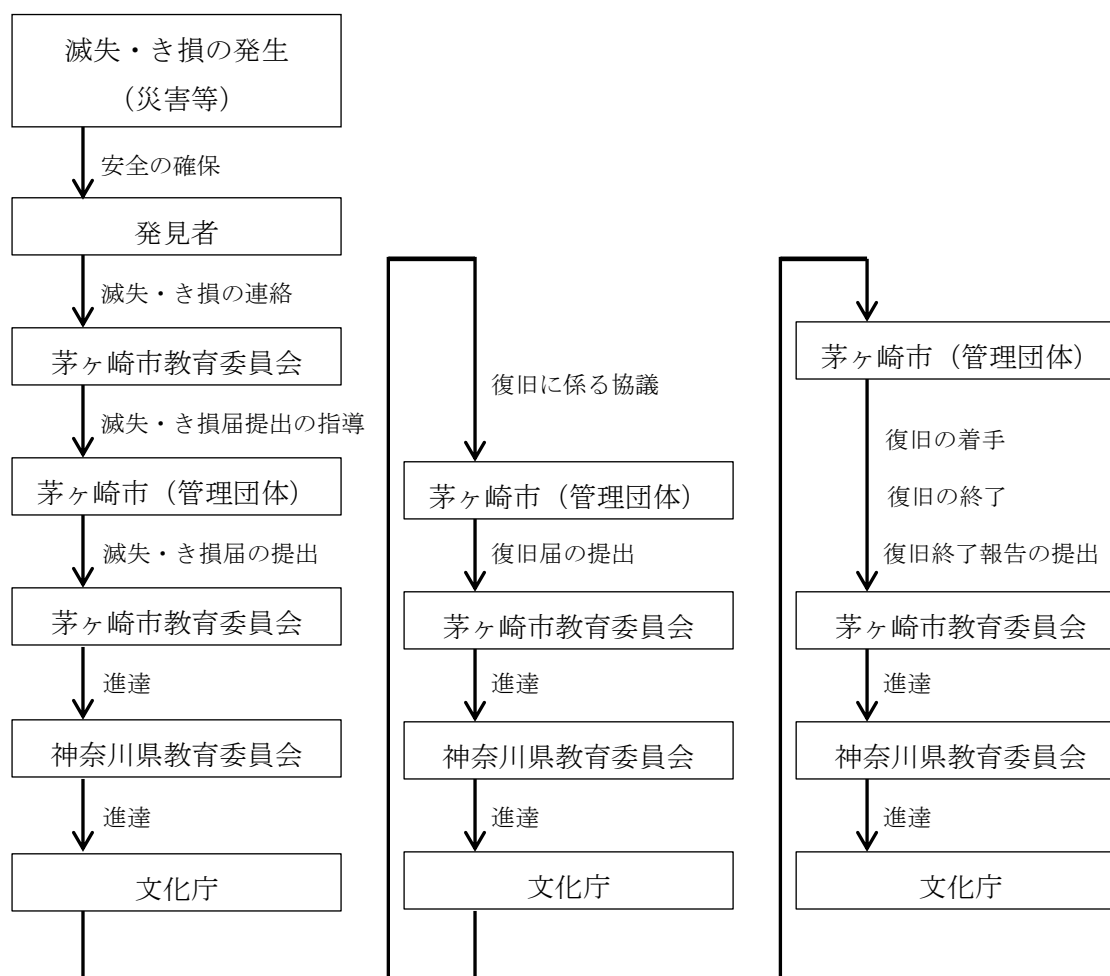


図 55 「復旧」に関わる「き損・破損時の諸手続きの流れ」

(5) 下寺尾遺跡群等保存・活用部会委員名簿

本計画の策定に当たった、「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」の委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

表 20 茅ヶ崎市文化財保護審議会「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」名簿

◎委員

	氏 名	所 属	備 考
部会長	こんどう ひでお 近藤 英夫	東海大学名誉教授	学識経験者 考古学
委 員	あらい ひでき 荒井 秀規	藤沢市郷土歴史課学芸員	学識経験者 古代史
委 員	おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	学識経験者 考古学
委 員	ごみ ふみひこ 五味 文彦	東京大学名誉教授	学識経験者 歴史学
委 員	さとう つぎお 佐藤 次男	下寺尾自治会会長	市 民 下寺尾自治会
委 員	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学講師	学識経験者 史跡整備・考古学
委 員	はこざき かずひさ 箱崎 和久	奈良文化財研究所 遺構研究室長	学識経験者 建築史
委 員	みやたき こうじ 宮瀧 交二	大東文化大学教授	学識経験者 博物館学・古代史

◎オブザーバー

委員名は 50 音順

オブザーバー	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課
オブザーバー	谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	石原 孝造	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	丸吉 繁一	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

(6) パブリックコメントの実施結果

本計画の素案について、平成 29 年 1 月 25 日（水）から平成 29 年 2 月 23 日（木）までの期間で実施したパブリックコメントの実施結果は次のとおりである。

「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 平成 29 年 1 月 25 日（水）～ 平成 29 年 2 月 23 日（木）
- 2 意見の件数 55 件
- 3 意見提出者数 9 人
- 4 内容別の意見件数

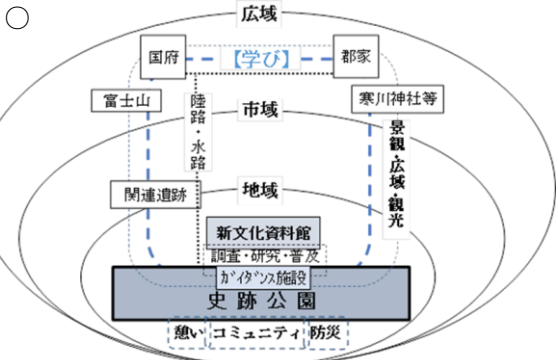
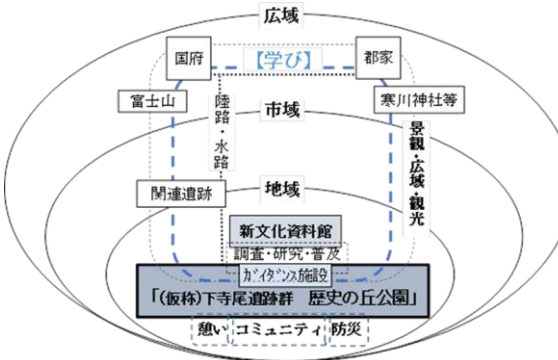
※	項 目	件 数
	史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画全般に関する意見	5 件
	「はじめに」に関する意見	0 件
	「目次」に関する意見	0 件
1	「1 計画策定の沿革・目的」に関する意見	0 件
2	「2 茅ヶ崎市の概要」に関する意見	0 件
3	「3 下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の概要」に関する意見	0 件
4	「4 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値」に関する意見	0 件
5	「5 保存」に関する意見	4 件
6	「6 活用」に関する意見	13 件
7	「7 整備」に関する意見	8 件
8	「8 運営の方法と体制」に関する意見	0 件
9	「9 事業計画」に関する意見	0 件
10	「10 事業の効果把握と検証」	0 件
	「附編」に関する意見	0 件
	文章の表現に関する意見	2 件
	パブリックコメントに関する意見	3 件
	その他の意見	20 件
合 計		55 件

※「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

図 56 「史跡 下寺尾官衙遺跡群保存活用計画(素案)」についてのパブリックコメント実施結果

表 21 パブリックコメント実施による修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
P103 図35 下寺尾遺跡群の活用の方角性 	P100 図35 下寺尾遺跡群の活用の方角性 
P105 カ コミュニティの活性化 ・ <u>史跡を史跡公園として、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。</u>	P102 カ コミュニティの活性化 ・ <u>広大な公園として、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。</u>
P106 ク 情報発信 ・ 来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。JR相模線の車窓からの視認が容易な下寺尾廃寺の区域に史跡の所在を示す表示を行う。 ・ <u>現地に案内板を配置するとともに、多くの人が集う場所にも案内板を配置し、史跡の周知を図る。</u> ・ 大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。	P102 ク 情報発信 ・ 来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。JR相模線の車窓からの視認が容易な下寺尾廃寺の区域に史跡の所在を示す表示を行う。 ・ _____ ・ _____ ・ 大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。

引用・参考文献一覧

- 財団法人かながわ考古学財団 2003 年 『下寺尾西方A遺跡』（かながわ考古学財団調査報告 157）
- 財団法人かながわ考古学財団 2010 年 『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』
- 香川・下寺尾遺跡群発掘調査団 2005 年 『香川・下寺尾遺跡群発掘調査報告書』
- 茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会 1988 年 『下寺尾西方A遺跡』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 1）
- 茅ヶ崎市教育委員会 1994 年 『下寺尾西方A遺跡』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 7）
- 茅ヶ崎市教育委員会 1997 年 『下寺尾寺院跡の研究』（茅ヶ崎市文化財資料集 第 12 集）
- 茅ヶ崎市教育委員会 1999 年 『文化資料館調査研究報告 7』
- 茅ヶ崎市教育委員会 2004 年 『下寺尾西方B遺跡』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 19）
- 茅ヶ崎市教育委員会 2004 年 『下寺尾七堂伽藍跡確認調査概報』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 20）
- 茅ヶ崎市教育委員会・（財）茅ヶ崎市文化振興財団 2005 年 『下寺尾七堂伽藍跡の調査』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 24）
- （財）茅ヶ崎市文化振興財団 2007 年 『下寺尾西方A・C遺跡』（茅ヶ崎市文化振興財団調査報告 12）
- （財）茅ヶ崎市文化振興財団 2010 年 『下寺尾西方A遺跡Ⅶ』（茅ヶ崎市文化振興財団調査報告 22）
- 茅ヶ崎市教育委員会 2011 年 『下寺尾西方遺跡』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 36）
- 茅ヶ崎市教育委員会 2013 年 『下寺尾官衙遺跡群の調査～下寺尾七堂伽藍跡・高座郡衙の調査～』（茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 40）
- 茅ヶ崎市 昭和 52～57 年 『茅ヶ崎市史』第 1 巻～第 5 巻
- 茅ヶ崎市教育委員会 平成 24 年 『ぶらり散歩 郷土再発見』
- 茅ヶ崎市 平成 24 年 『ちがさき丸ごとふるさと発見博物館 季刊誌第 15 号』
- 茅ヶ崎市観光協会・茅ヶ崎市産業振興課 平成 26 年 『ちがさきガイドマップ』
- 東京都府中市 平成 25 年 『国史跡武蔵府中熊野神社古墳 保存整備事業報告』
- 東京都府中市 平成 26 年 『国史跡武蔵国府跡 保存管理計画』
- 藤沢市教育委員会 1997 年（平成 9） 『神奈川の古代道』（博物館建設準備調査報告書第 3 集）
- 藤沢市 2015 年（平成 27） 『大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅴ～古代～』
- 鈴木靖民 平成 26 年 『相模の古代史』 高志書院
- 田中弘志 平成 20 年 『律令体制を支えた地方官衙・弥勒寺遺跡群』（シリーズ「遺跡を学ぶ」046）
新泉社
- 江口桂編 平成 26 年 『考古学ハンドブック（11）古代官衙』ニューサイエンス社
- シンポジウム《下寺尾官衙遺跡を考える》 平成 24 年（発表要旨集より）
- 大村浩司 「下寺尾七堂伽藍跡の調査成果と課題」
- 中村哲也 「香川・下寺尾区画整理関連調査の調査成果」
- 大上周三 「高座郡衙（西方A遺跡）の調査とその後の研究」
- 依田亮一・高橋香 「小出川河川改修事業関連遺跡群の調査成果」

岡本孝之 「下寺尾官衙遺跡の調査の歩みと展望」

荒井秀規 「郡家と周辺寺院」

宮瀧交二 「古代相模国高座郡について」

箱崎和久 「七堂伽藍跡の主要建物について」

田尾誠敏 「下寺尾官衙遺跡の変遷」

坂井秀弥 「古代寺院・地方官衙の意義と保存活用」

フォーラム《下寺尾官衙遺跡群》 平成 25 年 発表要旨集

セカンドフォーラム《下寺尾官衙遺跡群Ⅱ》 平成 25 年 発表要旨集

上本進二・浅野哲也 1999 年 「茅ヶ崎低地の地形発達と遺跡形成」(茅ヶ崎市文化資料館調査研究報告 7)

富永富士雄 平成 23 年 「茅ヶ崎の縄文世界と古代社会(試案)」(第 22 回茅ヶ崎市遺跡発表会要旨より)

富永富士雄 平成 27 年 「堤貝塚と居村遺跡出土木簡」(第 26 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会発表要旨より)

茅ヶ崎市総合計画基本構想 平成 23 年度～平成 32 年度

茅ヶ崎市教育基本計画 平成 22 年(26 年度見直し)

ちがさき都市マスタープラン 平成 20 年 6 月改定

茅ヶ崎市景観計画 平成 20 年(23 年 4 月、25 年 7 月一部改訂)

茅ヶ崎市環境基本計画 2011 年版

香川まちづくり基本計画 平成 17 年度～36 年度

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 平成 27 年 9 月

茅ヶ崎市みどりの基本計画 平成 21 年 7 月

茅ヶ崎市「統計でみるちがさき」

茅ヶ崎の都市計画

茅ヶ崎市の都市計画図

茅ヶ崎市景観条例

茅ヶ崎市屋外広告物条例のあらまし(許可基準等)

茅ヶ崎市農業振興地域整備計画

茅ヶ崎市文化財保護条例

茅ヶ崎市小出支所 「小出地区の遺跡」「小出地区の地名」

ちがさき丸ごと博物館「地域遺産データベース」

まっふ de ちがさき

「第 1 回豊かな高齢社会に向けたまちづくり有識者会議」(バリアフリー基本構想・平成 25 年包括年次財務報告書―茅ヶ崎市の財政―資料) 平成 25 年 10 月 2 日

以上、茅ヶ崎市公式ホームページより引用

海老名市 「史跡相模国分寺跡」 海老名市ホームページより

平塚市 「歴史と文化財」 平塚市ホームページより

同 平塚市博物館ホームページ

寒川町 「岡田遺跡」 寒川町ホームページより

神奈川県 平成 22 年 「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針」

神奈川県 平成 20 年 12 月 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」

神奈川県 「神奈川の歴史」 神奈川県ホームページより

公益財団法人かながわ考古財団 「奈良平安時代の遺跡」 公益財団法人かながわ考古財団ホームページより

環境省 昭和 62 年 「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書（神奈川県）」

環境省 「第 3 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」 生物多様性センター ホームページより

国土交通省ホームページ

総務省統計局 平成 26 年 「経済センサス-基礎調査」

農林水産省・神奈川県 2015 年 「農林業センサス」

文化庁 「文化財保護法」等 文化庁ホームページより

以上

史跡 下寺尾官衙遺跡群
保存活用計画

発行日：平成 29 年 3 月

発 行：茅ヶ崎市教育委員会

編 集：茅ヶ崎市教育委員会社会教育課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話：0467-82-1111（代表）